

## 第 1 1 回長野県治水・利水ダム等検討委員会 砥川部会 議事録

開催日時 平成 1 4 年 3 月 2 日 ( 土 ) 午前 1 0 時 0 分から午後 6 時 2 0 分

開催場所 岡谷市文化会館 小ホール

出席委員 宮澤部会長以下 1 9 名

田中治水・利水検討室長

定刻となりましたのでただいまから「長野県治水・利水ダム等検討委員会 第 1 1 回 砥川部会」を開催いたします。開催にあたりまして始めに宮澤部会長からごあいさつをいただきたいと思います。

宮澤部会長

おはようございます。委員の皆さんにおかれましては、連日連夜の土曜日・日曜日にかかってこの部会が運営されてるため本当にお忙しい中、また年度末という時期に入ってまいりました。それぞれご対応のところをご出席を賜りまして、心から感謝を申し上げます。また幹事会の皆さんも家族サービス等々もなく、ずっとそれぞれにご参加していただきまして本当に部会長としても心苦しい限りであります。なにとぞ皆さんのお知恵をお借りしたり、皆さんからの提言がないと部会自身の深まりができませんので、よろしくお願ひしたいと思います。また傍聴の皆さんにおかれましてはいつも大変熱心にお越しいただきましてそれぞれ感謝を申し上げます。またマスコミの皆さんも、これはどうしても最終的な判断を流域住民の皆さんまた市民の皆さんに委ねることになります。ここでのそれぞれの理にかなった論議をその皆さん方に知っていただくことがまず一番のスタートになるわけございまして、そういう意味からして、どうかこれからもよろしくお願ひしたいと思うところであります。今日は第 1 1 回目ということでございまして、そろそろ今まで論議させていただいたことをまとめさせていただき段階に入ってきております。委員の皆さんのそれぞれの経過と、それから答えは手法としてどういう施策を講じるかということにどうしてもなるわけございまして、この部会であるべく開かれた論議をさせていただきたいと思ひます。また、今日も危機管理室長が出席をしておりますが、過日の長野県議会本会議の答弁で危機管理室長の口から、全国でこれだけの規模をもって進めてきているような住民参加によるこのような意思決定というか検討というのは初めてではないだろうか、こういうお話しがございまして、自治省から防災関係の責任、専門家として県の方に来ていただいている室長ではありますが、そういうような面で非常に全国からも注目されております。そんなことでそういうなりきのしっかりとした、行政的に見ても、またここでの民主的な論議をふまえて、それぞれのサイドからすべてのサイドからなるほどというふうになんていっていいかわかりませんが、それだけの答えを導き出していかなければこの部会が許されないと思っております。そんなことで今日はそろそろ終盤戦にまいって入ってまいりました。一歩も二歩も踏み込んで進めさせていただきたいと考えるところでございまして、どうか、そんなことを含めまして、それぞれの委員さんにおかれましては、よろしくご指導のほどお願ひしたいとこんなふう思うところであります。よろしくお願ひいたします。

田中治水・利水検討室長

ありがとうございました。ただいまの出席委員は 1 9 名中 1 8 名でございます。条例第 7 条第 5 項で準用する第 6 条第 2 項の規定により本部会は成立いたしました。

それでは、部会長の方、議事進行の方よろしくお願ひしたいと思います。

宮澤部会長

はい。それでは議事に入らせていただきます。

本日の議事録署名人は高田委員さんと浜委員さん。おふたりをお願いをいたします。

それでこの部会は検討委員会の専門家の皆さんで構成しているそれぞれのワーキンググループのご意見を尊重しながら、またこちらの部会の方からお願いしながらそれぞれの検討をしていただくという態勢を採ってまいりました。そういう中で、まだ具体的に途中の全部9河川のことをやってるワーキングもあるわけでございますので、なかなか最終結論が出てこないというようなこともありますし、また部会の方に検討の中で答えを出して欲しいと、こういうようなお話しのあるワーキンググループからもあるわけでございます。そういう中で今日はまず利水ワーキンググループの浜座長の方から利水ワーキングの検討結果につきまして報告をしていただくことがこちらの方にまいっております。そんなことで、まず利水関係ワーキングの問題点。これについて進めさせていただきながら利水問題につきまして話しをさせていただくと、こういうようなことで進めたいと思っております。また、これ午前中ないしはその後掛かるかもしれません。その後基本高水の問題について、ひとつの整理をして進んできているわけでございますが、まだここで決定がなされてるわけではございません。その基本高水の問題のことにつきまして、もう少し詰めさせていただいて、今日それぞれの委員さんから基本高水についてのご意見がそれぞれペーパーで出ている方もおいでになりますので、そんなこともふれて一定の整理をさせていただきたいと考えております。それで午前中終了させていただきまして、午後から、それぞれをふまえた上でそれぞれの案について入っていきたく、こんなふうに思うところでございます。

まず、利水の浜座長から利水ワーキングのご報告をいただく前に、皆さんのお手元にお配りさせていただきますように、前回まで2回にわたりまして提出され、そしてちょっと一部の、半分ぐらいな委員さんからはこの審議は必要ないというご意見でございましたが、部会長の方で多少、誠に申し訳ございませんが、独断的に進めさせていただきまして検討を加えさせていただきました放水路プラス河川改修案。このことの扱いにつきまして検討委員会の委員長さんの方に技術検討のご依頼を文書で申し上げました。ここでの決定のとおりであります。そうしたところが、今すぐ一週間の中でこれを検討をするという状況にはないということで、今日はそういう状況になってまいりました。ですので、これは一応ひとつちょっと扱いを保留させていただきながら、午後の論議に入らせていただきたいと思います。その時に、一応この前の放水路案に検討した内容等々のものにつきましては整理をさせていただいて、皆さんのお手元にお配りできるような状況にはしてございますので、そのこともご了承をさせていただきたいと思うところでございます。

それでは、浜座長。利水ワーキングからのご報告をお願いいたします。はい、浜委員。

浜委員

それでは、部会長の方からご指名ございましたので、利水ワーキングのまとめについてご発表させていただきます。お手元には資料がございません。まだ、検討委員会の方にご報告をしておりません。先般、委員長にこの文書と言いますか報告書をファクスをいたしまして、今日ご許可をいただいて口頭でご説明をさせていただきます。

利水ワーキングにつきましては、水源対策。この問題について多目的ダムを含めまして七つの水源の方法を模索してまいりました。検討内容につきましては、地下水については汚染状況、それから水源

の水位低下の状況などを資料により現状を把握をしまいたたけでございます。河道外貯留施設、いわゆるため池でございますけれども、これに対しましても地形等の検討を行った経過でございます。それから、新和田トンネルの湧水についてでございますが、これにつきましては経年において水量・水質というものが安定しているということが求められているわけでございますから、平成13年の10月から幹事会におきまして水量・水質を調査を進めてきました。それから、ダム計画以降の流量データから砥川の河川流量について検証をしまいたりました。それと共に水利権の関係、権利関係においても調査を行ってしまいたたけです。なおこの上水道にかかわる施設計画及び給水量計画につきましては水道業者の責任において行われるという体質のものでありますから、ワーキンググループが調査・作成をいたした資料の内容につきましては、前回は申し上げましたとおり、その権限というものを侵すものではないということでもあります。また、水源の選択につきましては住民の意見を聞き最終的には事業者、すなわち市町村が判断するものであると、いうまとめになりました。給水量の予測につきましては、先般ご報告をいたしたようにコンサルに委託をいたしました。結果といたしまして一日最大給水量を岡谷市が3万3800トン。下諏訪町が1万4100トン。この数字については評価をする、ということですが、今回の推計給水量は現在取得済みの水道事業計画を否定するものではありません、ということですが、このような検討結果に伴いまして、水源の対策についてでございます。まず、対策案1といたしまして地下水源、地下水の浄水処理。現在地下水浄化して利用しているものでございますが、既存の形でいく方法。これはメリットといたしましては、新規水源の開発費用が掛からない。それからデメリットといたしましては、完全に汚染を浄化することはできないということ。それから、水位低下がありまして、取水量が大変不安定である。それから、10年から15年で機械の更新が必要になるということございまして、高度浄水施設は約一基1億円掛かります。そのうち市町村の負担金が6千万いるということでございます。耐用年数は約10年から15年ということでございます。この留意事項におきましては、森林整備、水田の保全などによりまして、地下水というものをかん養することが重要である。また、水道法の第5条によりますれば、水源につきましてはできるだけ良質な原水を必要量取り入れることができるものであることとされております。できる限り法に沿ったものであることが望ましいということでもあります。対策案第2案でございますが、これは利水専用ダム。利水専用ダムでございます。下諏訪ダム計画地点に利水専用ダムを建設し取水をします。このメリットにつきましては、河川から安定した取水が可能であります。デメリットといたしまして、多目的ダムに比べまして水道事業者の負担が大きい。それから景観、自然環境に与える影響がある。それで事業費といたしましては、これはおおむねでございますけれども25億円。これはたい砂量のキャパシティー（capacity：容積、容量）は見ておりません。25億円。このうち市町村の負担が8億3千万円、おおむねでございます。耐用年数は100年といたしまして、ダム管理費は年間で1千万円。ダム管理費は年間で1千万円。浄水場に17億5千万円。これは参考値でございますのでよろしくお願いを申し上げたいと思います。それから第3案といたしましては、多目的ダム。これは従来の下諏訪ダムからの取水でございまして、メリットといたしましては、河川から安定した取水が可能。安定した正常流量が、これは砥川ですが、安定した正常流量が確保できる。それから利水専用ダムに比べまして水道事業者の負担が小さいと。こういったメリットがあるのではないかと。デメリットにおきましては、景観、自然環境に与える影響がある。この財源等でございますけれども、水利者、利水者負担金が約10億円。このうち市町村負担になりますのが2億5千万円でございます。耐用年数は約100年見ております。それで、ダム管理費、利水者の負担金が年で100万円。浄水場が17億5千万円。留意事項につきましては利水専用ダムについ

ても多目的ダムにおける水道業者の負担程度の措置が望まれると。それから、多目的ダム、利水専用のダムの選択は、治水対策、財政等を考慮して総合的な判断が必要である。多目的ダムの場合には、治水・利水及び本来河川に必要な流量の確保を目的とすることを含めて計画すべきである。砥川の基準湯水流量におきましては、0.471立米・パー・エス( $m^3/s$ )、秒でございます。0.471立米・パー・秒( $m^3/s$ )エスでございます。これは医王渡橋地点で観測をいたしました代かき期のものでございます。それから砥川の正常流量でございますが、0.511立米・パー・エス( $m^3/s$ )。これも医王渡橋地点代かき期でございます。0.511立米・パー・エス( $m^3/s$ )でございます。

その他の対策への検討結果でございますが、新たな地下水に水源を求めることにつきましては、岡谷市の地下水汚染及び現状の水源地の水位低下、この現状等を見ますと、短時間のうちに新たな水源として利用するには安定性・安全性に課題があり困難だというふうに思われるわけです。河道外貯留施設におきましては、地形の制約から37万立米( $m^3$ )というものを貯留する施設の建設は地形的に困難だと思われまして、それから、農業用水の転換についてでございますが、これにつきましては、ご承知のように慣行水利権に認められております水量、これは農業あるいは生活用水の目的に必要な量であるわけでございます、余剰水は今のところないというふうに考えられております。この問題につきましては、堰の関係者あるいは水利権者におきまして、利水ワーキングで状況下を聞き取り調査をいたしましたところでございますし、また本日も部会長を含めまして堰の関係者であります武井美幸さんに事情を部会長と共に聴取をして、お聞きしております。また2000年の1月の25日に建設省の水資源開発審議会企画部会におきまして、用途間の転用で有効に活用をとということです。すなわち、農業用水というものを水道用水にできる限り転用をしたらいかがでしょうかという提案があったわけでございますし、全国でも転用の実績はあるようでございます。しかし、この砥川の場合につきましては、今申し上げたとおり現状でも水が足りないという状況下でございますので、農業用水の転用につきましては困難ということでございます。

それから注目を集めております新和田トンネルの湧水でございますが、これを砥川から取水する場合でございますが、現状では湧水が砥川に流入をしております。この状況においても砥川の流量は本来の河川としての機能を維持できない時期がございます。すなわち維持流量・安定流量を維持できないという時期がございます。安定した取水が困難と思われる。なお、湧水量の調査におきましては昭和54年の3月、昭和54年の3月には前回にご報告をいたしましたとおり1万80立米・パー・日( $m^3/日$ )であります。このうち和田分の、和田村分の権利を差し引きますと7200トン・パー・日( $m^3/日$ )となっております。その後の調査におきまして、平成13年の10月。平成13年の10月は約1万2千立米( $m^3$ )に對しまして8300立米( $m^3$ )。これは下諏訪分ということになります。1万2千立米( $m^3$ )に對して8300立米( $m^3$ )が下諏訪分ということになります。平成14年の2月の調査におきましては、7425立米・パー・日( $m^3/日$ )に對しまして、下諏訪分が5134立米・パー・日( $m^3/日$ )となっております。新和田トンネルの湧水が河川に流入する前に取水する場合でございます。河川に落ちる前に取水をしてしまうという場合でございますが、現状で河川水として有効に利用されているわけでございます、河川流量が減りまして河川環境の悪化と既得水利権による取水に影響をする、影響を及ぼすことが懸念をされる。湧水の権利は道路公社にあります。水の権利は道路公社です。ありますが、道路公社からは権利調整については下流の関係者との調整が必要であり、道路公社の一存で判断はできない、ということで先般道路公社との意見をお伺いをしてまいりました。取水者につきましては下諏訪・岡谷・既得権水利権者・漁業者等の協議ということが必要になってまいります。しかしながら、農業水

利権あるいは漁業者との意見の聴取、それから下諏訪町・岡谷市間の意見聴取の中で大変この問題を調整するのは時間が掛かり、困難を要することであるというワーキングの見解であります。農業利水者からの聞き取りにつきましては、特に現状でも流水が不足することがあり取水に大変苦慮をしているということでもあります。また、新和田トンネルからの市街地までの導水管、これを設置する必要があるわけでございますが、安定性・安全性を確保するためには実施中の調査結果を待たなくてはならない。それから、導水管工事につきましては、これもおおよその数字でございますが、9億から15億円。トンネルから医王渡橋付近までは約10キロございました。9億から15億円の費用が掛かるということでございます。

報告申し上げました利水ワーキングの新しい水源に、ということなりますれば、申し上げましたとおり、地下水の現状の浄化の方法で取水をする。それから利水の専用ダムで取水をする。それから多目的ダムで取水をする。この対策案三つをワーキングの方としては部会の方にご提示を申し上げたいということで4人のワーキングのメンバー総意でこの利水の報告書をお出しを申し上げたという経過でございます。よろしくお願いいたします。

宮澤部会長

はい。ただいま浜委員さん、この委員会には高橋委員さんもお見えでございますが、石坂委員さん、それから泰阜村長の松島委員さん。4人でまとめられた資料をご提出いただきました。今その中で、一つの確認でございますけれど、いろいろこの論議の中でも笠原委員さんからも出されたり、佐原委員さんからも出されてまいりましたが、農業用水を水道水に、要するに用途変更できないものだろうか、これはやっぱり大きな論議だと思います。このところについて、先ほど私の方でもちょっとメモをお渡しして、検討結果にこれを加えていただければご説明いただきたいということで用途変更の可能性についてお聞きをいたしました。それについては、これは農業用水から水道水の検討ということをごそれぞれの堰の関係者の皆さんと協議をしていただいた後の結果は先ほどご説明していただいたということですが、もう一度その点について確認をさせていただきますでしょうか。

浜委員

非常に理想的だというふうに思いますし、先般もご説明申し上げましたように、耕作面積につきましては40年前から比べますと約半分程度になっておるわけでございます。理論的には堰の水が余っているのではないかという感覚があるわけでございますけれども、事情聴取をいたしましたところ、今現状でも水が足りない。その理由といたしましては地下水等の変化。それから、道路・側溝等が都市化、基盤整備をされることによりまして、横からの流入量というものがほとんどなくなっていると、というような現状の中で、今現状でも足りない。横河の周辺の農業者に水を分けて欲しいというようなお話があったようですけれども、お仲間、農業者同士のやりとりさえも今はできないと、こういう状況下であるということでございます。また、ご承知のように既得水利権というものは大変この権利が強いものがございますから、この方々に同意を得られるかどうかということに対しましては、大変困難であるというワーキングの結果でございます。

宮澤部会長

はい。ありがとうございました。それと、地下水の状況についてから、整理をさせていただきたいと

思っておりますけれど、地下水は現在、平成9年に高度浄水施設を岡谷市さんがセットをされて、岡谷市の皆さん、何で利水の問題を論議するのかと、こういうことですが、ここんとこをもうちょっと、もう一回整理をしておきたいと思っておりますが、これはあくまでも2月20日に「『脱ダム』宣言」が出されて、下諏訪ダムの予算がゼロになってしまった。つまりつくらないということを知事が意思を示したわけでありまして。それで何度も繰り返すようでございますけれど、議会がこれに対してそれではまずいんじゃないかということで、要するに条例を作ってこの委員会で検討することになったということでございますが、そういう経過でございますので、あくまでもこれはダムをつくる目的の中に岡谷市の水という利水の分が入っていたからこの問題について検討をしているということでございます。ですから、ダムまたはダムに代わる総合治水ということを研究しているわけでございますから、この問題も解決していかなければならないと、こういうことでございます。たまたま、今日私、議会関係の皆さんからいただいたんであります。平成13年3月の岡谷市議会で、八幡議員さんに市長さんが答弁されて、市長から水の問題は非常に重要で大切な問題なのでよろしくとお願いしたところ、知事は大きな声でわかったと返事をしてもらったということをして市長さんが議会で述べておいでになります。このようにこの問題はダムがありきでもなくて、要するにダムを設定された意思の中にこの問題が入っているので今現在岡谷市の利水の問題を論議をしているということでございます。ここでございますのでダムないしはダムに代わる総合治水という問題点を論議する時に、岡谷市の利水の問題についてはどうしても避けて通れないので岡谷市の利水の問題を論議をしているということでございます。岡谷市のいろいろな問題が出ました。まず地下水の問題であります。笠原委員さん、佐原委員さんを中心といたしまして調査の問題。それから、将来に対する予測の問題等々それぞれ提出をされました。それについて横河の上流の森林の整備も非常に進められているということも確認いたしました。そういう中で現在の岡谷市内の井戸の水量が大幅に減っているという事実も岡谷市の方からご報告をいただきました。

また、地下水の汚染度。水道事業者は岡谷市の場合は許可、事業許可をするのは国でございますから、県ではないわけでございますけれど、その中で岡谷市と国との話し、許可の中の項目の中にトリクロロエチレンが多いので平成9年から高度浄化施設を設置するようにという話し合いの中でこれが設置されてきたということの経過。それが今浜座長から一基1億円ほどのお金を掛かるというお話しが提出されました。また、それにかかわって、林委員の方から今までの計画とは別にできるだけ多くの量を東俣川から取水させていただきたいと、こういうお話しもございました。そのようなことで、地下水についてはいろいろな意見が出されてまいりましたが、西山地区、これも水質調査をしていただいた経過等々ふまえて、現在の水、これについては地下水はどんどん状況は悪くなっている。それから、新たな取水の可能性については非常に難しくなっている、ということを確認をいたしました。再度ここでもう一度確認をさせていただきたいと思っております。とりわけ横河川からの取水の問題が提起されまして、横河川上流の森林の整備は急速に進展しているのもっと取水はできないだろうか、というお話が出ました。このことについて再度もう一度確認でございますが、岡谷市の方からこの問題について、簡潔にご確認のご説明をお願いしたいと思います。はい、岡谷市で。

岡谷市 太田水道部長

それでは横河川につきまして再度答弁求められました。状況でございますが、今までも横河川の流量についてはご説明を申し上げてまいったところでございますけれども、年間を通して非常に流量変動が激しい川であるということがわかっております。水道事業として年間を通して安定した流量がなければ

取水はできないと、こういうことでございます。従いまして、横河川の場合は今部会長が言われたとおり、横川山は整備されてきておりますが、保水力も高まっているということでございますけれども、でも平成8年の調査によりまして流量変動はまだ激しい川であるということをお知らせいたします。以上でございます。

宮澤部会長

それと、地下水の状況についてこの間ご説明がございましたので、これは省略させていただきたいと思いますが、地下水は今の土壌を入れ替えるとしたら600億の費用を有すると。こういうことで現状としては今地下土壌の汚染は解消されておらず、地下水からの一層の取水については水道事業者として、非常にできたら避けがたい方向であるということを確認させていただきましたですけど、林委員さん、このことについてはよろしゅうございますでしょうか。確認でございます。はい、林委員さん。

林委員

岡谷市の地下の状況が非常に深いところまでトリクロロエチレン等によって汚染をされている状況でありまして、たとえこの600億円、これ概算でございますが、この巨費を投じてでもですね完全に有害物質を除去できるという確約はないわけでありまして、その投資対効果を考えた時に、どうしても多目的ダムによる東俣川からの利水を望むものであります。

宮澤部会長

はい、ありがとうございます。それで、横河川の取水については私どもこの委員会としましても再度チェックをいたしました。特に上流は水が大変あるという住民の皆さん、小口さんが自らの手法で研究されて一年間にわたって調査をされたという素晴らしい資料が佐原さんの方からご提出されましたので、このことについて再度河川管理者に意見を求めたところ、平成13年8月2日の写真の例を示されまして、現に下流部で全く水が流れていないと。こういう状況の中でこの川からの取水はできないと、こういう結論をいただきました。ですので、横河川についての取水は部会としてはそれを認識しなければならぬと思います。

それから、利水ダムについて今日初めてお話しがございました。利水ワーキングから出されたのは、東俣川、砥川であります。横河川ではなくて砥川でございます。その問題について出されました。これのことについてもう少し具体的にお話しをいただきたいと思います。今金額的なことを申しただけでしたが、利水ワーキングとしては大体どこら辺に考えられて、そして今まで論議されたメリット・デメリットの問題については、どういう問題点もあるのか。そこら辺のところについてもう一度浜座長の方から利水ダムのことについてのご説明を再度求めたいと思います。

浜委員

利水ダムにつきましては、前回の横長の表の七つの水源の中に利水ダムのことは明記してございます。それで、この25億円につきましては全国のダム年鑑から引っ張り出したものでございまして、ダムの高さが約30メートルということになるかと思っております。それで、ダムの計画地点におきましては、今現状の下諏訪ダム、東俣川のダム軸の位置につくろうという計画でございます。すなわち、今の現状のダム軸につきましては既に地質調査等が済んでおりますから、そうした経費についてはかなり絞られて

くるのではないかとということでございます。それで、利水専用ダムにつきまして市町村の負担が8億3千万、それからダム管理費が1千万掛ける100年といたしますとこれが約10億。浄水場につきましては17億5千万ということでございまして、合計で申しますと35億8千万ということになるわけです。もちろん管理費も入れてということでございます。それから補助関係でございますが、利水専用ダムにおける助成制度におきましては国が2分の1、国庫補助金で支出をしていただくことになると思います。それから、一般会計の出資金ということで、水道事業者が一般会計より出資金という形でお金を出す、財源を出すということになろうかと思っております。この場合起債の場合には交付税で3分の1の2分の1を起債の場合には交付税でバックされるということでございます。あとの残りについては起債で行うと。すなわち、全体を1といたしますと、国庫補助が先ほど申し上げましたとおり2分の1。それから出資金が3分の1。あとは起債と。こういう形になろうかと思っております。以上のようなことについて検討をいたしてまいりました。

宮澤部会長

部会長の方でもう少しお聞き申し上げます。利水ダムを今のお話しになられたところだとすると、どのくらいな規模のものが、今の岡谷市1万トンそして下諏訪町1千トンということを前提にしますと、どの程度の規模になるかお話しをいただきたいと思っております。高さとか。

浜委員

これもダム年鑑から引っ張り出した数字でございますから、いずれにいたしましても、ダムの高さは30メートルということになろうかと思っております。ただ、先ほど申し上げましたが、これはたい砂の部分についてはそのたい砂容量を見てございませぬので、その辺の調査をする中ではやはりダムの高さに伴って建設費というものは若干上がる可能性もあろうかというふうに思っております。

宮澤部会長

大体どのくらいの高さになりますか。

浜委員

30メートルでございます。

宮澤部会長

30メートル。それでもう一つ。現在、湖北行政事務組合との中で東俣川の権利を有されておるんでありますが、岡谷市さんにもう一度お伺いをいたします。昭和46年3月に下諏訪町と岡谷市で東俣川の取水について契約があるというふうに今日いただきました議事録で私も知ることができました。このことについて今の利水ダムの問題は下諏訪町、そして林市長さんの岡谷市。この新村町長さんと林市長さんのそれぞれのお気持ちがなければこれは進んでいけないと思うわけではありますが、そういうふうにすぐご理解をしていいのかどうか。そこまでにある経過があるのかどうか。そこら辺の権利のことについても含めて岡谷市さんからご答弁をお願いいたします。はい、どうぞ。太田部長。

岡谷市 太田水道部長

部会長、覚書の部分でよろしいですか。

宮澤部会長

ええ。どういう経過でそうなったかっていうことで。

岡谷市 太田水道部長

はい。覚書に対する経過につきましては、以前の過去の部会の中でも若干の経過説明を申し上げたと思いますけれども再度申し上げます。

岡谷市は明治の後半、明治の終わりのころから岡谷市市内の識者は将来岡谷市へ蝶ヶ沢の水を欲しいと、そういうことを申しておりました識者が大勢おりました。そこで、時は流れまして昭和45年。岡谷市内の一つ有力な水源がクロム・シアン等で廃止の余儀をなくされたということをごまえて、そしてまたかつてから識者が言っていたこともごまえて、その今の覚書になったわけでございますけれども、45年ころ下諏訪町で東俣川から1万トン取水したいと。ついでに岡谷市もそれに同意を願いたいと。ということは、既に砥川から岡谷市民も水利権があったわけです。従って岡谷市として砥川からの水利権者に対する同意を求めなければならない。ひとつ協力をして欲しいということ。岡谷市は砥川から取水している利水者、いわゆる農業用水の皆さん方の同意を得ました。下諏訪町にその部分で協力を申し上げたわけでございます。そこで、今までの過去からの歴史をごまえる中で、ならば、岡谷市も将来にわたって砥川から1万トンは将来のために取水したいが下諏訪町の皆さんひとつ理解を願いたいと。そこで下諏訪町は将来のために、将来の岡谷市のために協力しましょうと。将来岡谷市が砥川水系から1万トン取水する場合には協力しますと。下諏訪町内に在住します水利権者の同意を下諏訪町として得ていただきました。そこで、その覚書、将来岡谷市が1万トン取水する時は下諏訪町は協力しますよという覚書になったわけでございます。岡谷市とすれば昭和46年に結ばれたこの当該覚書は大変重要であり、重要な事項であるというふうに理解しております。そういうことでございます。

宮澤部会長

もう一つ伺います。岡谷市の砥川、東俣川における権利というのは、先ほど今部長のところがありました、農業関係者が水利を持っていた。これ多分上堰・下堰のことだと思うんですが、そのことで発生した権利だというふうにご理解してよろしゅうございますか。

岡谷市 太田水道部長

はい。そのとおりでございます。

宮澤部会長

はい。その事実がございましたので、今朝、私も同席させていただきました、利水ワーキングの浜座長、それから利水ワーキングの高橋委員さんの立ち会いのもとに、この上堰・下堰を開発されてその権利を有しておられます武井委員さんにこの旨をお聞かせいたして、この水の、この地区のこの川の権利についてどういうふうに思われますかということ、私どもの方で確認をさせていただきました。私どもが言うより武井委員さん、その立場でご意見をお願いいたします。

## 武井美幸委員

武井でございます。始めにこの小田の上堰と小田の下堰のことについて、ちょっと古い話でございますけど、簡単にちょっとご説明を申し上げて移りたいと思います。

小田の上堰は1785年、天明年間、217年前にこれを完成されたと言われております。これは落合で取水しまして小田野平、社中学の下から鑄物師川。福沢川を経て、中屋・コウモリ塚の下を通りまして、中村・小萩・横河大橋に通じ、それから精密試験場の西から東中の西で横河川へ約6キロという堰でございます。これが標高830メートルというところを流れるためにどうしても東俣川から取らないと落差がつかないと、こんなようなことで、取ったようでございます。これは、本当によく考えたものだなあと、こんなように思っております。それから、小田の下堰でございますが、これは寛政7年から8年に掛けて完成しております。206年ばか前だということです。万治の石仏より300メートルぐらい上の上流で取水しまして、東山田、長地小ですね。柴宮と延長約6キロ。分流を合わせるとこの堰は20キロにも及ぶと言われております。このような川でございまして、最近では時代と共に耕地面積も減少しました。しかしながら堰の水は必ず余っているとは言われません。堰に取り入れる水が減っているという、砥川の水が減っているということも見逃してはならないとこのように思っております。それは、先ほど来重複しますけれども、46年下諏訪町が東俣川からあのおいしい水を1万トン取水しているということでございます。この1万トンを取水によって堰の取水は当然それだけ取りにくくなったということは現実ではなかろうかと、こんなように思っております。830メートルの山裾を流れる堰に流入する水もたしかに減ってはいますが、取水する一番肝心の砥川の水も減っているわけでございます。その量からいってもその影響は大きいではないかと、こんなように考えるわけでございます。湯水時にはさらにこの影響は大きくなりまして、発電所などに取水制限をお願いして取水をするというような事柄もございました。これではとても水が余っているとは言えないでしょう。そのところをきちんと理解されてもらわないと、堰の管理に取り組んでいるまじめな権利者はたまったものではないと。堰の水は決して余ってはおりません。ましてや、農業用水・生活用水まで水道水に回すなどということとはとても承知できるものではないと、このように思っております。この合意は絶対得られるものではないと、こんなように思っております。以上でございます。

## 宮澤部会長

はい。今、武井委員さんにお話しを承りましたのは、皆さん、もう何度もお話しが部会で出てまいりましたが、武井さんの先々々代ですか、の方が上堰・下堰をおつくりになられたと、こういうことで、この農業用水の権利の源をなしている方の一人であるということで、武井さんのご意見を承ったわけがあります。この部会に先駆けまして、武井さんから今岡谷市の水利権、この問題のことがこれ以上新たな状況として合意できるのかという問題につてふれさせていただきました。その結果は武井さんの方からは他の水利権、これを再度水道水へという水利権に使っていただくことは合意できないということを確認をさせていただきました。利水関係の問題については、岡谷市市長さん自らすぐどうのこうのと言える部分の問題ではないと私は考えます。これは、下諏訪町長さんとのいろいろな問題もございまして、それから、新たに財政の負担があるわけでございます。こちら辺のところについて、もう少し話を進めた上で、利水のダムの問題について基本姿勢についてちょっとご示しいただければと思います。

次にですね、浜座長の方から新和田トンネルの湧水の問題についてのご指摘がございました。この問題につきましては非常に重要なところでございますので、浜座長の方からは自ら県、道路管理者、これ

は知事でございますが、管理する道路公社へ出向いていただいたの結果は先ほど承って、具体的に取水者の人たちに大きな権利があるということでもございました。そういう形の中で一番ポイントとなりましたのは取水量が一定でないということ。それから既に20年あまりでございますが、浜座長の報告をお聞きしますと、20年あまり砥川に既に流れ込んでいて、それぞれの状況の中でその砥川の水については非常に他の利用を新たに考えるような水状況にない。これは座長の方の説明では正常流量という言葉がございました。この中で新たに河川管理者として新たな取水をここで許可ができない状況にあるだろうと、こういう浜座長からの過去においてのご説明があったかに思いますが、浜座長、このことも含めましてもう一度確認、一つずつしておりますのでよろしくお願いをいたしたいと思っております。

#### 浜委員

この水道水を取水するという事は、やはり安定した水量を求めていくということがひとつ大事なことであります。そういった面におきまして、ここ数カ月の中でもこれだけの水量の変化があるということもワーキングでも確認をしております。それと道路公社の見解におきましては、先ほど道路公社の水であるということも言い切ったわけですが、道路公社とすれば道路公社の水であろうと、いう見解でございます。若干訂正を申し上げますが、すなわち井戸を掘った場合に、井戸を掘ったその水はだれの権利かと言いますと、それは掘った人の権利になるわけでございますから、このトンネルというものを横の井戸というふうに考えますれば、そこで出てきた水はそのトンネルを掘った人の権利ということになるわけでございます。ですから、道路公社といたしましては、これは公社の、権利は公社にあるというふうにおっしゃってるわけでございます。その中でやはりそれは勝手に使ってもらっては困るという表現でございました。すなわち、水利権者それから正常流量、維持流量というものを確保できるのかどうか。それから水利権者に対する同意が得られるのか。あるいはそこを流れている河川の地域であります市町村。下諏訪町の同意が得られるか。この項目をクリアした後に検討するという事でございます。いずれにいたしましても、今現状は5千トンちょっとでございますから、そのことも考慮をしていただきながらご議論をいただきたいと。ワーキングとすれば、今申し上げたような検討結果の中では困難であるということもでございます。

#### 宮澤部会長

はい。今、ワーキング座長の方から確認のために再度お伺いをさせていただきました。ダムに代わる、ダムから取水をする以外の方式、それぞれの状況について、一応確認をさせていただきました。これについて現在まで話しをさせていただいた問題についてご意見、ご質問等々ございましたら、今までの経過を含めてでございます。もうまとめの段階に入っておりますから、どうぞ個々のご意見がございましたらまた文書で部会長の方にご提出ください。今のそれぞれの整理の中でどうぞご意見をお話しいただきたいと思っております。はい、笠原委員。

#### 笠原委員

質問で、質問でよろしいですか。

#### 宮澤部会長

ご意見も結構です。どうぞ。

笠原委員

まず、ほいじゃあ、まず質問なんですけど、いろいろの河川のお話を聞いておると、砥川にしる横河川にしる、非常になんか水が減っているという言い方がなされているんですけども、これは本当に水が全体として減っているんなら雨量が非常に減ってきてるというふうを考えざるを得ないんですけども、ちょっとそれはどういうことなのか、それをお聞きしたい。それから、もう一つ。今、道路公社の水利権の問題が出ましたですね、新和田トンネルの。水利権っていうのは、その水利権を持ってる人が自由に使える権利というふうに言われておりますですね。そうしますと、道路公社、すなわち県って言うてもいいんですけども、県が他の人たちに勝手に使ってもらっては困るというその水が砥川に流れて今それが他でいろいろ使われちゃってるからそれが取れないんだってということは、ちょっとその点矛盾してるように思いますけれど、まずその点についてちょっと質問ということですよ。

宮澤部会長

他にあつたら出してください。それを聞いてってということで、またってということじゃなくて、時間もございませんので、どうか他にありましたら出してください。いいですか。それでは今の問題一つ一つ進めていきたいと思っております。まず、何度もこの点についてはこの部会でもふれてきたと思えますけれど、河川の水量が減ってきている。これについての状況は現実だけお示しください。どなたでも幹事会でも結構でございます。はい、諏訪建設事務所。

諏訪建設事務所 米山ダム課長

以前に新和田トンネルの湧水の関係で過去の昭和50年から平成6年までの状況って言うんですか、流量の状況を前お示しをさせていただきました。その時に昭和53年から新和田トンネルの水が新たに湧水として参加している、参加流量として入ってるわけですが、経年変化の中でその流量をふまえても経年の中で減っているという状況がありました。原因については調査はしてありません。

宮澤部会長

現実だけで結構でございますので余分なことは、申し訳ございません。もうまとめの段階に入ってますのでお願いいたします。それから、もう一つ。これは県の方からお伺いします。現在の道路管理者。このことについて今笠原さんから出された問題のお答をお願いいたします。はい、諏訪建設事務所。

北原諏訪建設事務所長

道路管理者としてですね、今掘削中、あるいは掘削したトンネルからのわき水がですねだれの権利になるのかというのはさっき言ったように非常に難しい問題でして、道路管理者がトンネルを掘ったからトンネル掘った人の権利だと言い切れない面もあると。少なくとも、トンネルの上については土地を買収してございませんので、それがトンネルからわき水が出たことによってどっかの表流水が減ってるという可能性もございますので、あくまでも、トンネルからのわき水については慎重に地域でですねその水をどうするのかという議論も重ねております。これは他の場所でもそうですけれど。従って先ほど道路公社にすべて権利があるというふうなこともあったかと思えますけれど、これは一概にそういうふう言うこと自身も、また若干問題あることがあると。なおかつ、また、一級河川に入るまでの議論でござ

いまして、いったん一級河川へ入ってしまえばこれ河川管理者の方が既得水利権者との調整の中で余裕があるのかどうかを検討するということでございますね。入る前と入った後では違うということが一点と、入る前であっても掘った人が勝手に自分の権利だというように全面的に主張できることかどうかは疑問がある、ということでございます。

宮澤部会長

もう一つお伺いをいたします。この新和田トンネルの取水した水について権利が発生するだろうという、関係者でお話し合いをするというようなことが過去にありましたか。いや結構です。単純な答えで結構でございますから。

北原諏訪建設事務所長

特定な人ということじゃなくて、それは和田村、それから下諏訪町。それぞれのトンネルの延長の比によってですね権利を分け合うと、こういう話しはしたところでございます。

宮澤部会長

今、お名前に挙がってまいりました。これは別に確認の意味でございますので意見を求めているわけではございませんが、下諏訪町でこの新和田トンネルの水についてのご見解は過去に示されたと思いますけれど、もう一回この新和田トンネルの水の権利、それから様々な問題について、もう一度整理をさせていただきたいと思います。下諏訪町からお答えを求めます。町長さんでよろしいですか。じゃあ新村町長。

新村委員

それでは、町という立場でお答えをしたいと思います。今建設事務所から話しのありましたとおり、トンネル掘った昭和52年ですかね、開通しましたかね。ええ、53年、国体に間に合いましたから。その時分の問題ですから。その時以来、和田村と公社と町とでこの水の問題について幾度か協議した結果があります。その時に今お話しのとおり、水は一体どこのもんだつうのが大変不明確でした。不明確でしたけれども、和田村の方では、おらほうも、おらほうの地域から水が出てる。ただ下り坂だから水は下諏訪へ行ってるけど掘った地点は和田だよ。出るとこは和田だよ。という形で和田でも今では水を取ってるんです。一部ポンプアップをして。あと残りは下諏訪が欲しければ和田とすればいいよという、そこまではいってるんです。ただ県とは話しができてなかった経過があります。そこで爾来（じらい）この水道の水につきましてはいろいろ勘案をしましたが、10キロに及ぶ水ですから、とにかく町へ持ってくるにしてみても。10キロというところを送水管を通すっていうのは大変な技であるという形から、今町ではこの水を取ろうということについては考えていない。それが実情です。

宮澤部会長

今下諏訪町からトンネルの水に対しての正式なお答えの確認がございました。今の問題につきまして笠原委員さんのことで一步深めてお答えを、確認をさせていただきました。他にいかがでございますでしょうか。はい、武井委員さん。

武井秀夫委員

まず、第一にお願いがあるんですけども、浜座長の方から縷々（るる）ご説明がありましたけれども、非常に初めてまとめということでご報告なされたので、極力書きとめました。そして理解しようと努力をしております。しかし、短時間でございますので、それをぜひ文書としてまとめて提示していただきたいということが第一点と。

宮澤部会長

そのことについてだけはお答えさせていただきます。実は財政ワーキングは、まだその問題の結果について、今日宮地委員長お見えでございますけれど、検討委員会で具体的に発表しておりません。ですので、検討委員会から、しかもその立場にある人が発表する場合はそれなりきの重さがあるということで、委員長から言われてございます。ですので、今日発表申し上げたものは浜座長が委員長とご相談の上文章にするべきじゃないということで口頭でお申し上げたと、こういうことでございますので、それだけ検討委員会の存在を重く考えると、こういうことでも私も文章の方がよろしいんじゃないかということでもございましたんですが、そういうことにさせていただいたと、こういうことでもご了承ください。

武井秀夫委員

はい。その点は了解しました。

第二点ですね。新和田トンネルの水利権については、今まで縷々、今の下諏訪町当局の回答その他から大変複雑な問題を含んでるということは理解できます。しかし、この問題をかなり早めに、いわゆる行政がそこに道路管理者が県だということだったら、それは両市町村と県が各種協議をすることだろうと私は認識しております。それと関連してですね、これは段々その事情がわかってきたんですけども、ここに県会代表質問詳報で信毎でございます。3月1日のここに宮澤部会長の写真も載ってまとめられております。それに関連してちょっと明解にさせていただきたい部分がある。それは部会長にこれは質問することなのか、県議会へ同席されたワーキンググループの座長の浜さんからご回答。

宮澤部会長

すいません。一つ一ついきましょう。今、先ほど取水について県がもっと動けばいいんじゃないかということで武井委員さんおっしゃられましたですね。ちょっとそこのとこだけまず区切らしてください。よろしゅうございますか。実は私も武井委員さんと同じ意見でございました。ここまで論議がされていて一つの解決策の多くの方向性の一つの大きなポイントがあるんだから、その道路管理者である長野県知事が大変この関係については絡んでおられるので、この問題について早急に対応することが今までそのくらいなアクションをすることが当然であってやるべきではないか、という質問を私がさせていただきました。それに対して答えは新聞紙上でご連絡のとおりであります。その武井さんと同じことを言いましたですけど、知事からの答弁は、今それをここで論議しているのでやるべきではないと理解しておりますと、こういう答えでありましたので、今武井さんの最初のご質問に対して、私の方から知事の答弁をお伝えさせていただきます。以上です。どうぞ、武井さん。

武井秀夫委員

じゃあ、再度。それでこの文章を見ますと、新和田トンネル利水問題でトンネル直下のわき水水利につ

いて道路管理者の県が行動を起こされないのかという、これは私もビデオを見たりいろいろしたんですが、その文言が記者が集約したのと宮澤部会長が県議としてのお立場で代表質問された等々はすり合わせがまだできておりませんので、その文言については自信がございませんけれども、ただ知事がなぜ行動を起こさないかっていう部分では、私は宮澤部会長との見解は差があるんです。と申しますのは、この利水・治水検討委員会（宮澤部会長 武井さん）ちょっと待ってください。

宮澤部会長

ここで県議会のことを論じてるじゃありませんので。

武井秀夫委員

ええ、いや、論じてるわけじゃないんです。利水に関係するから。ですから、ワンクッションおいて、やはりこの部会のレポートが道路管理者にですね、要するに知事に、ある程度のレポートが届いてそれに基づいてやるという組織的な体質、位置関係というのはそういうことだろうと思うんで、私は宮澤さんとこれ県が動きなさいということは同意見であるけれども、そのレポートが届かないうちにアクションを起こさないかどうかということ、その点はちょっと私は宮澤部会長とは見解を相違にしています。ただそれだけを指摘しておきます。これをいろいろ県議会のことでないからということでしたら、その前後関係が私わかりませんでしたので、あえてご質問を申し上げました。

それから、第四点、よろしいでしょうか。ずっと今まで利水に関してどこから取水できるか、岡谷の水の1万トンどこから一体取るかということについて、新和田トンネルもこれはまだ未解決である。栃久保水源もだめである。それから横河川の貯水池をつくるとか、そういうやつも難儀をしておる。それから地下水はトリクロロエチレンで汚染されとる。そういう全部だめというやつが全部きて、ほとんど選択の余地がないというような私は感じがするんです。それで私は岡谷市民でございませぬけれども、岡谷市長さんにお伺いしたいんですけども、トリクロロエチレンでかなりの汚染がされていると、いうことは今私もそれなりに認識しておりますけれども、それを浄化するには600億掛かるから、あるいはだめだという形で、全部その選択肢が閉ざされてしまう。そうしたら行政責任者として、私この間あるタクシーに乗りましたらその方がこう言われました。岡谷はトリクロロエチレンで汚染されてると言われてると。そして一方岡谷市長さんは人口を増やしてそして都市を活性化したりいろいろするから水があるんだというような理由の一つにもなってる。ただ一般庶民からすれば、とその運転手さん言いました。私は人口どうやって増やすんだということが一つ林市長さんに聞きたいということと、トリクロロエチレンで岡谷の地下水が汚染されてると言われることが巷間にこれだけ大きく伝えられたら、岡谷に住み着こうという人は二の足を踏むだろうと。そういうことだとすれば、このトリクロロエチレンというのは1万トン取水のカードにするにはあまりにも稚拙なカードではないかということとその運転手さん言ってたんで、なるほどこういう切り口もあるんだなと思いました。従いましてですね、私の言いたいの、全部だめだというような選択肢だけであつたら、トリクロロエチレンによって汚染されている水を飲んでいる岡谷市民に行政責任者として緊急性のある新たな水の開拓というのを、やっぱり様々な選択肢をだめだというやつをなお押し開いても、先ほど武井さんが言われた農業用水の水利権者は全然だめだ。栃久保もだめだ。そういうようなことだったら、一体その危険度がもっとハイになったら、一体行政責任者としてどういう取水をされるおつもりなのか。その辺が私は一市民、一流域住民のひとりとして非常に心配なんで、その辺もお聞かせいただきたいということです。

宮澤部会長

武井委員さんから出されてる今の問題は非常に重要な問題だと思います。じゃあ、これについてちょっといいですか。林委員さん。はい、どうぞ。

林委員

まず、岡谷の地下水の状況が汚染されてると、こういう厳粛な事実があります。これにふたをして、ほっかむりをして、黙っているということは岡谷の市長としてできません。私は明朗で開かれた岡谷市政。この実現に向けて日々努力をいたしておるわけでございます。情報公開は私の基本的な姿勢でございます。こうした中でこれを開示することが稚拙なカードを切るというような、そのような表現は私は非常に怒りを覚えます。それとですね、岡谷の水の確保につきましては安全で安心して飲める、しかも十分な供給量がある。東俣からこの引水すると。これが岡谷の水の確保にとりまして一番安全で確実な方法であると。このように判断をいたしておるものでございます。この点、ぜひご理解をいただきたいと思ひますし、様々なその可能性を模索しろというご指摘でございますが、一つずつの可能性を追究してきた結果が東俣川からの利水という状況でありますので、これはご理解いただきたいと思ひます。

宮澤部会長

この問題をここで論ずるのはここまでにしたいと思ひます。武井委員さんからそういう意見が出ました。それから林委員さんからそのようなお答えがございました。ということで、これで議事録は止めるべき問題だと思います。これ以上お話しをしてもかみ合いません。それぞれの個々のご意見しか残らないわけです。先ほど武井さんがお話しになられました時に、非常に私は選択肢が狭まられてしまう。こういう危惧があったから、私も武井さんのお気持ちも察して代表質問の中で取り上げたということだけはご理解していただきます。

それで、今の新和田トンネルの取水の状況についてはそういう状況でございます。それからですね、中村委員さんから広域的に取れないかということで、市町村合併による両村が合併すればこれは早く取れるようになるのではないかと、こういうお話しがございました。これについてですねいろいろ意見がございました。林委員さん、新村委員さんから、市町村合併についてはまだ道半ばであり現実にどうなるというものともわからないと、ということで、この岡谷市の利水問題について町村合併があるからということでもってそれまで待てということになれば話しは別であるけれど、現状としては町村合併についてがあるということを前提にして水の確保の問題について論を進めていくのは少し詰めが甘いのではないかと、こういうことがございました。これについて、利水ワーキングの考え方をお伺いをいたします。浜座長。

浜委員

利水ワーキングの中でもそういった広域的な融通、やりとりというお話しは出たわけです。そこで、一点としてすれば、合併をしてもですね人口的なキャパシティーが変わるわけではない。それから、それに応じてやはり安全と言いますか、余裕量って言うんですね。余裕量というものにも変わりはないと。岡谷・下諏訪とのやりとりでどうかという話しもありましたが、これも先般若干ご説明申し上げたと思ひますけれども、下諏訪町とすれば4千トンから5千トンの余裕量は水道業者として確保はしたいと、

いうことを明確におっしゃっております。従って、広域的なやりとりにしても絶対量が既に足りてはいないという行政の考え方でありまして、また、ワーキングといたしましても、絶対量についてやはり若干足りないだろうという結果でございました。

宮澤部会長

補足がありましたら、同じ利水ワーキングの高橋委員さんの方からございましたらお願いします。はい。今の状況のところの合併問題のことについてありましたらどうぞ。はい、西村委員。

西村委員

私も質問しようと思ったら部会長の方からその話しが出ましたけれど、先ほどまとめの方に、その件が一切載ってなかったものですから、それはぜひ検討したということで、時期尚早なら尚早であると、いうことを明記していただいた方がよろしいかなというふうに思います。

宮澤部会長

はい。私はこの前出されたのは別に利水ワーキングのまとめっていうことで出したわけではなくて、今回、私作り替えたのを今日のこの午前中の論議をする中で再度作り直してその論議で意見も聞いて、それでもって出そうと思っております。私は何でこの前まとめたってというのは別に大意があったわけでもありませんけれど、要するにこれから掲げられる利水計画・治水計画がセットされていく中で、どういうふうにこれを考えてくるかというポイントがあるからございまして、そういう意味でございますので、今利水関係をずーっと整理をしまいいりましたけど、この確認についてご意見がありましたらお願いいたします。はい、佐原委員さん。

佐原委員

三点申し上げたいと思います。まず、河道外貯留で37万立方メートル(m<sup>3</sup>)を貯留する施設建設は困難だと。そういう説明がありましたけれども、この37万立方メートル(m<sup>3</sup>)というのは、下諏訪ダムで利水用にためる水の総量なんですね。そういうものが横河川にできるわけがない。最初からそれは無理だっていうことはわかりきってることだと思うんです。ですから、この総量でなくて、少しずつの量を分散して貯留するという、そういう方式も安定供給のために非常に有効なものだと思います。高田先生もそう発言されておりましたので、その検討をお願いしたいと思います。(宮澤部会長 はい、わかりました)それから、もう一点...

宮澤部会長

ちょっと待ってください。一つ一ついきましょう。これ大事なところへきてますので。今、横河川の取水の問題について、再度佐原委員さんから質問がございました。これについてワーキングでも幹事会でも結構でございますから、ご意見をお願いしたいと思います。はい、岡谷市で。

岡谷市 太田水道部長

まず、貯水池、横河川の水、出水時に貯水池をつくってためておいたらどうかという高田委員さんのまず意見と言いますか、考え方お聞きしました。そこで、大量にためておく貯水池は無理だよということ

の中で今佐原さんから新たに少量をためておく貯水池をいくつかつくれと、こういうつくったらどうかと、こういうことでございますけれども、横河川は先ほどから、また以前から申し上げてるとおり、絶対水量はないんだと、いうことでございます。そこで、あるいはためたとしてもそのためたことによって日数が経つにことによって水質は変わってしまんじゃないかということも考えられます。以上でございます。

宮澤部会長

と言うか、そういうような検討はなされたことはあったということですか。そこをもう一度ちょっと確認をさしてください。

岡谷市 太田水道部長

以前には検討してございません。その意見が出た後ですね、検討さしていただいて場所的にも水量的にも無理だと、こういうふうに判断しております。

宮澤部会長

はい、佐原委員さん。その次どうぞ。

佐原委員

今のことについてよろしいですか。もう一度。

宮澤部会長

今のことは佐原さんのご意見に対して岡谷市の方では場所もそれから量についても無理だというお話だというふうに理解したんですが。

佐原委員

納得できないんですけど、また次回したいと思います。

宮澤部会長

もしありましたら、どうぞ言ってください。具体的にこの地区につくれないのかということまで結構でございますから。

佐原委員

絶対水量がないとおっしゃいましたけれども、雨が降った時はあるわけで、その越流分を取ってためればいいと。ためとくと水質が変わるとおっしゃいますけど、池田市などでもやってる、そういうのはどうやって変わらないように工夫してるのか。そういう検討が必要だと思うんです。最初からだめだと言って検討もしないっていうのはまずいと思うんです。

宮澤部会長

今のご意見どうですか。はい、岡谷市で。

岡谷市 太田水道部長

まず、基本的には前回は河川管理者の方からこれ以上の取水は無理であるという河川管理者からの返事もございますので、そこが一番基本になろうかと、こんなように思っております。

宮澤部会長

今の岡谷市のご意見をふまえて河川管理者である県の方からお願いします。はい、河川課長。

大口河川課長

先般もお話ししたとおり、今の状況では横河川からの取水は不可能です。

宮澤部会長

その問題、今のところは佐原さんは細かくこういうふうにする、雨の時期にする。そういうようなこともどうですかということですが、そこら辺の、すいません、ちょっとご丁寧なご答弁をお願いします。

大口河川課長

今の横河川の流況からいきますと、小さく取る、大きく取るという話しじゃなくて、それ以前の正常流量の確保が非常に難しく取水が捕れないということで、大きい小さいの問題ではありません。

宮澤部会長

正常流量が取れないのでその方式は不可能だと、河川管理者からの答弁でございます。はい、佐原さん。次の質問どうぞ。

佐原委員

正常流量というのは要するに基底流量だと思うんです。雨がなくても山から地下水からしみ出して川に流れてる最低流量のことであって、私が言ってるのは雨が降った時、雨は平均して7日から10日に一遍降ります。水蒸気は10日に一遍入れ替わっておりますので、それが言えると思います。そういう時の雨を越流させてためると。そういう案です。検討していただきたいと思います。それから場所についてですけれども、出早より下の平地ももちろん検討して欲しいし、その上であったら出早の公園があります。神社の上、あのあたりを使うとか、もしそれが無理だったら地下貯水槽にするとか。それから一ノ瀬水源の上に堰堤がありまして、今砂で埋まって広い河原になっております。あの河原の一部を使えないかと。それは私の提案です。

宮澤部会長

今、具体的なご提案もございました。河川管理者の方で再度この問題についてご答弁をお願いします。はい、諏訪建設事務所。

北原諏訪建設事務所長

具体的なご提案ですので私答えますが、出水期の横取りというのはですね、これは河川、いわゆる治水上の問題から非常に出水期だけの横取りは難しい。少なくとも出水期に河川外へ水を取る時には、洪水被害を川の外に及ぼさないためにも、これは河川施設としてきちっとしたもので、河川構造令に沿ったものへの横取りなら結構なんですけど、出水期だけの利水への活用というものは治水上好ましくないということです。従ってこれをもし取水で取るならば、これは通常期取らなきゃいけない話しでありまして、貯めておかなきゃいけない話しでありまして、出水期の横取りというのは治水上好ましくないということでございます。それと併せて、いわゆる既得権という担保はあくまでも濁水期あるいはこれが代かき期とか非代かき期とかあるんですけど、そういった面も考慮したような上での水利権の付与になるものですから、それは数字としてはどこからも認知されるものではないと。出水期だけの横取りについては今言ったとおりでございます。以上です。

宮澤部会長

と言うことは、もう一度確認でございますが、今のご提案は不可能だということの理解でよろしゅうございますか。

北原諷訪建設事務所長

そのとおりです。

宮澤部会長

はい。この問題いろいろありまして、今河川管理者から不可能だという話しが具体的に出て理由を付けて出ております。ですので、この問題またいろいろお話ししていてもですね、具体的に時間がいたりきたりの話しで、佐原さんがご提案されても無理であるということだけで前へ進まないと思っておりますので、他の問題に移っていただきたいと思っております。

佐原委員

ごめんなさい。最後に一つだけ。川の出水期にピーク流量をどうやってカットするかって言って、今、砥川で検討しているわけです。横河川でも同じだと思います。出水期にカットすればピークが下がってそれだけいいんじゃないですか。

宮澤部会長

今のご見解についていかがでしょうか。はい、諷訪建設事務所。

北原諷訪建設事務所長

ダムによるカットというのは、一つのこれ手法であるんですけど、ダムは河川施設になるわけでございます。従って、もし今言われるような利水でカットする利水の施設が、河川施設というふうなきちっとしたもんらしいんですが、例えばそれが利水施設として河川の構造令に沿わないもので取るとしたら、それはあくまでも治水上もたないという判断になりますから、これは河川事業でやるものと違って認知されたものにならないということになる話しです。

宮澤部会長

今いろいろなお話が出ました。他にいかがでございましょうか。はい、佐原さん。続けてありましたら。

佐原委員

はい、すいません。今、縦割り行政の話聞いたように思います。

次に、汚染の除去に600億円掛かるからという話がありました。非常に高額なものでじゃあだめなのかなって一般には受け取られてしまうと思うんですけども、これは調査と対策と合わせて600億円であって、まず基礎調査が必要だと思うんです。水収支の基礎調査もされてないし、地下水流動調査もされてないし、30年か40年前にしたのはありますけれども最近されておらないです。それから汚染の、例えば二つ井戸が今基準の2倍くらい汚染されているんですけども、少なくともその井戸の汚染の深度調査、深さですね、立体的な調査。調査だけでもいくらくらい掛かるのかと、そういう見積も出しているものならやっていただきたいと思います。

宮澤部会長

はい、今佐原さんから出たのは地下水の問題です。まず一番最初、今現在取水している地下水。地下水からまだ取れる可能性をもっと手探りすべきではないか。それから、その調査については、公表してもやるべきではないかと。こういうお話しで、今までの経過の中で非常に先ほど林委員さん、林市長さんという立場で非常に苦しいところであるけれどということで、市長さんのお立場でお話しもございました。岡谷市の方で今のことについてご答弁お願いいたします。できる限りで結構でございます。どうぞ。

岡谷市 太田水道部長

地下水の土壌の状況を調査すべき、または対策すべきという、調査して対策すべきという意見が以前からございました。前回の時に高田委員さんのそうした提案といいますか質問、あるいは意見に対して前回にお答えしてございます。これにつきまして、今、佐原委員さんの方から600億というのは前回もご説明申し上げたとおりでございます。対策についてはそれだけ掛かるということで、今部会長がさらに他に調査してまた対策する中で地下水から取れないかというそうした観点からではないかということでございますけれども、岡谷市においては今まで説明してきたとおり、全面的に汚染されておるということで、これ以上地下水を飲料水として使用するための井戸を探すことは困難であるというふうに思っております。以上です。

宮澤部会長

はい、今地下水の問題、佐原さんの質問についてのご答弁がありました。この経過については、過去に何度もお話しがされたかと思しますので、よろしく願いいたします。ご意見はご意見として、答弁は答弁として確認をさせていただきます。はい、他に。はい、高田委員。

高田委員

岡谷市の方から、いくつかの回答がありましたけど、例えば水をためておくと水質が変わる。しかし、

例えば大阪の南の方、兵庫県でも、ため池を水源に使っているところはいくらでもあります。さっき言いました池田市もそうですし、伊丹市なんかは大きなため池。南大阪ではいくつもありますし、播磨平野でもいっぱいあります。関西ではダムの場合はアオコが発生するという富栄養化してますが、ダムの水よりゴミが入らない、落葉・落枝が入らない点では多分いいんだと思います。だからそれはごく普通にやられてる。ですからそういう返答というのはちょっと納得できません。それと地下水調査。私は何遍も言ってるんですが、結局600億円というのはその除去費を入れて。この種の地下汚染を浄化するというのは今も非常に模索の状態、どういうやり方でやるかという決め手がないんです。この集中的にあるもの、例えば東京でありましたクロムの残さいみたいな、そういうのがここにあるということがわかってる場合はある程度できるんですが、ですけれど、調査しないいう、その姿勢は納得できない。だからその600億円もかかるという話しはもう抱き合わせで、岡谷市は地下水調査は一切しませんという、そういう断定の意味を込めておられると思うんです。その辺は納得できません。

#### 宮澤部会長

はい。今高田委員さんからございました。課題として幹事会にお願いいたします。ダムの水とため池の水、それぞれの腐敗の状況については、ここで大きな論議の確認のポイントではちょっと次元が違う問題だと思っておりますが、このことについては、どうか後日で結構でございますから、その問題についての検討結果をご提出いただきたいと思っております。それから、私は岡谷市は何回も調査をした結果についてということでお話しをいただいているというふうに理解をしてきました。しかし高田委員さんの方から、まだ理解が浅いということございまして、この問題のことについては後で高田委員さんの方に直接、岡谷市が責任を持ってご説明いただきますようお願いいたします。

それから、今の横河川の上流にそういうような部分ができるかできないかということにつきましては、高田委員さんの方から大阪の例も挙げられましたが、河川管理者方からそれについてはというご意見が先ほどありましたので、この件については再度確認の必要がございましたら確認させていただきたいと思っております。はい、じゃあ、もう一度確認してください。もう一度、河川関係の周辺、大阪や何々に見られるような、そういうような水ため施設をできるかどうか。くどいようですけれど、さっきの答弁で結構でございますけれど、もう一度、今高田委員さんのご意見を、ご質問にふまえてお答えください。はい、諏訪建設事務所長。

#### 北原諏訪建設事務所長

先ほども申し上げましたように、河川というのは治水上ですね、大水が出た時には許可した施設、まあこれは河川はあくまでも治水と利水と両方あるんですが、その災害を拡大しないような施設の許可しかできません、今までも。そしてなおかつ、そのような中で出水時だけ取れる施設というものが今どこ、どっか他に事例があるかといわれても、そういったものは聞いたことございません。従って、それはなぜそういう論拠に立つかということ、出水時というのは万難を配して水害を防がなきゃいけないという時に、河川管理者が出水時に限って横取りできるという施設を許可できるものでもないはずなんです。それは治水上。なおかつ、許可した施設というものは必ず出水時だけでなく通常期、渇水期まで加味した上で許可してきているのが事実です。取水の場合には、そういうことの両方を合わせた場合には、今ご提案いただいたようなものについては、河川管理者の私の立場としてはとてもそれはできませんという答えは言えませんが、こういうことでございます。

宮澤部会長

はい。今このところで確認しているのは、やっぱり現実問題として可能かどうかということを含めて検討しております。それに対して幹事会の方からご答弁していただいております。そこをふまえて、もう一度ご質問がございましたらよろしく願いいたします。はい、高田委員。

高田委員

佐原さんの質問と諏訪建設事務所の回答とすれ違ってると思うんです。河川には水門などがいっぱいあって、例えばかんがい用とか、上水、いろんな多目的に取水しているわけです。佐原さんが言われた出水というのは洪水と受け取られてるように思います。河川管理者としては、危険なそういう施設というか、当然河川管理としての精神はそうだと思うんですが、一般に取られてる河川の取水口、そこには、例えば、角落としてみたいなんを置いて、洪水じゃなくて水位が上がった時だけ取る。そういう施設のことです。だから、毎秒例えば数トン流れているような時に、毎秒1トン取りますと一日に8万6400トン取れるんですね。だからそういうふうな普通の小規模な取水施設のことを言われてると思うんです。だから、ちょっとすれ違ってると思います。

宮澤部会長

はい。今高田委員さんがおっしゃられたこと、再度お願い申し上げます。はい、河川課。

河川課 北村課長補佐

はい、すいません。先般第7回の中です。河川管理者としての考え方を述べさせていただいておりますけれども、まず一点。水利権の許可という部分でございますけれども、いわゆる水利権の許可については...

宮澤部会長

水利権っていうのは取水っていうことのでいいですね。言葉をなるべく、すいません。わかりやすく答えていただけませんか。今議題になっているところのこともありますので、よろしくどうぞ。

河川課 北村課長補佐

すみません。取水できるかどうかという件でございますけれども、物理的な話でなくて、権利の話しということでまず話させていただきますけれども、砥川から取水する場合にはまず水利権というものを設定しなければならないということでございます。それで水利権の許可については、河川の流量が安定しているかどうかということが、河川管理者としての水利権の設定のための判断基準となります。砥川は何度も申し上げましたけれども、安定している状況にないという。すみません、横河については安定している状況でないということでございます。

宮澤部会長

ということは、今の現状ではいかなる取り方もできないということではいいですか。今高田先生から少し小さな流れをずーっと取れるような形をするということ、今ご提案があったわけですが、そのこと

に答えていただければ。

河川課 北村課長補佐

そうです。いわゆる水利権の設定においてはそれができないということで、取水ができないということをおっしゃっています。

宮澤部会長

はい、どうぞ、高田委員。

高田委員

別にこれは回答いらないんですが、先ほど非常に古い上堰・下堰の話がありました。おそらく昔だったらこの地域、ため池をたくさんつくったと思います。ところがここは扇状地で砂礫質ですからため池が多分つくれなかった。それで砥川のかなり上流...東俣のかなり上流から取られたと、そういう経緯があったと思います。ですからため池ができるということは、こういう扇状地積地では無理です。ところが、今佐原委員からありましたように、現在のため池、つまり貯水槽、コンクリートで張るような、あるいはアスファルトで下を張るように、現代風のため池はつくれるわけですね。だからそういう形で、今言いましたように、少し水位が上がった時に毎秒何百リッターが取るような、そういう施設で、余裕水源というか原水を貯蔵すると。そういう形は十分考えられると思います。場所の選定は私はちょっと今のところわかりません。

宮澤部会長

今高田委員から、工学的な、技術的な話が出ました。それから、幹事会の方からは法律的なことが出ます。ここのところをいつまで論議してもいけませんから、具体的に今の技術的なことを、高田委員さんから出されてるものを含めて、もう一度くどうようでございますが、可能かどうかの問題について河川課からご答弁をお願いします。はい、河川課長。繰り返しても結構ですよ。

大口河川課長

はい。先ほども話ししましたけれども、2月5日の第7回で佐原委員さんから、高水時の水利権でもいいじゃないかというお話も出ました。その中で、河川課としては安定的な取水ができないし慣行水利の同意も必要だと。そういうことで、高水期での権利についても非常に難しいと。それから水道管理者の方からも高水期だけでは安定的に取水できないというお話が出てますので、今の横河川については先ほどから何遍も申し上げておりますけれども取水は難しいと、困難だということです。

宮澤部会長

それじゃ、もう一度、今高田委員さんから、細かく取ってそしてそのコンクリートのようなため池にためて、その水を水道水に利用すると。これについては不可能だということのご判断でいいですか。法律的に取水するということは現状の中では河川管理者としてはできない。それから技術的にも今の状況のあの地域ではできないと。こういう理解の説明だというふうに理解してよろしゅうございますか。はい、河川課長。

大口河川課長

はい、そのとおりです。

宮澤部会長

はい、高田委員さん、よろしゅうございますか。これ以上やっても、これ法律的にできないっていうことと技術的にできないということをおっしゃっていますんで、河川管理者は。はい、いいですか。じゃ、他に。はい、高田委員さん。

高田委員

横河川の流域というのは東俣川の流域と面積は同じなんです。ほとんど同じです。それで東俣でこんだけ取れるというのは、八島湿原みたいなそういう遊水池的なところがある、その効果はまあ大きいと思うんですけど、しかし同じくらいのその流域面積で雨の量もそれほど地域差があるわけじゃないんで、そういう点で私は十分潜在的能力はあると思います。

宮澤部会長

今高田委員さんからご意見がございました。一連のやり取り...

高田委員

それで現に、横河川にダム計画がありました。地盤が悪くてだめだという話を聞きました。ということは、その水の潜在能力を認めた上だと思えます。

宮澤部会長

もう一度、今の高田委員さんのご質問については、横河川の取水については今のそのダムの経過も含めて検討したんだから、その結果どうだったかっていうことをまたお話しただきたいと思うんでありますけど。具体的に潜在能力はあるのではないかと、こういうお話しでございましたけれど、これについてのデータをふまえたり、いろいろなご意見について、今まで実務者としてやってきたところでご意見を岡谷市から求めます。お伺いのとおり言っていただければ結構でございます。

岡谷市 太田水道部長

基本的にですね、横河川の、から取水ができない、潜在的に水はあるんでないかということでございませうけれども、横河川は基本的に水はないんだということしか言いようがないじゃないですか。

宮澤部会長

どうも現場と、それから高田委員さんの予想とちょっと違っているようでございます。この問題については、それぞれのご意見をご意見として出された中でのやり取りと、こういうことで置かしていただきたいと思えます。他に、この今までまとめてきた問題についてご意見ございましたらお願いします。はい、宮坂委員さん。

宮坂委員

はい。いよいよ、大詰めだと思いますので、私、積み残し等が三点から四点ございます。

宮澤部会長

意見はまた、積み残しの意見は出してください。今のまとめについてのご意見をお願いいたします。

宮坂委員

意見と質問でございます。まず、新和田トンネル。これは非常に重要な位置づけだと思うんです。今利水ワーキンググループの方から説明を受けました。ちょっと難しいということ。これ例えば工費の問題ですけれども9億から15億。これは先ほど新村委員が工費が非常に高いからこれは難しいというお答えをいただきました。この工費についてですけれども、これはトンネルから医王渡橋までを計算しています。トンネルからですね樋橋、樋橋という部落がございます。そこでですね、その辺につなぎ込めればこれは当然水道管が行っているわけですから、そこにつなぎ込めばいいわけです。わざわざ医王渡橋まで持ってく必要は全くない。そうしますと5キロから4キロという距離になるはずなんです。ですからこれは、非常にこの工費を、ワーキンググループの方で説明していただきましたが、検討不足と言う、言わざるを得ません。それから、水位変動につきましては、当然これはどの川でも水位変動はございます。私は逆にお聞きしたいんですが、水位変動のない川なんていうのはですね日本にありますか。あるわけがありません。この水位変動をカバーするために余裕率を皆さん自治体は見ているわけです。この余裕率についても質問をいたします。先般、この余裕率というか下諏訪町の水について、一体余裕率はどのくらい採るんだという質問に対しまして町の方からお答えがありました。940トンというお答えをいただきました。それでこの理由は、これは町長さんからのお答えです。半分以上が高度な政治判断。もう半分は余裕率を採らなければいけないというお答えをいただきました。この千トンにつきましては、当初は高度な政治判断のみということできている経過がございます。どうしてこういうふうになったのかということをお聞きしたい。

それからもう一つ。私が25日、この前の部会が終わった後、水道課にですね、再度文書の提出を依頼いたしました。ここにございますがちょっと読ませさせていただきます。とにかく余裕率が、ダムからの取水が千トンと明記されてるんです。この前は940トン。今度は千トンなんですよ。それで、余裕率は8.5パーセントでいいということ。それでですね今度は余裕率の話です。先ほど浜ワーキング座長の方でおっしゃいました。下諏訪町の余裕率は、何トンでしたっけ、相当多い数字ですね。4千トンですか。それだけ欲しいって言って、言ったらしいですね。なんだか答弁が、失礼。回答がもうバラバラなんです。これはですね、ここはこれはどういう意味があるのか。もうまともな回答をしていただきたい。全くこれは住民をばかにしている意外、何者でもない。ですから私はですね、この新和田トンネルからの取水っていうのをやればできる、ということだと思う、思います。それから下諏訪町のその取水についてですけれども、千トンの利水ですけれども、これはですね、新和田トンネルからお取りしたらいかかかと私は思います。町がですね、岡谷市には水は新和田からは差し上げられないということをおっしゃってます。ならばですね、その新和田トンネルの取水権が町には当然あるわけで千トンなんて何ともないじゃないですか。そっからじゃあまず下諏訪の千トンをいただきましょう。そうすればですね、行政が言っております後道水源。これは汚染されているということですよ。これを一体どうするんですか。汚染されてる、汚染されてるって言うならすぐ閉鎖すべきです。私はそのね、閉鎖までのプ

ロセスもお聞きしたい。いつまでもたせるのか、飲ませるのか。危険だ、危険だとあおってね。そのプロセスもお聞きしたい。従いまして後道水源を早々に中止をしてですね、新和田トンネルから千トンを取って余裕水を確保する。そんな施策をしていただきたい。数々の質問をいたしました。一点一点重要などかだと思います。お答えをいただきたいと思います。

宮澤部会長

今、宮坂委員さんからお話しがございました。新和田トンネルの問題。今技術的に可能ではないだろうか。こういうような問題ですね。それから先ほど、今までご説明にあった下諏訪町の水位変動の問題、それから余裕率の問題。これについてご質問ございました。こちら辺のところは、大事なところでございますから、それぞれご答弁をいただきたいと思っております。まず岡谷、下諏訪町の問題について、何度もご説明をいただいたかと思えますけど、再度今のご指摘の点を含めて簡潔で結構でございますので、要所、ご質問の意図のところだけお答えをお願いいたします。はい、下諏訪町で。はい、どうぞ。

幹事 下諏訪町

お答え申し上げます。まずですね、最初に質問に出ました、樋橋のところまで水道管が行っているという件でございますが、これは樋橋地区はですね、ゲンタ水源という一つの水源からすべてを賄っております。ですから下の方から水道管が行ってるわけではございません。その水源で賄ってるだけでございます。従って、そこへつないでもですね下の方に水が行くということではございませんので、そこはご承知おきください。それから先ほど申し上げました、ご質問に出ました余裕率の問題でございますが、前回申し上げましたとおり、一応ですね、利水ワーキンググループの方でお出しをいただきました1万4100トンという将来の需要予測でございますが、それを一応評価をするということをお願いしました。その中で20%程度ですね余裕率を求めたいという説明もうちの方でいたしました。その結果として出てきたのが1万4100にですね20%を掛けたくらいでございます。それが920うんぬんという話でございます。その920という数字が出てるので、あくまでもそれは20%程度ということでありまして。そうすると920トンくらいが、20%ぴったしでいけば920トンくらいが不足すると。将来的にですね余裕率を見て。そうすると20%程度でございますから千トンが欲しいと、そういう理屈でございます。以上でございます。

宮澤部会長

この問題については何度もご説明があったということだと理解しております。今、最初の管路の問題がございました。その問題については、先ほどワーキングから答えていただいた経過だと思います。浜座長よろしゅうございますか。再度ご答弁はいららないですか。今の状況について、それと水位変動の問題のことについては、今答えていただきました。その件については、幹事会の方、県の方でもありましたら。それとですね、水利権をお互いでやったりこっちへやったりっていうのは、これは宮坂さんの提案でっていうことですね。それで、先ほど来、そのことについては、現実的な問題のことについては出ておりますのでそれはふれませんがよろしゅうございますか。不可能ということで。もう一回再度、確認させていただきませんか。先ほど来、それは不可能だということでもって結論は出ているように思いますが。それじゃない。もう一度お答えをお聞きしますか。もう一回...

宮坂委員

いやいや、私の提案はですね、もう岡谷市には水はですね自前でやっていただいでですね、下諏訪のみ千トンを新和田から取水するという事です。岡谷市は除かしていただきます。そういう提案です。

宮澤部会長

岡谷市は自分でもってやっていただきたいと。そうですか。

はい。今のその...いいですか。問題点。水位変動の問題のことについて。河川自体の問題でありますので河川課からのお答えをお願いいたします。

河川課 北村課長補佐

はい。砥川の水位の変動でございますけれども、今の状況は20年前から新和田トンネルの水が砥川に流れているという状況の中で、水位の調査をしております。その中で、河川の流れている水、いわゆる正常流量というお話しさっきから出てますけれども、正常流量が河川としては欲しいと言いますが、河川管理者としては望ましいと考えておるわけですが、その正常流量っていうのは、いわゆる河川がもう魚とかですね環境とか、そういう問題で維持をするための流量と、それからその水利権を持っている方の、いわゆる水利権の持っている部分を足したものが正常流量ということでございますけれども、その調査をした段階の中で、季節変動をもちろんするわけですが、その中で足りなくなる時が出てくるわけです。そういう意味で水道水源としての安定性というのに欠けるんじゃないかと、ということでございます。よろしいでしょうか。

宮澤部会長

お話になっているところがかみ合わないわけですね。かみ合わないということについては、今の理解は、これは要するに法律的な理解ですね。ですので、ご提案については、現状を見たり、様々なそういうふうなご意見だにご理解させていただいて、それぞれのご意見を否定するわけでもありませんし、現状はそういうふうに理解されて動いているということだけはこれで確認をさせていただいたということではないですか。はい、宮坂委員さんどうぞ。

宮坂委員

水位変動、水位の変化っていうのがあるわけですね。これは付き物だということで。そのために余裕水を見ているというところに私は質問をしているわけですよ。

宮澤部会長

その見識、見解はよく...一般的にその見解、今のそここのところがそういう見解を示されるかどうかからスタートしてください。基本的なとこです。お勘違いされてスタートしていたんじゃ答えとあれが最初から食い違いますから。はい、河川課。

大口河川課

河川で水位変動あることは確かです、それは。ただ、今、余裕水って言われた意味がわかんないんですよ、私らには。

宮澤部会長

余裕水って言う規定は、余裕高のことですか、それとも、よく私もこれは具体的なところでないんで、もう一回、もし言葉に、違う言葉で置き換えられるならば置き換えてご説明ください。

宮坂委員

はい。これは浜委員ワーキンググループ長が先ほどおっしゃった言葉です。水位の変動が、そのために余裕水量を、余裕水量を活用している水量です。これはイコール余裕、余裕水量です。もう一つ質問はですね、その余裕水量が下諏訪は千トンでいって言うてるわけですよね。先ほどワーキンググループ座長は4千トンだと言っているわけですよ。これは一体どちらがどうなんだ。

宮澤部会長

はい。もう一回、さっきの余裕水量の問題についてのご答弁を繰り返しになってもお願いします。それから今の4千トンの問題につきまして引き続きお願いいたします。はい、河川課。はい。

大口河川課長

先ほどからお話ししてるように、河川水について水位変動があることは確かです。それから、今宮坂さんが言われてる余裕水イコール余裕水量というのは水道での話したと思いますので、水道管理者の方をお願いします。

宮澤部会長

よろしいですか。余裕水量っていうのは水道のことだということで。はい、じゃあ河川課、水道の方でお願いいたします。下諏訪町。

幹事 下諏訪町

先ほど申しあげました余裕量というのはですね、あくまでも水道水としての供給の際の余裕量でございます。ですから、基本的にはですね水道を供給するには必ず水道管を経て各家庭に行くわけですから、その中でのロス分とかそういうものは必ずあるわけでございます。有収率というような形でも出てくるわけですが、そういうものを見込む中で余裕量が実際の水源から取水する量よりも2割程度余裕がなければ賄えないということで我々は申してるわけでございます。そのところをご理解いただきたいと思っております。

それから先ほどの4千トン5千トンと、それから今町の方で説明したのと、相違があるという話ですが、先に説明したのはですね、あくまでもですね宮坂委員さんがお示しになったですね1万4100トンという利水ワーキンググループで出していただいた将来需要予測に対してのものでございます。町の方がですね4千トン5千トンと言いましたのはですね、現在の水道のですね日最大使用量から言えば、その日最大使用量、あれは12年13年の日最大使用量から言えばですね、現在4千トン5千トンの余裕があるわけでございます。それがあってもですね、それは余裕としてですね取っておきたいということで町長が申しあげたわけでございます。以上でございます。

宮澤部会長

私どももそのように今まで理解をしまいいりました。このことについてこれ以上ご意見を述べられて、また宮坂委員さんもお意見がありましたけれど、そのご意見ですか。どうぞ、宮坂委員。

宮坂委員

3千トン4千トンとね1千トン。これ大きな問題なんです。よろしいです。部会長。前提条件が1万4100トンで、これは千トンの余裕高出たということなんです、それではですね、皆さんこのデータ出した時にですね、1万4100トンに修正されるという見通しなんです。一体、下諏訪はいくらの計画を立てているんですか。いいですか。1万4100トンという設定をしたことによって千トンの利水が必要になるんですよ。ですよ。だからダムからの利水が必要なんです。今、幹事の方は、それは私が示した案からいくと千トンの利水が必要になるとおっしゃった。そうでしょう。一体、下諏訪町の給水量、千トンを出した根拠。その前提の数字は一体いくつなんです。聞けば聞くほどわからなくなります。部会長、もしおわかりでしたら私に説明をしていただきたい。

宮澤部会長

ここです、今もう一度原点に戻りまして、下諏訪町の給水量について、今までの中でお話しになっている部分、またはそれが誤解を生んでる部分等々、話しかみ合わない部分が出てまいりました。もう一度ですねお話しをしていただきたいと、お願いをいたします。はい、下諏訪町でお願いします。

幹事 下諏訪町

先ほど申し上げたとおりでございますが、まずですね、需要予測のない時点でのお話しをさしていただきました。それがですね現在の水源水量と、それから日最大配水量との関係でございます。それが4千トン5千トン、約現在余裕があるわけでございます。それについてもその4千トン5千トンってのは現在の段階でもそういう余裕量が欲しいということ町長が申し上げました。それからですね、次にですね、1万4100トンでございますが、これはですね利水ワーキンググループでそういう将来需要予測が出た段階です、その需要予測に対して町はどういうふうにとらえるかという質問がございましたので、その中でですねそういう数値が出たとしても2割程度の余裕量は必要だと。で、一つの水源を廃止するという中で考えればですね、約2割びったしでやっても920トンが不足してくると。だから、千トンが欲しいということで、二つ分けて答えております。

宮澤部会長

今の答弁でいいですが、先ほど宮坂さんがご提案されたんじゃなくて、ワーキング方でっていうことをちょっと言い間違えられたんで誤解された部分もあると思いますので、そのことについては私も聞いててそれ感じました。今の見解でよろしゅうございますか。要するに岡谷市の考え、失礼。下諏訪町の考え方と、それについてのワーキングのことについてでございますが、はい、宮坂委員。

宮坂委員

いや、質問、納得できません。納得っていうか、わかりません。あのね、部会長じゃあ説明していただければ結構ですよ。

宮澤部会長

いや、今言ったとおりでございます。私がわざわざ付け加えることもありません。

宮坂委員

ですからね、下諏訪町の今の計画、将来見通しに対する給水量予測はいくつなんですかって言うてるんですよ。私は、それははっきりできない答えなん、答弁なんていうのはおかしいですよ。そうでしょう。千トンの利水が必要だって言うてるのにね、私が1万4100トンだから、だからってということでまたワーキンググループからその数字が出たから1千トン出したってということですよ。そんなあいまいな答えおかしいです。ぴしっと言ってください。まず一つ、下諏訪町の将来給水予測はいくつですか。

宮澤部会長

今の問題について、もう一度下諏訪町で確定的ならしっかりと出してください。もしどうしてもそれで話しがこれ以上混乱するようでしたら、ペーパーでもって宮坂さんにご説明していただけませんか。含めて。はい。どうぞ。はい、下諏訪町。

幹事 下諏訪町

また繰り返しになって誠に申し訳ないんですが、先ほど申し上げたとおり、現在の段階でも現在の要するに最大、一日最大配水量の段階でも4、5千トンの余裕があるわけですが、それは余裕として必要だということが一つ。

宮澤部会長

申し訳ございませんが、トレンド法で利水ワーキングの方で予測もしましたね。そういうような具体的な生きた数字を含めて、すいませんけれど、もうちょっと抽象的なことじゃなくて、数字を追う中でのご説明をしていただけませんか。もしあれだったら後で結構でございますが。はい。

それじゃあ今の問題のことについては後日、後で説明を願います。他にこの今のまとめについてのご意見がございましたらお願いします。はい、小沢委員。

小沢委員

幹部会の方から横河は水が少ないんだ、少ないんだと、いう感覚的な話しが非常にある。僕は他の目的でもってOHPを用意してました。2分、説明させてください。

宮澤部会長

この今の横河川に水があるというご考えのOHPですね。

小沢委員

はい。横河川と砥川は同じ飽和雨量を持っておって流出率も同じであるし、それから高田先生のおっしゃったように横河の方が少し流域が長い。集水面積が大きい。24k㎡と...東俣川が18k㎡ぐらいです。そうすると、降った雨は横河川と東俣川どちらかと言うと横河川の方が多く出てくる。これ出典は

(宮澤部会長 結構です。どうぞお説明続けてください) はい。ですから東俣川と砥川、横河川は面積当たりに同じ雨が降りゃあ同じ量が流れ出てくると、いうことを県の釜口水門工事誌という地方事務所、建設事務所ですとまとめた書物に流出の係数が全部同じだと。諏訪湖全部やっていますから17区域に分けてますけれど。それでいながら東俣川は水が取れるぐらいたくさん流れる。それだけれど同じ水が出てくる横河川は水が取れないよ。やはりもう少し量的なことを正確に話していただかないと、なんかどっかどっかでもってごまかされてるとしか僕は思わないんです。

宮澤部会長

はい、わかりました。今の流量の問題を含めてお答えをお願いします。はい、河川課。

河川課 北村課長補佐

砥川と横河川の流況が近い、似ているという話しについてはそういうことでご理解いただいて結構だと思えますけれども、今横河の方で取水ができる法的な水利権が取れるかというお話しをしたと思えますけれども、これは砥川についても同じなんです。いわゆる新たな水利権を設定しようとする、それは今の状況から安定してはいないので、新たな水利権は砥川の方でも取れません。横河についても取れない。こういう状況にあるということです。

宮澤部会長

よろしいございますか。今、小沢さんからお話しになられた状況について今お答えがございました。それぞれ私の今までの確認を一つ一つさせていただいてまいりました。下諏訪の計画の問題について入っておりますけれど、一番のそれはまた後にするとして、一番の問題のところについてはそれぞれ河川ごとに、それから利水ダム、それぞれの等々含めて、一つ一つ権利を持たれている方々のご意見も多少先ほど出させていただいたり、それぞれの中で一つ一つ確認をまいりました。それで、この確認の上に立って次の段階に進ませてもらいたいと考えているからであります。それからこの前もお話しを申し上げましたように、利水の自体の問題のことについてのご提案等々とか、いろいろなことについてのご提案については、また岡谷市さんなり下諏訪町さんの方にお話しをしていただければと、こんなふうに思うところでございますし、この部会で出て、それぞれの行政に対しての問題については、まとめてお渡しするような機会をつくらさせていただくと、こういうことは過去に明記したとおりであります。なぜこの問題を進めてきたかって言うと、要するに一つ一つ問題を解いてきたわけでありまして。ご意見はお気持ちも含めてよく私も痛いくらい伝わっております。しかし、例えば今小沢委員さんのお話のように、そういうことだけれど、新たな取水は不可能でありますと、こういう状況もふまえて、この次の午後からの総合、利水を含めた治水案に入っていきたいと。こういうふうに思います。今日の今のお話しをふまえた上で、私は一応の利水についての考え方のまとめを皆さん方に早い時期にまとめたものをお配りしたいと思っております。ここで12時をまわりました。大体一つのお話しも出てきてあれしたかと、こんなふうに思うところでございます。今12時でマスコミの皆さんもパンを買ってきたりおにぎり持ってきたり、また幹事会の人たちもそうでございますので、本当はゆったりと休憩も取りたいところでございますけれど、今何時ですか。45分から始めさせていただきたいと思っております。なるべく早く皆さんおうちへ帰っていただくように思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。1時から...どうしても1時からの方がというお話しでございますけれど、じゃあ1時からにしましょうか。

はい、じゃあ1時から。それから今下諏訪町の方で宮坂さんの方にも事前にちょっと話しをしたり、それから高田委員さんの方にも先ほどあった話もありましたら、大体お話しは出てると思いますけれど、どうぞ説明だけお願いをいたします。以上でございます。

<昼食>

宮澤部会長

再開をさせていただきます。午前中は利水の一つ一つの確認を5月の第...、失礼しました。今日11回でございますから、9回目の部会でもって確認をしました。それで前回私がまとめさせていただいたものをもう一回確認をさせていただいて、それから利水のまとめを入れようと思いましたが、それを確認をさせていただきました。それで今、下諏訪町の水量予測の問題のことについて出ております。この問題について下諏訪町の方から答えていただいて、次に移らせていただきたいと思います。下諏訪町、お願いいたします。

幹事 下諏訪町

それではお答えをさせていただきます。現在1万8200立米(m<sup>3</sup>)あります水源水量が後道水源を廃止した場合には1万6千トンになるわけでございます。利水ワーキンググループから出されてましたトレンド法の最大値は1万4千トンであります。1万4100トンでございます。供給の際のロスや予測の誤差を考えて20%程度の余裕が必要だと申し上げてきているところでございます。1万4100トンに20%の余裕を見ますと1万6920トンとなりまして、町としては約1千トン不足するのでそのための新規水源をダムに求めているということでございます。ただし、これはワーキンググループの需要予測を尊重したものでありまして、現在の認可とは異なるものでございます。将来的にはこの数値を参考に取水位置の変更に併せて見直しをしたいと考えております。

それから後道水源でございますけども、後道水源の廃止につきましては、あくまで将来的にという考えているところでございます。以上でございます。

宮澤部会長

はい。それぞれ予測がございました。今の利水のまとめ。幹事会の方からご指摘ございましたが、利水の問題については岡谷市が水道事業者、それから下諏訪町が水道事業者、それから河川管理の問題、水との関係がございますので、どうしても幹事会の方にその立場立場で求めてもらう、ご意見を言うていただくことがございます。そういうことで、幹事会の方に多くのご意見をいただいたわけでございますけれど、これから懸案の問題、一步二歩含めて入りたいと思っております。

まず基本高水の問題に、移らせていただきたいと思います。今お手元に武井委員からのご質問の要点、ご意見も今あります。今高田委員さんが基本高水ワーキングのこの部会に対する責任者ということでございますですけど、過日の検討委員会も含めて、今日高田委員さんにご説明をお聞きをいたしましたところ、まだ基本高水ワーキングの具体的な答えが出ていないということでございますので、私も基本高水の問題のことについては今までの経過をもう一回整理をしたいと思っております。

洪水時の防御計画の基本となる砥川の基本高水流量は、どうであったかということでいろいろな方面から審議をしてまいりました。それで当初この計画が成された時にこの基本高水水量は280トンと、

秒280トンということが確認をされておりました。この280トンに対してこれが適切かどうかと、このようなお話が出てまいりました。また今年の、失礼しました。平成11年の6月30日の降雨量を1.41倍引き伸ばして計算すると、320トンという数字が出てまいりまして、これも検討委員会の方にお話をさせていただきました。そういう中で今大熊座長も含めて検討委員会でまだ検討が成されているという時でございますので、この部会として様々な委員さんからカバー率の問題も含めて多くの議論が成されてきました。その中において、カバー率等で280トンをもっと小さな数字にしてもいいんじゃないかというご意見。それから流域住民の皆さんの安全度も考えて320トン、これを採用すべきだというご意見。これは林委員さんだっただと思いますけれど。そういうようなご意見も出てまいりまして、この基本高水の問題につきましては、残念なことに基本高水ワーキングの方から結論的な方向性をいただいております。小沢さんからも何回もこの問題についてのご意見もございました。その都度、幹事会を通じて小沢さんの方にお話ししたり、文書でもってやり取りをしていただいたのですが、私ども検討委員会の方からその結論をいただけていない現状において、この議論のところにつきましては、多い人も少ない人もあるという中で、国土交通省からこの基本高水の問題について比流量、それと合理式それぞれの三つの中で点検をする中でこの280トンが妥当かどうかと。つまり、こうあるべきじゃなくて、今出てきている280トンが妥当であるかということの議論しかまだしておりません。この問題につきましては、基本高水ワーキングの答えが早く出てくるのを待っているわけでございますが、今日も高田委員さんの方に朝方お願いをしてまいりました。それで私どもこの経過の中でひとりが低い方がいいと言えば、ひとは高い方がいいと。こういう議論になってしまいます。それで、この部会としては280トンが妥当かという線で、280本が妥当であるという国土交通省を含めた見解に否定をするものではないと、こういうような状況のニュアンスから、各それぞれの代案については280トンを採用することにした経過をご確認させていただきたいと思っております。そういうことで今日までやってまいりました。あと細かい問題のこれからにつきましては、それぞれのご意見があろうかと思っておりますので十二分にこれを議論しなければならぬということはこの後に残しながら、この後も治水計画等々につきましては、従来どおり決めてきた方針で進めたいと思っておりますけど、いかがでございましょうか。はい、小沢委員さん

小沢委員

確認ですが、280トンであるということ的前提にしてカバー率の議論やなんかされたけれども、一番基本の280トンが妥当かという議論はこの場ではまだなされてない。そこを含めても討議をしたいと考えております。そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

宮澤部会長

今お話しさせていただいたとおりでございます。はい、高田委員さん。先生、今のやり方の確認だけお願いいたします。

高田委員

基本高水のワーキンググループというのは残念ながら、正式に集まって協議したというのは一回、あとは臨時で検討委員会とか、この検討委員会の合間、あるいはその直前に臨時に集まってやったのがせいぜいです。これは非常に申し訳ないと思うんですが、この前も言いましたように、年度末の学内行事

で時間がとれないという、そういうことがありました。結論的には、基本高水の決定は各部会で決めるべきだという、そのスタンスは変わりません。変わりませんが、そこへ出す情報がもうちょっとあっていいはずだと、その点が欠けていると思います。それでその中でこの前の検討委員会でこの辺の議論が少しありました。実際に国土交通省の説明を聞いたりしてるんですが、それだけちょっと今日話しておきたいと思います。かなり詳しく詳しい説明があったわけですが、結局カバー率で物事を決めるのではないということが主体でした。その時松岡検討委員会委員が傍聴に来られています。その後大熊さんもその辺のいきさつを別の形で伝えられていたようです。あの時の、私は国土交通省の係員にしつこく河川砂防技術基準案に書かれている内容、あれは文章でちゃんと書かれていますんで非常に大きな重みがあるはずなんです、あれと彼の説明とのギャップを何度も聞いたんですが、結局わかりませんでした。結論的には総合的に判断しなさいということしか私は理解できなかった。それは、その時におられた松岡さんも同じ認識のようでした。そうしますと、その後でワーキンググループに問いかけがありまして、その回答としては、結局その河川砂防技術基準案に書かれてる付帯条項ですが素直に読む。そういう結論をこちらに返したはずで。それはカバー率は50%以上、一級河川の主要分にはカバー率は60から80%という内容を素直に読む。その付帯条項の上に図がありました。覚えておられると思いますが。その時に基本高水の決定の流れがありまして、最後のところに、カバー率を考慮して決める。そういう図もちゃんと載ってました。我々三人は、ニュアンスの違いは少しずつあるんですが、それをもうそのまま読もうと、そういうふうはこちらに返事をしました。ですから、今、280トンという数字が非常にポピュラーな数字になりましたが、それに関するワーキンググループの見解も考える範囲として妥当な範囲のひとつであると。要するに選択肢として不合理でないと、そういう答えを返しております。多分、今、部会長から320トンという話しもありましたが、それは別の理由からあり得ないと。280トンが多分考える上限値だろうということです。それで今の代替案あるいは今三つ、私はA・B・C案と言って...

宮澤部会長

高田先生にお願い申し上げます。今の論議はまだ検討委員会で基本的なご意見が出ておりません。先生からそのように言われてもワーキングの結果として受け止めていいのか。それとも一個人のご意見としていいのか(高田委員 いや、これはワーキング...)あのね、ワーキングの結果ととって本当によるしゅうございますか。皆さんで...、さっき、利水のワーキングもそれだけの責任持ってお話しになられたことですので、検討委員長、今日お見えでございますので、委員長とも打ち合わせしてそれで出していただかないと、先ほども320トンっていうのは、これは林委員さんのご意見ですから、ですからカバー率の問題でそういう意味で先生、お話じゃなくて、ここの問題のことについて、それ入っていつてしまいますと、反対の人からポツと意見出ます。

高田委員

わかりました。320トンの話しはちょっと置いときまして。

宮澤部会長

ですからここにおいては、(高田委員 はい、280トン。)検討委員会ワーキンググループでご意見を出していただくなり出していただきたいと、早く。そういうことなんです。申し訳ないんですが。

高田委員

はい。ですから280トンは選択肢のひとつ。有力な選択肢のひとつであると、それだけです。

宮澤部会長

と言いますのは、要するに、ここで次の段階にいけなくなってしまいます。検討委員会から確定的な答えが出ているなら結構でございますが、それが出てなくてご意見をするんでしたら今までの前提条件と変わってきます。ですのでこれ以上、具体的な治水計画の中でそれがぐらついているようでは話しに入っていきません。ですので、この前ここでお話しをさせていただいたように多い人も少ない人もおいでになれる。下の人も上の人もある。しかし合理式、それから流量、比流量、失礼しました。比流量、等々の問題でこの問題については妥当であると。決して今先生言われたように間違った数字じゃないということで、ただ正しいかどうかはみんなそれぞれのご意見がございますから、その問題は別問題として、そういうことでこの280トンで進めましょうと、これでこのところには来たはずでございます。それまでについて、まだワーキンググループの方から、何のその後こちらの方へ正式なお答えをいただいておりますので、この問題は私はこのまんまで進めていきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。特に検討委員会の皆さん、この後受けてですね、話しが次に今度は検討委員会でこの部会を受けて進んでく経過がございますので、そのところだけでもう一回確認をぜひともお願いをしたいと思っております。それでないと、ここでもってまた論議でもまっぴたつに割れてしまいますと、話しの状況がつかみませんし、その判断の基準がワーキンググループから出る結論であるはずでございます。この委員会の場合については、ということもありますので、そこら辺のともご理解をいただきたいと。はい、高田委員さん。

高田委員

それで今ワーキンググループでは大熊座長が中心になって降雨強度、雨の強さ、降雨強度と、その継続時間の関係を幹事会の方で整理してもらってるわけです。それが拳がってきましてできるだけ早くということなんですが、ワーキンググループを開いて、それで今部会長がおっしゃったようなひとつの情報というか、まとめ。こちらに流すべき情報をまとめると、そういう段取りです。

宮澤部会長

はい。高田先生すいませんでした。決してご意見を否定したものではないことをお許しください。と申しますのは、高田先生のご持論でありますかパー率の問題。これは80でも60でもいいじゃないかと、こういうお話し。そうすると240とか250とかいう数字が出てまいります。また、この間林委員さんのお話のように、河川計画の計画を立てる時にお聞きをしなければならない立場である市町村長さんのおひとりから、カバー率、今度の場合、なるべく多く採ってもらって120%くらいを見る方がいいじゃないかと。この場合の120%ってのは320。ちょうどそれに相当、想定いたします。こういうような現実問題がある上でこの論議がまいてまいりました。そういう中で、280がいいとか悪いことじゃなくて、280が妥当かどうかということ、ここで皆さんと論議をさせていただいた中で、280がいいか悪いか、これは両方ありましたから、両方あったことを添えながら、とりあえず280は妥当な数字、妥当じゃないという数字ではないと。妥当な数字であるのでということで、この基本高

水のことについて280ということ論議をされたかと思っているんですが、その認識、私間違っていたらご意見をお聞かせいただきたいと思いますが、どうでしょうか、はい、どうぞ。中島さん。

中島委員

この問題ってのは、何度か論議をされてきましたですね、一応今の会長さんが言われたように、280トンということについてはですね、みんなで一応これは了解していると、いうように私は受け止めてます。だからこの280トンを崩さない形で今後の議事を進めていただきたいと、このように思います。

宮澤部会長

はい、笠原委員さん。

笠原委員

いやあ、280トンが決まったということではないと思います。それは前の時にも僕は、確認...いや、そうじゃなくて280トンは、あくまでこれに挙がってきたそのモデルについて100%のカバー率の場合に280トンになるということと、もう一つは、このダムそのものが280トンということで計画されておりますので、だからダムと河川改修という場合には必ず280トンになってしまうと。それから河川改修だけの場合でも、結局その議論の中で280トンということで話していかないと、280トンだといっている方と、もうそこで話しがかみ合わなくなっちゃうんで一応280トンということで。僕は一度も280トンがいいといった覚えはございません。今までの中でそれで...

宮澤部会長

もう一回私申し上げますけれど、私は決まったということを申し上げているつもりはございませんが、私は私の意見に対してお話が今二人挙がったんで申し上げたんですが、もう一回確認します。今笠原さんから話しございましたように、ダム案が280、河川改修案が違う数量、こういう形で住民の皆さんにはお示しできないと思います。基本高水は、ダムであろうがどんな方法であろうがすべて同じでなければならぬはずであります。そのように計画されてきているはずであります。もしそのところの確認ありましたら、幹事会で明確なご答弁をいただきたい。それで私は280ということは、これがいいとか悪いとかではなくて、もう一回確認します。皆さんのご意見は大体全部私はわかってるつもりであります、そういう中で多い人も少ない人もいる。今たまたまお二人の例を挙げました。高田先生と林委員さんと、二人の委員さんのお考え方は違います。高い低いはそれぞれある中で、280というものが妥当であるかどうかということについては、それぞれの説明経過の中で、これは一つの妥当な線ではないか、間違っていないということで、そのことだけは確認いただいたつもりでございます。そういう観点に立って、基本高水は一つの物事を進めていくベースでございますから、今まで280をベースにおいてきたはずでございます。そのようにこの部会運営をさせてきていただいたということを今確認をさせているわけであります。そのことについてご意見ありましたらということで、はい、浜委員。

浜委員

今部会長のおっしゃったとおりだと私は思います。この基本高水をどこかで決めていかなければ論議が進まなかった状況であったということです。それで、合理式450。それから平成11年の1.4倍

引き伸ばして320。それで280という数字がありまして、高い低いという議論があったわけですね。それでじゃあはどこかで決めていこうということで、高田委員にも280は妥当だというお話をいただく中で、高田委員からも280に準じた河川改修案。それからダムプラス河川改修案の二つでまとめた経過が私あると思うんです。もしこれをもう一回戻すということになると、この二案をまた否定をせざるを得なくなってしまうわけですから、これじゃあ200でやりましょう230でやりましょうってこととなりますと、これいくら時間があってもですね前に進んでいかないというふうに思います。ですから280というものを、私は、今まで皆さんで論議した中で一定のこの部会の中では280というものを一つの材料として論議をして、その結果を検討委員会に挙げていきたいと思いますというのが今までの僕は流れだったと、いうふうに思いますので、ぜひとも280ということの基本において、それで論議を進めていただきたい。まだまだ改修案にしてもダムプラス改修案にしても、A案B案にしても、論議をしなければいけないところがたくさんあるわけですから、検討委員会にいつ投げられるかということも視野に入れながらですね、ぜひ一歩二歩前に論議を進めていただければ大変有り難いと、こんなふうに思ってます。

宮澤部会長

はい、武井委員さん。

武井秀夫委員

今の浜委員もおっしゃいましたし、今までの論議の過程で、私は議事録を全部を起さないとわからない部分がある点が一点とですね、要するにひとり歩きしていると私は思うんです。だから部会意思として完全に280トンはお케이だというような、コンセンサス（consensus：意見の一致、合意）を得たと私は認識していません。ですから改修案にしても様々なファクター（factor：要因、要素）がそこに関連してくれば、当然その中でもって280トンは下方修正されることがあったっておかしくはない。ですから、先ほど中島委員から暗黙の了解だってマイクを通さなくしてあったんですが、暗黙の了解ということは非常に非論理的なことであって、じゃあ今のように浜委員がおっしゃったように280で決めてくださいと言うとしたら、もっとこれは甲論乙駁でやらないと決まらないということなんです。それで私今日若干のOHPも用意させていただいて、まだ私のこの意見書はまだ回覧っていうか配布されてないようですけども、私は、皆さん促進反対はともかくとして、各特別委員の皆さん、特に応募された方々ですね、この配布されたフローに従って本当にどこまでこの280トンの値の整合性があるかということについて、委員間の意見というものはほとんど戦わされていないと私は思います。ですからこのところにあるフローのところに、そもそも基本高水流量を決めるためのフローがございますね。その点にかえて、流出解析についてもまだ論議が不十分であるし、そういう不確定要素の中で280トンオーケーという形でそれが金科玉条で走ってしまうと、それはやっぱりかつてから言ってるように280トンは唯一解でないっていうようなことを大熊先生も言ってらっしゃるし、部会意思で、部会がその基本高水流量を決定しなさいということだったら、のっけから280トンだという形が先行すれば論議の余地がなくなると私は思います。ですから後ほど、私の見解については、いわゆる貯留関数法というRSAだとかf1という難しいことでなくて、私は論証したいと思っておりますので、今の段階では私は認知された値ではない。部会意思で少なくともじゃあ議事録を起していただきたい。どこでこれを集約したかっていう点で。

宮澤部会長

もう一回確認を申し上げます。私は部会で280トンを決めたということを申し上げておりません。よく、もう一回私の言葉をしっかりと聞いていただきたいんです。それですね。私、基本高水について今まで相当な時間を費やしておりますから、皆さんのそれぞれの意見は大体全部こういうふうに言われたってことは覚えております。どうぞ、その時にカバー率を含めた検討の中で、カバー率を80くらいに見る方がいいとか、それぞれ何回も基本高水の問題について議論をさせていただいてと思います。その時に、私はここでもって二つのご意見、高いか低いとそのまんまかと、この三つであったわけでありませぬ。その三つのご意見をここでもって決を採って、さあどうするんだということになってきた時に、例えば今カバー率を下げた部分、時に、じゃあ80に下げた時に、その安全、どうして80なんだと。そういうことに答えていただけなのかということで、今財政はワーキンググループの、失礼。大熊座長の方にお話をさせていただいております。ですからそこら辺のところはまだ答えが返ってきておりませぬので、はっきり私の方で申し上げますが、一応ですね280は先ほど浜委員さんもおっしゃられたように、高田委員さんも妥当な数字であると。要するにこれでどうカバー率を採っていくか。この問題についてはこれから論議はあるが、要するに280は妥当だというご意見については、私はワーキングから320をもらった時に、そのような暗黙のお話が高田委員さんから出していただいたと、こんなふうには理解いたしました。ええ。ちょっと、いいですか、後で先生、言っていただきますので。それでじゃあ280ということを決めたわけじゃなくて、280という形のところであって、もっとそれよりも多くしろっていう人と、低くしろってような人もあるけれども、280というものを一つの形として、これはまあ全く違法でどうしようもない数字ではないということ、皆さんでもってある程度乗っていただいた以上、また国土交通省からも、先ほど浜委員さんからおっしゃられたように、この数字が妥当な数字だというふうにお話があった経過も含めて、これはもっと後のことですから、それを理由にしたわけではありません。皆さんの大体のお話しの中で280という形で進めてきた。ですから私どもは今の話しは、そういうことを住民の皆さんにそのとおりに伝えていいんじゃないかなあと。つまりカバー率の問題、基本高水の問題のことについてこうだったと。だけれどこういう意見とこういう意見が出たと。とりわけカバー率でもってもう少しあれしてもいいんじゃないかと。こういう意見も出たと。しかしわが部会としては、それでは入り口で答えが、先ほど浜委員さんが言われたように、答えが前へ進んでいけないので、それで280というものを一つ設定する中で、新しい案を18人の委員さん、それぞれからいただいたと。そうすると280と、高い人と、低い人と、それぞれの案でもって出してもらいたいと。こういう話しで論議を進めてきたと。これは私は事実だったと思うんです。ですから、そういうことを含めて、今のここで、この間から小沢さんをはじめ基本高水の問題のことについてはまだ結論が出ていませぬよと、こういうお話を、私もそう思っておりますけれど、このことがまだ基本高水ワーキングから返ってきませんから、答えが。そういうことの中でもって私としてはそういうようなものをするしかない。この間の放水路はにしても、あの時にも多くの人がもうここでもってすべきだと。松島委員さんからは取り下げるべきだと。こういう意見まで出ている中で、一応の検討をさせていただきました。これ部会長独断だったと言っておしかりを後である委員さんからもいただきました。しかし何とかご容赦いただいて、放水路案もある程度一定の検討はさせていただいたかと思うところであります。ですのでこの、例がちょっと二つ、今していただきましたけれど、この基本高水流量については280ということ、この部会で決定したとこういうことではなくて、一つのこれが妥当な線だということの

中で進めさせていただいたと。しかし委員の皆さん方には基本高水の問題については、それぞれの意見がございましたということは、いつも申し上げているところであります。高田先生、よろしゅうございますか。はい。

高田委員

全くそのとおりです。それで、私、三つの案があるわけですが、それがもし例えば250トンなり、そういうふうに下がった場合は、どの案も設計施工は非常に楽になると。それで私が提出したそのB案といいますか、それも、今一番考えれる大きな値を対象にしておかないと、基本高水の決まり方によっては全く無駄な内容になってしまう。それで一番大きな案を採ってるということです。ですから、その基本高水が低くなりますとどの案も、例えば、ダム、ダムの容量を減らしてもいいとか、ダムとセットになった河川改修をうんと楽にするとか、そういう形で縮小すればいいと、そういうことです。

宮澤部会長

今は高田先生から、今までの経過はそのとおりだということで、基本高水ワーキングから出てる高田先生からのご意見が今あったわけですが、私の今の確認が違っているという方はご意見をお願いいたします。はい、武井委員さん。

武井秀夫委員

今のまとめ方が違っているということについてですか。(宮澤部会長 ええ、そういうことです)いや、(宮澤部会長 今のまとめ方で)違って、そのまとめ方の経過は、それなりに理解できるんですが、

宮澤部会長

いや、これはね、それなりじゃいけません。これは理解していただくか、していただかないか、それしかないです。

武井秀夫委員

そうすると280トンが高水流量が決まったことということでないということですね。

宮澤部会長

ええ、私何度も今申し上げて、高田先生もお話ししたと思います。今の経過です。280になったということ含めて、280で検討が行われたことは、私今、ここで申し上げたことです。

武井秀夫委員

その点については、一応わかりますが、ただ私はね言ってるのは、280トンという値について上か下かということで、1月7日にレポートを提出しなさいということで、私はその時に280トン以下を前提にして、こういうダムによらない河川改修案があるんだということは出してございますから、280トンが整合性があるかどうかということは、私は様々なことで論究したり論じてます。ですけれどもおのおの方々、例えばこれ国交省が決めたから280トンがいいんだとか、それで今までのとこの暗黙の了解だからいいんだとか、そういうような形からではこれはだめだと思うんです。(宮澤部会長 も

ちろんです。ええ、私...) ですから各委員の皆さんがレポートを出してあるのは部会長さん、それはキャッチしておられるけれども、それについて、じゃあ280トンが貯留関数法上、誠に整合性があるというんだったら、どういう背景でこの数値を整合性を認めたかっていうことは各委員が論証する必要があると思うんです。ある部分では。ただしこの貯留関数法の公式を見てもですね、大変難しい概念であると。それでしかも高田先生もおっしゃったり様々な方がおっしゃっているけれども、あくまでダムをつくるためにブラックボックスの中でもってこの数値のやりとりをした形でやってきている一つの考え方ということですね。おそらく河川の流量うんぬんに関して貯留関数法は適用されるんですけども、この、少なくとも砥川の基本高水流量というものは、ダムをつくるために今までセットされた数値であるということは、周知の事実だと思うんです。この値は。とすればということなんです。

宮澤部会長

今、私が言っていることとちょっとまた、こう、あれしちゃうんですけど、今ダムをつくるためにこの280トンが決められたのかということだけは、ちょっとデリケートなところですから、これについての答えを求めたいと思います。幹事会の方でありますか、はい、河川課。

河川課 北村課長補佐

ダムをつくるためにブラックボックス型でつくったということに関してのみお答えいたしますけれども、(宮澤部会長 それだけ以外ないです)それはダムであろうとも河川改修であろうとも同じです。それは数字の出し方は同じです。それからブラックボックス型っていうことは、いわゆる...

宮澤部会長

いいです。そのことは結構です。今私が申し上げたことは、先ほど私が申し上げて高田先生もご了承していただいた。そのとおりですという確認した事項の中に入っていることであります。でもまだ、武井委員さんが私の確認事項と違うことおっしゃられたんで、今幹事会の方から確認をさせていただきました。先ほど私が今までのものを整理をさせていただいた問題。もう一回お聞きします反対、違っているという方はどうぞ意見を言ってください。はい、宮坂さん。

宮坂委員

280トン。部会長の言葉の言い回しが非常にわからないんですが、280トンは妥当な数字であると。ただ決定したとは言えないと。(宮澤部会長 そうです。全くそうです)いや、よくわからないんですけど、僕は素人です。何となく政治家的な言い回しなのかなと思うんです。280、よくわかんないなあ。私素人です。

宮澤部会長

じゃあもう一回、もう一回説明いたします。要するに、私もう一回言いますが、280トンに決めたのではないということを言います。決めたっていうのはここでもって皆さんで議論をして、これがいいあれがいい、それじゃあ280トンにしよう、決まると。それが決まったということだと思います。ところが、この間の280というのは決まったわけじゃありませんし、今申し上げるように、280はダムをつくるために出てきている数字じゃないということです。基本高水流量は、この前もお

話しになられたように、要するにこのような事業、河川改修をやる時に基本的な高水を決定するのは、一番最初のルールです。そのルールの中で、国土交通省が示された一つの問題の中でもってこれを現に下諏訪のダムになったわけでありますが最終的に。そこでは280に決まったわけです。この部会では決まってありませんが、経過の中ではもう決まってるわけです。それで数字も240億というお金も出てきてるんです。それはご理解いただけますでしょうか。

宮坂委員

240億、280トンが決まったっていうのは、すいませんもう一度お願いします。ごめんなさい。すいません。

宮澤部会長

いいですか。ここの砥川の中で、今言った利水・治水というようなことを考えながら、今までの中で、基本高水については、この部会が始まる前に、もう既に一番始めまして河川改修計画ができる時に、国と県とが協議をするわけです。そういうキャッチボールで地質の問題も調べたり、そういう経過の中で280トンというのは基本高水水量としては決まったことです。それによってダムの高さも決まり、ダムの金額も決まってきたわけです。

宮坂委員

それは、でも、ダムをつくるために決まったわけでしょう。

宮澤部会長

いやいや、だから今、武井さんが言ったように、ダムをつくるとかつくらないとか、どういう計画があるうが、今ここの河川のところについては、基本高水については280トンですよというのが決まったってことです。比流関数法で、(宮坂委員 いや、貯留関数法でね)失礼。貯留関数法で。私もちょっとエキサイティングしちゃって訳ないんです、そのことについては三つの決め方しかないんです。これははっきりこの前から、宮坂さん、今までずっとやってきた上に立って今日最後のまとめに突っ込んでるんですから。

宮坂委員

ですから私も質問しているわけです。

宮澤部会長

ですから、いいですか。280トンというのはこの部会では決まっておりませんが、この河川の国と県、つまり公の席では280トンは決まってるんですよ。間違わないでください。

宮坂委員

はい、そういう意味ではわかりました。ただ...

宮澤部会長

私、決まってるよ、そう、そのことですよ。もっと今はっきり言ってるんです。でもこの部会では、まだそのところまで出ていないんです。つまりカバー率のことでもって、下げてもいいという人もいるし、240とか250でもいい、230でもいいって人もいらっしゃる。それに対して120%アップしてもらいたい。そうするとこの間ちょうど出てきた320になっちゃうんですよ、そういうご意見もございました。だから280トン、280ってというのはこっからスタートするんじゃなくて、もう既に、国や県の基本的な考え方の、このダム計画にするか河川改修にするか、いろいろな案があったと私は想像しますが、これは私の単なる想像です。最終的にじゃあダム案に決まりました。そのダム案に決まった時のすべての基本の基本高水は280で、もう既にスタートしているんですよ。これは、国と県ではもうオーソライズ（authorize：正当と認めること）されていることなんですよ。ここだけ間違えないでください。それなのにこれだけ気を使ってこの部会運営ではまだ具体的に決めないできたんですよ。そこだけは間違いはないでください。

宮坂委員

ええ、ちょっと待ってください。

宮澤部会長

宮坂さん、私の説明わかっていただけましたか。

宮坂委員

そこまではわかりました。ただ、この部会の立場でね、基本をある程度住民の中で決めて欲しいというワーキンググループの投げかけもあるし、それから部会ができた当初の希望というものもあったわけです。それ住民の方で決めることは決めようと。それで、部会長さんがおっしゃる、その280トンは妥当な数字であるということで、これからA案B案、C案入るかどうかわかりませんが、それを280トン前提で現実問題としてはもう出すわけですよ。ということは、これは住民の公聴会において、住民はこれはもう280トンと決定したんだなということを、案に、言うということなんですよ。

宮澤部会長

私は部会ではこういうことだって言います。それから今までの経過の中では、間違っちゃあいけませんよ、宮坂さん。

宮坂委員

いや、間違っはけません。

宮澤部会長

今のところについては、宮坂さんはどういうふうに思われるか。ダムだから280トンじゃないんですよ。ダムを決めるために280トンになったんじゃないということだけはご理解いただけますね。

宮坂委員

はい、え。

宮澤部会長

え。(高橋委員 ちょっと、部会長)はい、高橋委員さん。

高橋委員

あのね、ちょっと難しく考えない方がいいと思うんですがね、280トンの妥当性をね検証したという形だと思うんですよ。280トンがね多いのか少ないっていっぱい意見がございましたでしょ。この280トンを出す手法としてこういう手法でやりましたよと。それが280トンだと。出たと。その手法については妥当性ですよと。こういうことを言ってるわけですよ。決めたとか決めないとかということではなくて。それについては皆さんもいろいろ勉強してきましてね、なるほどこの手法が妥当性があると。しかし、その他の選択肢もありますよという投げかけもございますよね。でも、今、日本の多くの手法として用いられる手法ですよと。それが280トン。これについては妥当性がありますと。こういう形ですよ。そういう認識でいいんじゃないでしょうか。

宮澤部会長

いいですよ。それと、もう一つ、先ほど武井さんから280トンというのはダムがあって280トンだというお話してございますが、これ、ダムじゃなくても何でもこの砥川の計画はダムだったから280。他の計画だったから240ないしは320。こういう趣旨のものではないということは、先ほど高田先生と私も確認させていただいたし、そのことについては今武井さんの質問を受けて幹事会の方にも確認したつもりですけど。このこと、わかっていただけます。280が先ありきじゃないんですよ。ダムだから280とか河川改修だから280じゃないってということじゃないですよ。この手の河川改修を計画する時に、今高橋委員さんがおっしゃられたように、一つのマニュアルがあって、そういう中で今高橋さん、280が当初出てきた。当初出てきたってということは、これは今までのダムをやるということで、議会でも問題になりましたから皆さんご存じだと思いますけど、来年度予算、下諏訪ダムはダムをつくるという前提で1億円ついてることはご存じでしょうね。それ、そこも事実としてあるってことはご存じでこのテーブルについていらっしゃると私は思っておりますけれど。それはそれとして、それは基本高水のことについては、率直なところを申し上げまして280ということの基本高水で既にこれは決定されて今のダム案はできてきているということは、これは事実ですよ。今、このとこまで理解されていただけませんか。どうぞ武井さん。いいですよ。

武井秀夫委員

あのですね、私が平成7年ころからこの下諏訪ダム問題に関与してきた時の計画では、要するにダムをつくることによって医王渡橋の基準点で80トンカットするんだということが始めのそもそもの計画であったんです。ダム計画というのは。その時に、河川改修案うんぬんというのは今度のA案に出てきてますけれど、その時点で河川改修にもこれが適応するというような形では私はそもそも理解していませんでした。それを幹事...

宮澤部会長

それじゃあ、わかりました。今のでわかりました。じゃそのことだけはっきりさせましょう。もう一

回聞きます。幹事会の方に。国と県との話しの中で、今までの経過の中で、基本高水はダムによる方式でいくら、何々にやる方式でいくらというように違うものが出るものなのか。そこら辺も含めてもう一回しっかり、今まで皆さんの理解は理解として、ここでもって今新村さんから議事進行という話しも出てきております。その、要するにここはもう確認されている問題だと私は思っておりますけど、その段階でまだ入っていないようだったらこれ大問題でありますので、もう一回幹事会から行政の中での位置づけの言葉を求めます。

河川課 北村課長補佐

ちょっと整理させて言わせていただきますけれども、砥川の治水計画をどのようにやるかということはいろいろ考えるわけです。その方法としてダムによる方法もありますし、河川改修による方法もありますし、その他いろいろの治水対策っていうのはあると思います。そういう計画を立てるにあたって、ここをいくらで施設をどういう規模で決めるかという方法で決めたのが今のこの貯留関数法で決めて、それが結果として280トンになったということです。その数値を基にいろんな計画を立てていくわけですが、県として一番いいと思って考えていたのがダム計画であったという結論になっているということです。

宮澤部会長

今、この説明だけご理解していただけませんか。これご理解してなかったら前でへ進みません。全然、認識が違うんですよ。ダムだから280で他の案だったら280じゃないなんてことだけは申し訳ないですけど...はい、どうぞ。新村委員さん。

新村委員

ちょっと整理したいと思っています。先ほど部長は、このことは、このことは、決定ではないよと。これは検討委員会にもお願いしてありますよと。まだ答えが今日出てこないよと。しかし、一方では事を進めてくのに何か一つのまな板がなくちゃいけない。それには高田先生もおっしゃっていましたよ。280っていうのは妥当だろうと。私の方も妥当だろう。先ほど高田先生もいみじくも申してるのは、もしこれが妥当でなければ僕の言ってるのも変えなくちゃいけないよと。新村んのも変えなくちゃいけないだろう。そういうことですよ。ですから、ここではそれをひとつのたたき台としてやってくと。一方では検討委員会が出してくださる。ほいで最終的には決定をするという形で部会へくるよと。それで進めておると思うんですが、それでいいでしょう。よければそれで進行してかなきゃあ、いくらたって前へまたさかのぼったりしてちゃこれは進みませんよ。そんなこと申し上げます。

宮澤部会長

ありがとうございました。もう一回今新村委員さんもお話しになりました。現実をちょっと直視していただくことは大事なことであります。そういう状況の中で今の話しが出てまいります。これからそれぞれの案に入りたい。具体的に。その時にですね、280はダムだから、ダムがあるから先に280が出てきたんだと。この考え方だけはどうか確認をして、これは違いますよと。このところだけはおわかりいただけますでしょうか。はい、西村委員さん。

西村委員

はい。いいですか。実はその質問は私はしてるんです。これ今議事録私持ってるんですが、第3回の58ページの欄に、280トンがダムだからあるのかという質問をしてるんです。河川課長さんですか。これはダムであろうが河川改修であろうが280であるという、確実に返事してるんです。その次のところでも、それに対して反論をだれもしてない。ですから今になってまたダムだから280ってということは、会議に出ていたんでしょうかね。

宮澤部会長

武井さん、ご意見、今のご意見と違うご意見ですか。(武井秀夫委員 質問です) はい、どうぞ。

武井秀夫委員

先ほどですね、県の方の幹事会の方から、ダムでも河川改修でも280トンだという、そのことおっしゃいましたね。貯留関数法を使ってそういうことを推定するのは私はオーケーだと思うんで、その方法論として。ただ、平成7年当時に県の当局は、いいですか。ダム以外の河川改修案ということの一つの選択肢として残しておられたんでしょうか。始めからダムをつくるということではなかったんですか。その辺ちょっとはっきり...私の認識が浅いなら、いやあその時河川改修案を県土木部は考えていたんだよと言ったら、そのところを明解にしていただかないと私たちはダムをつくるためにこの280トンというのが決まったんだと私たちは理解していますので、じゃあ先ほどどなたか名前は失念しましたがけれども、河川改修案も念頭においてたと。じゃあその時にダム以外の河川改修案というのを県土木当局、当時の、はお持ちだったってことですか。

宮澤部会長

武井委員さんに申し上げます。今、明確に幹事会としてもそれなりきの責任を持って答えてるわけがありますから、それは今のと、先ほどの答弁の中で済んでると思います。幹事会の方で先ほどの答弁と違うところがありましたら手を挙げてください。先ほどの答弁の中にございました。それを決めているような方法を考えて、今回はダムを選んだけどと。先ほどのとおりでありますので、武井委員さん、それでよろしゅうございますか。

武井秀夫委員

はい。ですから、280トンということは、その当時からダムをつくるという時の、ダムをつくって、基準点で80トンをカットするということで行政説明会でも全部理解していたんで、その平成7年当時に河川改修案もあるなんてことは、私たちの頭の中には一つも説明はなかったと私は理解しています。もしそれが誤りだったら、訂正してください。それだったらそういう...

宮澤部会長

武井さんのおっしゃられるとおりだと思います。多分きっとそうだと思います。普通今まで長野県は住民の皆さんに説明する時に複数の案があるということを説明することはないと思います。それはもう武井さんもおわかりいただいていると思います。ですから、そういうことを含めてその段階ではもう既に一つの方向として出て説明したんじゃないかと私は思います。

武井秀夫委員

ですから、いいですか。

宮澤部会長

だから、だからですね、その時に説明したか説明しないかっていう問題を、先ほどその問題はもう過ぎてると思うんです。今基本高水の問題の認識に入ってるんです。それで、先ほどの認識について私が申し上げたことについて、どうかということで次の段階に入ろうとしてんです。私どもは個々の小さなことを過去でどうの、どうだったこうだったなんていうことを私ども求めていません。今求めているのは、住民の皆さんに、それは違うとどこでどうか求めてください。そうじゃないんです。今の言っていることがわかりいただけるかどうかです。はい、どうぞ。

武井秀夫委員

こういうことですね。では、部会意思決定としては280トンが妥当であるかどうか。それは集中的に意見を聞いたわけでなくて、それはまだ未決だと、サスペンデット（suspended：漂って）だと。けれども、論議を進める上において、これはそれをはじき出す方法論もそんなにかけ離れたものでないということで280が定着したということわかります。ただ論を進める上においてということだったら280トンはわかるんですが、この部会意思の決定では先ほどから部会長が承認しておられるようにまだ決まってないと。ただそれを外に出す場合にはそこまで流域住民がわかるかっていうことになると、大変もっともっと周知させないとわからない問題になると思うから、私は危惧を抱いてるということですね。

宮澤部会長

はい。武井さんにお話し申し上げます。私どもは現実を正しく流域住民の皆さんや市民の皆さんに伝えることが責務であります。正しく伝えないと、残念ですけど正しい判断ができません。今、多分下諏訪の流域の皆さん方が1億円の予算が来年度ダム予算として田中知事の来年度予算の中で計上されているということで知っている人の方が少ないと思います。現実には現実として正しく伝えなければなりません。ですからここに至るまで、今も現実そうですが、いろいろな経過があったと思います。多分武井さんのおっしゃられることは間違っていないと思います。私は、そういう中でもって今までこの治水計画をつくった時に、ダムをはじめいろいろな案が出てきて、それで、当時は国と県と話し合いをして、いろいろなその中でのやりとりはあったと思います。その時のニュアンスとか批判については、この委員会でもう堰を切ったように第1回目から出ました。その問題はその問題といたしまして、現実問題としてここでもって基本高水の問題にこだわらしていただきますれば、280トンという、要するに合理式、比流関数法、比流量、それから貯留関数法。この三つのやり方によってここで一つの基本高水数量は決定されてくるんだということは、皆さんがそれぞれこの場でスタディー（study：勉強）させていただいたと思います。そういう中で280というのは何で出てきたかっていうと、既にこの河川を考えた時にダム案、これについてこれが出てきたわけでありまして、ダム案をする前にこの基本高水はいくらにするかという県と国との話し合いの中で280というものが出てきたってことです。それが決まって、それによって予算がつき、また次のアクションが行われてきたってことです。こ

れだけは正しく理解していただかなければ困ります。だから280というのは単にポンと出てきたもんじゃありません。だけれど、この部会の中では検討委員会からまだ、はっきり申し上げまして、基本高水ワーキングの方から検討委員会からですね、この部会に対してこの基本的な論点等が示されておられません。それで、この時には武井さんおっしゃられましたけど、全部のご意見、私大体わかっております。それは今西村さんが議事録の中にあった、相当数皆さんカバー率の問題についてのご意見述べられたはずです。そういう問題点の中でもってそれぞれのご意見もある程度出てき、280じゃない意見もいっぱい出てきたわけです。高い方も低い方も。ですから、そういう前提の中で総合治水、ダム、それからダムじゃない総合治水も含めてやる場合の時については、どうか280というものをひとつの目安が妥当かどうかということ論議していただきました。ワーキングから出ていただく高田委員さんをはじめ、この280というのは決して乱暴な数字じゃないと。ということで、高田委員さんは自分のご持論をお持ちでありますけれど、そういう中でもって280というものが皆さんの中でもって決まったんじゃない、認知されて、認知という言葉は非常にいい、適切かどうかわかりませんが、そういう中でもって皆さんがこの280ということでもって、まあこれで進めていこう、とこういうことでもってさせていただいて280にきたと。だから今の段階ではですね280が、280以外、上と下と、これ論じたらどうなりますか。まっぴたつに割れますわね。この間の放水路案と同じように割れると思うんですね。だからここでもって今までのところは280ということ暗黙の了解のもとに次にいこうじゃないかと。はい、どうぞ。

#### 植木委員

ええとですね、こういうふうにご検討してみた方がわかりやすいんだと思うんですが、280がこれまでダムをつくるということが頭にあるとですね、いかにもダム280っていうふうになっちゃうんですね。でも我々が与えられたこの使命はですね、総合治水・利水だから、最終的にダムになるかもしれないし別な方法になるかもしれないということなんです。ですから、頭からその辺のダム280をセットに考えないでですね、我々は一から始めて基本高水がいくらなのかと、いうふうに検討すればいいわけです。そうした場合に基本高水のこれまでの手法としては貯留関数法でやったこういう出し方が妥当で、妥当っていうのはすいません。というような手法があって、それでカバー率なんぼでやったら280だと。いうふうになるんだということなんです。これはその貯留関数法の手法がある程度これまでやられてきたからそれはそうなんだと。だから280は妥当なんだっていうふうになるんです。妥当は正確じゃないんです。妥当ちゅうのは幅があるわけですから。で、なぜ幅があるかと言ったならば、そこにはいろんなデータのいろんなミスだとかですね、それから係数の与え方だとかですね、この辺はですね多分諏訪建の方もですねどこまで正確にですねその辺を自身持って言えるかちゅうとこだって、多分完ぺきではないわけですよ。ですから、基本高水ワーキングも基本的にはここで決めなさいっていうふうに言ってるわけです。ただ、ここで我々はその部分カバー率どうするか、引伸し率どうするかちゅう問題は、私の感じではまだ十分には議論されはしないんだというふうに思っております。ですから、高田委員だとか小沢委員さんがまだまだこれもあるんですよってということになっておまして、ですから数値は妥当なんだと。妥当は正確ではないし、決定ではないということ。そういうふうに理解して、とりあえずそういう基準がなければ次の何か具体案が出せないものだから、ひとつの妥当案としてやったんだよというふうに、その程度にとらえればいいんじゃないかっていうことです。

宮澤部会長

それはちょっと違う。浜委員さん。

浜委員

あのですね、私たち部会、検討委員会から部会に与えられた使命はですね、流域住民の意見をよく聞いてきてくださいよということなんです。それで、しかし、代替案を出していきたいということになったわけですね。代替案をこの部会として挙げてきたいと、ということになったわけですね。それで、その代替案を出すにはやはり一つのベースがなければ出ないわけですよ。例えば合理式の話し、320の話し、280の話し、もっと下げましょうという話し。これ全部に値を採っていったらいくつ出るかわからないんです。ですから、そこをじゃあどこまで詰めましょうかということで、280まで僕は詰めてきたというふうに思ってます。それで、その中で出てきた案が二つ出てきたと、いうことでいいんじゃないですか。違います、私の言ってること。

宮澤部会長

それじゃあ、もう一回整理しますので、どうか、私今日初めて使いますが、心静かに聞いていただきたいと思います。率直なところですね、いろいろ皆さん方、今までの思いもあるし、それぞれの中でもってご研究されてきたテーマでもあるし、それぞれのご意見はみんなあると思うんです。私はそれ全然否定しておりません。ここの、まずもう一回言いますが、部会で280を決定した覚えはありません。まず、これは確認させてください。これみんないいと思うんです。なんでじゃあ280かということになりますと、もう武井さんをはじめ皆さんがおっしゃられるように、この砥川の問題についてはダムにするかどうかというふうにするか。それはアカウントビリティ（accountability）、説明者責任が完全であったかどうかという先ほどのいろいろな問題点の議論はこれは当然ありましたでしょう。私もそれはここへ入ってなるほどと、これは説明者責任がない部分が非常に多かったなあと、というようなことも感じました。ただですね、この砥川の要するに総合治水含めたという案をつくってく時に、基本高水というものをどうしても河川改修計画の中でつくらなければなりません。その河川改修計画の中で国とそれから県と協議をする中で、基本高水というものが設定された。それは過去においての一定量のやり方。これは先ほどありました貯留関数法であります。それを受けて基本高水が決定されたんです。それが280トンだった、秒。これは紛れもない事実であります。これだけは理解してください。それで、今日、今武井さんからはそれはダムをつくるために280というものはあったんだろうと、こういうご質問がございました。そして、今先ほど幹事会の河川課の方から、いやそれはそうじゃないと。これはダムをつくるということじゃなくて、どんな河川改修案をするにしても基本高水を設定する時には、こういう方式を用いられてこのやり方でもって280を決めたんだと。こういう説明があったかと思いません。ここまでは間違っていないと思うんです。これからですが、それで、今この部会として、今植木委員さん、浜委員さんも、ニュアンスは若干違いますが、私同じことを申し上げてると思うんです。ここは、新たな治水・利水検討として、ダム・ダム以外の総合治水も含めて考えてくださいと。しかし、本来このダムは現在も生きている。私が今年の14年度の予算の中にあるってということは、この案が生きているということを申し上げたかったからです。生きてるということは当然国と県、お金は国から出てくる部分ありますから、国がこの下諏訪ダムにお金をつける時の基本高水についての見方は280できているということでもあります。そこだけは間違わないでいただきたい。この現実だけはしっかりと見

ていただきまして、この部会ではダムに代わる新たな総合治水案も含めて検討に入っているんだと。ということで、まず280を採るか採らないか。みんなそれぞれ意見がバラバラでした。ですので280という数字は単に出てきたんじゃない。国と県とがまずこのスタートの段階で基本高水を決めた段階の数字が280だった。いうことであります。で、280について、これについて皆さんの意見がバラバラでございましたから、280が妥当か妥当じゃないかというところから入りました。そしたら皆さんからご意見出たのは、これはまあ妥当じゃないだろうかと。妥当ではないだろうかと。いうお話しが出たと思います。しかし、決定ではありません。そういうことでもって、国土交通省からもお聞きをしたり、皆さんのそれぞれの意見ができた。だから、280に決まったなんてことはひと言も言っていない。そういう現実の中でここにきています。高田委員さん、そういう理解でよろしゅうございませうか。専門家として。

高田委員

280トンが妥当という言葉はちょっとまずい。だから、妥当な選択肢の範囲に入る一つの値であると。そう表現すれば誤解がないように思います。(宮澤部会長 はい。高田委員さんの意見は...)ある範囲の中では選択肢の一つとして悪くはないと。

宮澤部会長

今のところは上もあり下もありって、今、浜さんおっしゃられた、そういう理解でよろしゅうございませうか。いいですか。今、高田先生が、それは下だけじゃなくて、上もあり下もありという意見だというで...

高田委員

その上というのは、その320トンの話しも入るんですけど、それは消えていないとすればあるかもしれませう。

宮澤部会長

はい、小沢委員さん。ごめんなさい。何度も遅れちゃって。

小沢委員

心静かに話しをしたいと思いますが、私も委員になって初めて貯留関数法なんていう難しいものを勉強しましたが、私にはわかりませう。あれは、どなたもわかってないんじゃないか。そうすると、おっしゃったように、土木部と県でもってコンピューター使って難しい計算、途中まではわかります。RSAとかf1ぐらいまでわかります。そこら辺のところを少しおかしいところありますけれど、それでやると、100年に一度の雨、すなわち一日に178ミリかあるいは二日に248ミリの100年に一遍の大雨が降った時にいろんな流量が計算でもって、雨量から計算で出てきます。それで、二日の例17で採ると、一番低い時が90何トン。一番高い時は280トンという数字がとにかく出てくるらしいと。それで、その一番高い値を採ったと、というような形でそれを我々としては確認しようがないから、信用するっきりしようがないと。こういうような形でその何パーセントというようなことを言いましたが、僕、他の実験をグラフを見ていまして、とても大事なことが見つかりまして、それについてOHPを使

ってちょっと説明させていただきたいと思います。

宮澤部会長

ちょっと、ちょっと待ってください。それはまたやっていただきますようにつくりますので。今小沢委員さんから具体的な例が出ましたんで、ちょっと今、最後のこのところだけは共通テーブルに乗っていくべきところだと思いますので、今、高田委員さんから、私が整理した上にご意見が出ました。高橋さんからも植木さんからも、浜さんからも、それぞれ出ました。また、武井さんからもまた他の皆さんからも出ました。現実問題として、今のおかれてる状況はそのような状況でおつかみいただいてよろしいかなと思うんですが、ここだけ今高田委員さん、大きくうなずいてくれたんで、心強いんですが、いかがでございましょうか。これがですね、合意していただかなかつたら次の具体策のところに移れないんです。はい、宮坂さん。今度。

宮坂委員

私が、部会長が意見があるかっていうことで、私一人が最初に手挙げたもんですから、最後に私が答えなきゃいかんかなと思いますので。

やはりあいまいな言い方なんですね。先ほどから聞いているように、280トンが妥当な数字というのは、いろいろな意味に取れるわけですね。さっき部会長がいみじくもおっしゃったように、暗黙の了解と、おっしゃったわけですね。そういうふうにも取れるわけですね。それで、今高田委員がおっしゃったように、上にも下にもという幅が取れる、というなら私はそれで納得できますし、(宮澤部会長 それで結構ですよ)できればですね、私の考え方としては仮に280トン、前提としてね。仮にです。妥当と言うっていうのはイエスっていうのはうんとあるんですね。それは、言葉の中に、イエスという言葉が。ですから、部会長が先ほど言ったようにね、暗黙の了解っていう言葉になるんですよ。それは住民だれしもそう思うわけですね。ですから妥当というのはできれば削除していただいて、仮に前提として280トンと。そんな記述にさせていただくと私は理解をいたします。

宮澤部会長

私はあえてそれを付け加える意思はありません。それは、今まで1千億の、ないしは昨年1億何千万。今年1億円の予算をダムにつけている私どもの立場としては、とてもそんなことでは理解できないものであります。それはもう基本高水量280でこの予算に1億つけてるわけですね。私が部会でもってこのところでは最大の譲歩の中で先ほど高田先生が言った譲歩であります。既にお金が動いてるんです。血税が。はい、浜委員さん。

浜委員

あのですね、宮坂さんはこの部会においてその大体が意見を集約してこうというお考えはないんですか。ちょっとお聞かせください。

宮澤部会長

どうぞ。

宮坂委員

ございます。集約する気持ちは当然あります。

浜委員

そうしますとね、どういうふうに集約していくのが一番よろしいか。我々は委員会からは住民の意見を聞いてきてくださいよということなんです。そうしますと、例えば280が230になり、あるいは320になり450になり。それを全部いろんな方法出しましょうよということになりますとね、元に戻ってしまうんです。それで、よろしいのかどうか。この部会として。意見集約をして、持ち上げるのではなくて、それぞれの意見をじゃあお伺いしましたということで、検討委員会へ挙げてっていいのかどうかということです。

宮澤部会長

どうぞ。

宮坂委員

できれば、それは意見集約したい。私もそのつもりで来てます。もちろん。ただ、あまりにも議論がかみ合わない。今までの中で。利水しかり、治水しかり。だって私たちの提案を、私の提案をです、すべていろいろな理由をつけてだめ・だめ・だめと来てるわけですよ。それはかみ合いませんよね。やりたくても...

宮澤部会長

あのう...宮坂さん。現実には正しく受け止めていただきたいということです。どうぞ。

浜委員

それはね、皆さんそうだと思います。例えば放水路案。私も出しました。山ん中を通して高木のところへ落とせばいいじゃないかと。これとても現実的ではない。しかし、宮坂さんのご意見はテーブルに乗ったんです。乗りましたよね。議論されたんです。私の出した代替案は議論されてません。しかし、これは現実的ではないという皆さんのご判断の中で、私も納得して下ろしたんです。もっと言えば、例えば320だってテーブルに乗ってこないんです。450もテーブルに乗ってこないんです。ですから、その妥当な線ということでは、いろんな意見があるけれども、そのどこか中間点を採らないと一つの妥当性、すなわちベーシック(basic:基礎の、基本)な問題が出てこないんですよ。その部分をやっぱり皆さんである程度の合意をしていかないと、これは集約になっていかないと思うんですね。その辺をぜひご理解をいただきながら、先ほど1億円の財源のお話しもございました。知事はダムに、もしダムだということになれば、それはすぐそれを執行できるように1億円をもってあるということなんです。僕は今の段階でダムがいいとか悪いとかってということではないんですけども、しかし、話しを集約していかなければ、これがもし検討委員会に挙がって、五つ六つ七つ八つの意見が検討委員会に挙がってそこで集約できなければ、それが知事のそこへ挙がっていただけなんです。それではいかによってもここまで皆さんがねお時間を割いてこられて意見を詰めてきたことですから、やはりそこに集約されたものを私も挙げていきたいということなんで、それをぜひ皆さんにご理解をいただければと思います。

宮澤部会長

浜委員さんから今お話しありましたけど、ちょっと宮坂さんのお考えについて、私これだけ申し上げさせてください。自分が出した案が全部否決された、利水もこれもだめ、だめだって。今日午前中も掛りましてですね可能性のあるものはみんな吸い上げようという形で進めてきているつもりです。横河川の水についても、私はあえてここで今朝いただいた方のメモまで入れてご説明いただきました。河川管理者の中で今の状況では不可能だということは決して宮坂さんが出された案を下ろしたわけでもなんでもありません。不可能だということ明確になっただけのことです。間違わないでください。否定されてるわけではないんです。ですから、今の現実問題として、いいですか。今このところで、皆さん方も驚かれたと思いますけど、1億円が来年度予算、ダム案、ダムをつくるということで計上されてることはこれ事実なんです。間違ってもらっては困るんです。その1億円の基本高水、私は今基本高水の話してるから申し上げます。基本高水の計算の仕方は280トンで計算されてるんです。ですから、ポツと出てきた数字ではないんです。そのところは国と県が一番最初にこういうような計画をつくる時に協議をする中で、いろいろやってくる中で、基本高水をいくらかっていうことで一つの決められたパターンでもって280が出てきたと。先ほど植木さんがおっしゃられたように、その中にもっていろいろ測量のミスとか、いろいろなものもあるでしょう。だからそういう中でもって、先ほど水文率は20%の誤差なんてあるもんだよと。こういうようなお話しも出てきているわけです。ですから、そのこのところだけは了承してかかっていただかないと、ここではもうほとんどの皆さんはこの問題、この今のこのことについては私は理解していただいと信じてます。理解してない方お手を挙げてください。はい、じゃあ武井委員さん。おふたりですね。はい、どうぞ。

武井秀夫委員

いいですか。

宮澤部会長

これね、あのう、現実見ていただかないとね、これいくらやっただて変わらないですよ。

武井秀夫委員

いや、ですから、今、浜委員から集約する意思がないかというような（宮澤部会長 それはおふたりの話しで）ありましたよね、

宮澤部会長

そんなことをあれしないでください。今私申し上げたことは（武井秀夫委員 例えの話しです）そういうことじゃないです。ええ。

武井秀夫委員

例えの話しです。当然それは歩み寄ってある一定の値が出ればもちろんいいんですが、280トンというのが、例えばとかには当たらないと。一つの論議、二案が三案を、それをうまく論議する上には一つのメジャーがなくちゃいけないという意味で280トンを認めてるって言うんならわかります。ただ、

280トンの中身について、妥当だっていうことになると、その用語には日本語は非常に難しいんで、それはいかにも整合性のある値ということになっちゃうんで、今までなぜこの基本高水流量がこんなにまだこの11回になってなお未消化でもってやってるかということは、始めの段階で再三私たちが基本高水流量は、部会長がおっしゃってるように、これはとにかくどれを決めるにも大変なことだから、これを徹底的にやりましょうって言ったんだけど、積み残しがいろいろある部分の中で、ここまで論議が紛糾してるのは、要するに37洪水、その中で17洪水でどうこうというその検討の中で、流出解析の中においてもまだまだ異論があると。それを煮詰めないと果たして280トンが、いわゆるこの部会で整合性のあるみんなのなからそうだろう、ということで決める値にならないからということで、小沢委員も再三にわたってRSA不安という形でやってきてるわけです。ところがなかなかこの問題っていうのはこれだけやってもまだ私も耳学問、耳学問で聞いてきましたけども、なからなからのところはわかるけれども、じゃあ他の皆さんが、ね、280トンは国が言ったから、国交省が担保したからいいというようなレベルでやってたんじゃあ、これはだめだということをはっきり言いたいです。ですから、先ほど所さんにもお渡ししてある私の基本高水を考えるというやつがまだ増すぶりして回ってきてませんけれども、そういうような切り口の違うところも私に言わしていただいたりしてですね、この問題を貯留関数法というブラックボックスの中でやらずに、ああ実測雨量だとか過去の被害状況だとか、一番なじみやすい中で、私はちょっとアバウトですが考えてきていますので、ちょっと少し頭冷やす上において、貯留関数法から少し除いてですね、私にその説明の機会を与えていただきたい。その上に9時15分の時に既に部会長に届けてあるはずですから、それをちょっとここで皆さんに、いやそれはアバウトすぎるでっていうのはそれでいいと思うんで、どうでしょうか。

#### 宮澤部会長

あのう、武井さん。私心静かになりますんで、どうぞよろしくお願いいたします。今申し上げていることはですね、そのようなお話しじゃないです。今までの川の状況、貯留関数法というじゃない新しい手段があるということになれば、それはそれで是とするものであります。決して否定することではありません。それが、どういうふうな状況になるかともかくといたしまして、今私どもはここで申し上げているのは、現実だけは直視していただきたいということでもあります。それで、先ほど高田先生が高田委員さんがおっしゃられたように、280ということでもみんながそれぞれ上もあり下もありということでもってそういうような目途だと。この部会としての目途ですよ。行政的にはもう280はオーソライズされて動き出してる数字だっていうことは、これは理解していただきましたね。(武井秀夫委員 理解しました。行政的には...)これ理解していないっていうことになると、またおかしくなっちゃうですが、いいですか。ちょっと待ってください。先生。宮坂さん。それはいいですか。結構です。それじゃあこれはみんな理解して。はい、どうぞ。高田さん。

#### 高田委員

ですから、私はこの280を、文書に書く時は、現計画と書いてます。それで、多分皆さん心配されてんのは、これが外へ出てひとり歩きするか。例えば代替案の時にひとり歩きを心配されてると思うんですね。だから現計画280トン。その下にただし書きをつけて欲しい。だから基本高水は280に決まったわけではありませんと。そういう(宮澤部会長 いろいろな意見が出てます)扱いで十分だと思うんですけどね。これ以上この話しても仕方がないと思います。

宮澤部会長

はい。ええ。高田委員さんがおっしゃられるところで、何度もこういう話ししたんですが、どうしても宮坂さんと武井さんがご了承していただけないもんですから、私はなるべくこれね、入り口だもんですから、ぜひともご理解していただきたいなあと思うんですよ。これで、ご了承していただいたら手を挙げていただきたいと思います。それじゃあ、ご了承していただけない。(武井秀夫委員 今のいいですか)今のね、高田先生が言ってることは、さっきから言ってることと同じことなんです。私ども同じこと言ってるんです。それで、その問題の整理についてはそれでいいか、悪いかっていうことだけ合意して下さったら心静かに手を下げていただきたいと思っておりますが、もし反対だったら手を挙げてください。はい、じゃあ、ありがとうございました。これで休憩したいとこでございますが、時間も次迫っておりますので、もう小沢さんちょっと待ってください。これね、今の言った武井さんの問題。それから小沢さんの意見。それぞれあると思います。ですから、これはですね、ワーキンググループからね、先ほども申し上げましているように出てきません。まだ。その出てきた段階でですね皆さんのご意見も私は述べていただくことがいいんじゃないかと思うんです。ですから、今高田先生が言われたような形の中で、今これからは、これから、進めさせていただきたい思っております。よろしゅうございますか。はい、ありがとうございました。

小沢委員

1億円っていうのは、もしダムができない場合には河川改修には使えないお金ですか。

宮澤部会長

使えないです。

小沢委員

そうするとダムありきでもってまだ予算が動いて...

宮澤部会長

いえ違います。ダムが決定してるからこれについたってことです。小沢さん。ダムに決定してるから国と県では。だから、このお金がついてきたってことです。はい。申し訳ないですが。ダムがありきじゃないんです。もう、ありきとかいう程度では予算はつきません。はい。お願いいたします。それでは2時半でございますので、ちょっと休憩して、これから高田先生と新村先生のそれぞれの案に入っていきたいと思っております。また、宮坂委員さんの出された案のことについても検討させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。10分の休憩でお願いいたします。

< 10分 休憩 >

宮澤部会長

委員の方はそれぞれお席の方へお願いいたします。事務局の方でちょっと声掛けてください。

田中治水・利水検討室長

会場の皆さま、時間になりましたので席の方へお戻りいただきたいと思います。委員さん、席の方へお戻りいただきたいと思います。

宮澤部会長

ちょっと事務局で一服する方呼んでください。傍聴の方も本当にご苦労さまでございます。マスコミの皆さんも本当に長い時間になりまして、本当に申し訳ございません。今、武井秀夫委員さんから出されましたものは、今、配布をさせていただきました。また、先ほど佐原委員さんから出されたものについては配布させていただきました。よろしゅうございますか。

それでは議事を進めさせていただきます。基本的な問題点がそれぞれ出てまいりました。その中でこれからおふたりから出されました案。また、今技術関係での検討をしております案、三つの案があるわけでございます。それでは、まず、A・B・Cというふうにお話しになられた方がいいというお話しもございました。ではAをダムプラス河川改修案。Bを河川改修案。そしてCをということで、まず、Aから入らせていただきたいと思っております。いろいろなご意見が出まして、今皆さんお手元にこういうイメージ図がいつてるかと思いますが、ご覧になっていただけますでしょうか。傍聴の皆さんにもできたらお配りいただけたら有り難いと思うんでありますが、それから、それぞれのが出ております。ここで過日説明したことについて、まず、ダムプラス部分改修案でございます。これは従来、今、決定になっていると言いますか、予算が付いている、この案が中心になっている案でございます。新村委員さんからお出しいただいた案でございます。この前の論議の問題のことにつきましては、それぞれ写真、それからイメージ図等々を入れながら、また横断図も入れながら、一定のペーパーにまとめていただいたわけでございます。このことについていろいろな問題点がこの前から出ております。ダムの水の問題等々、いろいろなことありますが、このことについて、まず新村委員の方から何か付け加えること等々、ないしはこの前のことについてお答えすること等々ございましたらお願いしたいと思います。新村委員さん。

新村委員

それでは、A案という形で図面のご説明をする前に若干、基本的なお話しを申し上げて1、2分、それから図面の方へ入りたいと思います。いいですか。

宮澤部会長

この前やっておりますので、全くスタートじゃなくて結構でございますので、もうまとめの段階にきておりますので、まとめ案で結構でございます。

新村委員

それじゃあ絵から入ります。いいですかね。図面から。ちょっと図面の説明を申し上げます。まず黄色い河口から、ご覧のようになっている黄色い点線こう入っています。兩岸に。これは嵩(かさ)上げ等の部分です。それから緑の固まりが1・2・3・4・5カ所。これは親水護岸を意味します。それから黄色の実線。ずっと上の方にあります。これは引堤を意味します。そんなことで、まず図面の、右の図面の右の下を見ていただきますと、これが横断図となっております。これは河口から200メートル地

点。河口から200メートル地点の絵であります。ワカサギの採卵場所から少し上流のところになります。そこから赤砂橋を見たものですが、両岸は絵のごとく緑化をされ、そして根元には水生植物が育ち、右岸側、右岸側ですね、これには親水護岸と階段を設けたい。これが右の下の絵です。次が、上のまん中をご覧ください。清水町付近、ナンバー850から上流部って書いてあります。ここは赤砂橋と清水橋のほぼ中間付近から上流を見たものです。ここも絵のごとく両岸が緑化をされ、根元には水生植物が育つ構図になってます。次が左の下を、左の下を見てもらいます。福沢川合流付近、ナンバー1950から上流部って書いてあります。ここは福沢川との合流点。下流から上流を見たものですが、両岸は絵のごとく緑化をし水生植物も育っています。ここには右岸側に階段を設けて親水護岸としています。次が左の上を見てもらいます。医王渡橋、医王渡橋下流付近というところの絵を見てください。ここには医王渡橋に向かって下流から見たものですが、ここにも両岸は緑化をされ水生植物も育っています。ここにも右岸側には階段を設けて親水護岸をしてあります。次に右の上です。ナンバー800付近ってありますが、ここは親水護岸をイメージしたものです。護岸は急勾配になる河川改修案では、このようなのはつくることができません。はしごで降りることになり、子どもたちが利用ができません。緑化にこだわるのは植生が繁茂することにより植物の葉や根によって川岸が守られ洪水を受けても流出されにくくなる、というのが現在の砥川でも見られることです。従いまして最後になりますが、実施の段階では、下諏訪ダムでも環境や景観については、専門家から提言をいただくように、地元には優秀な河川環境学の専門家も大勢いらっしゃいます。砥川下流についても、専門家のアドバイスを得てより良い計画にしていきたいと考えてます。せっかく河川改修をするものであれば、現在の状態が良好ならそれを維持し、さらにより良いものにしていかなければならないと思っています。以上がこのA案に対する説明であります。

宮澤部会長

続きましてB案についてのご説明を求めます。

高田委員

河川改修案の方です。これは先ほど議論がありましたように280トンで計画しております。従って、もし計画高水が低くなればもう少し河床幅を小さくする、あるいは護岸の勾配、今は五分勾配ですが、小さくすることができます。現在の砥川の河床幅は大体16メートルから17メートルぐらいですんで全域の改修になります。一番多い区間が河床勾配120分の1のところですが、何度も指摘されますように、護岸の勾配が大きいため護岸はもちろん切り立ったように見えます。河床付近にはフトンカゴのようなものをおいて護岸の洗掘を防ぐと同時に、そこに今砥川の河床に生えておりますツルヨシ、こういうものの表土置きますから、水際は幅は1メートル50から2メートルぐらい水際は緑化できます。右上の方に階段が書いてあります。これははしご状ですが、やりようによっては、この右岸のちょっと掘り込んだ形で幅の狭い、例えば、幅50センチなり60センチの、そういう階段をつくることもできます。これは必要があれば地元の方の希望に添ってそういうものができると思います。それで以前の話しで、私が堤防天端にガードレールとかそういうものをいらないと言ったんですが、あれは現在の道路でないところというのは、そういうガードレールとか手すりはありません。それは道路のところはガードレールは多分現状どおりいると思います。それ以外のところは通学路になってるとか、そういうふうなところもあるようです。それも必要があったらやればいい。これは地元の方の意見に従うことになり

ます。農業用水路に関しては、ここに点線が書かれてあります。大体これで、堤内、下流の方は堤内側の法じりにある水路を生かす。上流の方は堤防の護岸の内側に水路を抱かすような形で、県の方の設計で考えていただいておりますので、今のところ農業用水に不自由さすということは多分ないと思います。大丈夫と思っております。下流の方、一番下流の方のワカサギ漁のところ。ここは計画高としてはかなり河床が深くなります。ですからワカサギ漁は少し上流に入ったところで行っていただくようになるかもしれませんが、方法としては、諏訪湖に近いところの河床はあまり掘削しないでおく。それで大きな洪水が来た時には、河床と一緒に洗掘されて動くわけですから、それで賄ってもらってもいいんじゃないか。これはA案でも全く同じなんです。諏訪湖の掘削、これは例えば平成11年6月の洪水の後、かなりの土砂がこの河口にたまりました。もうちょっと大量にたまると、これはもう溢れるぐらいになってたと思いますが、諏訪湖のこの浚渫のルールを決めていただきたいと思います。これは、A案B案、全く関係なしに、上流からくる土砂の量というのはもうほとんど同じです。東俣川の水が少しダムでカットされるので減る可能性もあるわけですが、土砂の供給は砥川本線からのが主体ですので、どちらの案にしても、医王渡橋を越える土砂の量は変わらない。それで結果的にはどこで洪水のあと浚渫するかというような話しになります。この前の農業関係の方のお話しで花岡さんでしたか、砥川というのは必要な土砂量は自分のとこにため込んで、いらぬ土砂は全部諏訪湖へ持っていくという、そういう働きがあるのだと言われました。確かにそうです。ただしそれは川の断面が狭い場合でして、それでは洪水の時にあふれてしまいます。それでA案B案にしても、今より河床を浚渫して広げる。ですから川の中に土砂がたまるという点は避けられません。問題はどこで土砂がたまるか。だから医王渡橋の下流は河床勾配が変わりますから、そこで土砂がたまります。特に粗い礫がたまります。それで富士見橋辺りも勾配の変わるところです。下流の鷹野橋から、さらに下流にいったところも勾配が緩くなりますから、これはA案B案共に同じようにたまるんですが、B案の方が河床幅が大きいだけ川の中にたまる量は多分多い。しかし諏訪湖と河床を含めた浚渫量は全く同じです。どこの河川でも、川の断面が例えば15%なり20%土砂たい積して、小さくなったら浚渫するという、そういうルールがあるはず。だからこもそういうことを決めていただいたらいいと思います。あとはこの説明図にあるとおりです。おっしゃるようここにはコンクリートの壁が見えます。これはもうやむを得ないことです。ただし、ちょっとA案の方見ていただきますと1割のコンクリート板の上が緑でまっ青になってはいますが、これは無理です。土砂、覆土しましても45度の勾配のところには土砂は乗りません。乗りませんしコンクリート板の上ですから、夏の乾燥で草は育ちません。ですからこの絵で護岸のところ青々が書かれてるのは、ちょっと実体と言うか、これからの完成後の姿としてはまずいと思います。今こういうコンクリート板で河川堤防守るというのは普通に行われていまして、どこでもここに植生をどう回復さすかというのは、懸案事項になってます。景観・環境が非常にうるさい問題になってますんで、いろんなことをやっているんですが、成功しているのは、こういう上に厚さ1メートルぐらいに土砂を盛って、つまり隠し護岸という形式は成功していますが、こういう板の上に土を乗せるのはうまくいった試しがありませんので、ちょっとこの絵はまずいんじゃないかと思っております。以上です。

#### 宮澤部会長

ありがとうございました。それから、皆さんのお手元にですね、地下放水路案に対する技術的支援と、こういうことで、部会長名で宮地委員長さんにお出したものを、お手元に配らせていただいているかと思っております。一応、この前、多くの委員さんから、これは技術的に成熟度が浅いんでとこういうことであ

りました。私の独断で、これについての問題点を少し論議をさしていただいて、後でおしかりもいただいたということ、先ほどもお話しを申し上げたわけですが、一応参考ということですね、こういう中から出た案でもございましたので、これ私の独断でちょっと同じようなペーパーを、参考ということで、イメージ図だけ一緒にちょっと配らせていただいてよろしゅうございますか。お願いいたします。それじゃあ参考ということで、放水路案プラス部分改修案ということについてのものも、ちょっとお配りをいただきたいと思います。

一応、今、河川改修案とダム案になりました。これについてですね、この前から出てきているのはですね、まずB案と今の参考案。この案についての治水・利水計画と一緒に出してくださってということ、林委員さん方からお話しございました。これがA案の場合についてはセットについてる問題でありますので、そのことについてどんなような選択をするか、お考えなのか。もし仮に今、高田委員さんからご提案を今いただいたんですが、他に同じような意見を持たれてる方だったら、私はこういうこと、でっていいと思いますので、そんなことも含めてご説明をいただければなど、こんなふうにするところがございます。どんな案をセットされるのかということで、ちょっと治水計画もお出しをいただければ有り難いと、こんなふうにおっしゃるところでございます。どうでしょうか。高田委員さんも含めてB案、B案についての利水計画。これについてももしございましたら言っていただければと思います。同じ案を持たれている、同じ思いの方は、どうぞご提案いただければと思います。高田委員さん。もしご自分のお考えがありましたら、どうぞ出していただいても結構でございますが。

高田委員

利水と言いますと...、ダムがないから。

宮澤部会長

ええ、ダムがないから。ダム...利水問題にふれたのはあくまでもダムの中に利水効果があったからでございます。それがなくなっちゃうってことになると、この利水の問題どうするか、ということで、先ほどちょっと、高田委員さんは個人的なご意見をお出しになられたと、私は理解しておりますけど、もう一度すいません、お願いしたいと思います。

高田委員

これは、岡谷市の場合の地下水の問題です。これは先ほども、この前から言ってますように、ダム案の場合でも、1万トン取水しても残りは地下水に頼らざるを得ないと。それに関して先ほど調査、地下水の調査と浄化で600億円いると。これは調査も含めてやりませんという意思表示としか受け取れないんです。私は、それで、とにかく調査をやりまして、それで少なくとも2万トン以上は地下水、自己水源たよらないといけない。その対策を含めた浄化方法、トリクロロエチレンは一応ばっ気によって基準内に十分入ります。それで、さらに不安だったらさらにばっ気、強力なばっ気をやると。もちろんお金掛かりますが。先ほどのダム案の場合でも浄水場の建設、その費用負担。それとパイプの埋設、その他非常に大きなお金が掛かります。それで、トリクロロエチレンに関してはもう徹底的にばっ気してもらおう。それと水位が今どれぐらいかというデータありません。この前の井戸の断面図、井戸の分布の断面図が書かれてますが、あれでポンプの入ってる位置より上に水位があるということしかわかりません。そういうことで、もうちょっと自分ところの地下水の状況を調べて欲しい。それで、少なくとも2万ト

ン以上は現状の水源で水を確保しないとイケないという前提があります。今ある井戸全部大事に使って欲しい。そうすると、私は自分の水源でやれると思いますし、和田トンネルの話もありましたし、新規の井戸の調査、そういうことをもうちょっとやれば私は大丈夫じゃないかと思います。これは利水ダムという、さっきの利水ワーキングの方ありましたが、横河川の水。これも普通の取水で37万トンがあるかどうかという話もまたあると思うんです。もう少し小さいめの池その他で貯留して、それで横河川の方から流れてる時に水を取る。そういう細かい工夫、要するに岡谷の場合の水源いうても一つずつが非常に小さいものがたくさんある。それで、そういう水源を今ところ苦心して組み合わせ使われてます。そういう形で表流水、あるいはそういう水源、井戸からの水をどっかへ貯留する。余ってる時は休ます、いうこともちろん大事ですし、そういうきめ細かい方法でもうちょっと頑張ってください必要があるんじゃないかと、そういうふうに思っております。

宮澤部会長

はい、ありがとうございました。今高田委員さんの方から、河川改修案の利水の基本は岡谷市の水については地下水だと。こういうお話しでございます。大体、今、それぞれのお話しが出てまいりました。そんなことでご意見、ご質問等々これにあれば付け加えさせていただければと思いますが、よろしく願います。はい、どうぞ。笠原委員さん。

笠原委員

はい、B案の利水ということでよろしいでしょうか。岡谷の場合に今汚染と水位の低下ということが一番問題になっているわけです。ほれて、一つが一番問題なのは、その1万トン取水というのがこの間の給水量の見直しで一応市長さんは3万4180トンですか。この間は3万3800トンですか、かなんかが出たんですけど、一応3万4180トンに修正ということですので、以前に比べれば必要量は減っていると、いうことがまず第一点。それから、この間のまとめのところにもずっと水源対策ということで書いてございます。たしかに岡谷は8割以上を地下水と湧水に依存している。だから、依存しているからこそ地下水の保全ということが非常に大事なんで、これが本来はこれを先にやるべきなのが、ダムからの取水ということが決まったためだと思えますけれども、こういうことが全然行われていないと、いうことがございます。ただし、汚染については今現在今度浄水...高度浄水設備を用意して、一応基準をクリアしていると。ほれて、今度はダムから水を取りますと、この汚染されてる水源を廃止するということでございますけれども、もしこれダムがですね10年間は掛かるわけですね。じゃあその間もしその水が市民にとって本当に良くないということであれば、その10年間、その水を使うということは市民にとってどういうことなのか。どういう形でその対策を採っていくのか。これはちょっとお聞きしたい部分でございます。これは、一応高度浄水装置でそれがクリアしていれば、それはそれでいいんで、前にもお話ししましたが、岡谷の場合は地下水の流れが非常に速いということが言われてますので、そうやって使っているうちに多分汚染は順にきれいになるはずなんで、これが良くなれないということはずですね、どっかでまだ汚染されてる可能性があるんじゃないかということで、そういう有機溶剤なんかを使っている工場とかそういうことをきっちりチェックする必要があると思います。そういうことから対策を立てていかないと、もうダムから取ればそれでいいと、いうことではないと思います。それから、地下水の水位の低下ですが、これも今までも何度も言ってるんですけども、岡谷の場合ほどここのだれがどこで井戸を掘って使っても全く制限がないと、いうことで、これは掘る場所、深さによっては

岡谷のこの水源と同じ地下水を使うということが当然あり得るわけですし、もし本当にその水源が足りなくて必要ならば、やはりそこで制限とかそういうことが必要ではないかと。まずこの水の場合だって、この水を取る場合の優位ということがございまして、やっぱり飲み水を一番優先するべきであるというふうに僕は考えております。ですから、庭へまく水が使いたいから、あるいは車洗うのに水が欲しいから、たしかに井戸を掘ればそれは水が出て、少し汚れてもそれを使えるということなんでしょうけれども、それで岡谷の水源の水位低下が起これば、それは市民のための飲み水を奪うということになりますので、それをやはりきちんとすると。そういうことで水源の水位低下っていうことは守ってけるのではないかと。それから、この西山のですね水源調査で、水はあんまり取れないというように判断したということがございますけど、たびたび話しております栃久保水源っていうのは結構湧水の時でも出ておりますし、それから安沢水源っていうのは上諏訪との近くにあって、これは上諏訪の方へ取られちゃったっていうか、あれは明治13年ですかね、なんか裁判で、上諏訪の方で使ってたがために、その時は飲み水かなんかで使ってたと思うんですけども、そのために向こうに取られちゃったと。それで、その栃久保水源の方もですねそういう経緯があるもんだから、自分たちの水源をなんか取られちゃうというような意識があって、それを渡したくないというようなことが言われてますけれども、そういうことをですね、きちんと話ししていれば譲っていただけるといようなことも可能性はあると思っております。それから、この西山なんですけれども、これは、以前中学の体育館なんかをつくったりする時にたくさん木を伐ってというような経過もありまして、やっぱり山が荒れてると。これはあそこは湊地区なんですけど、湊地区の方は皆さんそうおっしゃいます。もっと森林で地下水をかん養と。ほれで以前はですね、西山地区っちゅうのは結構高いところに水が出ておりました。だからこれは表層性の地下水だろうと思っておりますけども、それはさっき植木先生にちょっとお聞きしたら、かえてその木がない方がそういうのはいいのかもしれないなんていうようなお話しもありましたけども、どちらにしても、森林でもっと水のかん養をしていくと。県の方でそういう今補助金とかそういうもの出ておりますけれども、今どうか知りませんが、以前は結構地元の人たちの負担も多くてですね、なかなかそれが有効に使われてなかったっていうようなことがありますので、もし本当にやるなら、また市の方でもそういう補助を追加していただいて、森林のかん養というようなことで地下水のかん養をしていけば、西山地区っていうのは決して出ないところではないと、いうふうに思っております。そんなようなことをいろいろ組み合わせて、それから高田先生の方からお話しありましたけど、やはり水の節水というのが一番の水に対する、水を大事にするということの節水が一番だということも言われておりますので、そういうこと。それから、今ドラム缶なんかで水をためたりしてやっていますけども、そういうのが多くなればそれも結構意味があるというように、小さいダムというふうにも言えますので。それからやっぱり休耕田に水を張るとかですね、それから岡谷では堤がなくなっちゃって、今大川っていうので問題になってますけども、そこでいつもあふれちゃうんで、それをどうするかと。その総合対策で堤というような話しも出ております。そうしますと、そういうとこの大川の対策と共にですねその堤たいのできれば、それによって地下水のかん養というようなことも。要するに地下水がどんどんつくられなくなっているということが非常にやっぱり地下水の減る大きい原因でもあろうかと思っております。そういうことをいろいろ組み合わせていけば、僕のあれでは実際は2千トンぐらいあればいいと言っても、やはり市としてはもう少し欲しいというので僕は3千トンぐらいはそれを取るようには考えてもいいと思っておりますけど。その1万トンというのはこれはあくまでダムに1万トン決まってるからそれに合わせてる話だろうとこういうふうに思っております。

宮澤部会長

はい。今笠原委員さんから、河川改修の中で地下水というだけじゃなくて、岡谷市の内部の中で違う水源を探せというお話がございました。他にいかがですか。はい、佐原さん。

佐原委員

今の笠原委員さんの意見に全く賛成です。さらに付け加えて言いたいんですが、私の名前で1枚配っておりますので、これを見ながら説明したいと思います。

ダムと自己水源閉鎖の関係ってということなんです。岡谷市はダムから1万トン買って、自己水源、今ある3万5千トンと合わせると4万5千トンになるという計画なんです。前は市の水道事業の全体量の計画は4万トン計画でした。ですから、この下の棒を見ていただいてもいいんですけど、自己水源3万5千トンがあって、ダムから1万トンくると4万5千トンになります。でも、旧水道計画では4万トンということでしたので、その差5千トンが余るわけです。そのうちの3千トンは既に地下水が減少してましたので、実際に自己水源を閉鎖するのは2千トンということで、これは将来水位低下するだろうということを見込んで2千トン。それで総体の計画は4万トンということだったわけです。ところが、新しい計画を先日市長さんがおっしゃいました。あのことはもっと前におっしゃっていただきたかったと思うんです。この部会でみんなが時間掛けて議論してる時に、水道計画が新しく変わったのにそれをひと言もおっしゃらなかったっていうことは、部会の軽視の姿勢じゃないかと私は思いました。新計画ですと、同じように自己水源が3万5千トンありまして、ダムから1万トンきますから、合わせると4万5千トンになります。そして、新しい計画は3万4180トン。下の点になります。ですから、そこに1万820トンの差ができるわけです。そのうちの3千トンは旧計画と同じく既に減少してる分ですからこれは引かれて、残り7820トンが将来水位が低下する見込みとしてここに組み込まれてるわけです。旧計画では2千トンであったのが急に7820トン水位低下するという計画になりまして、前の計画の3.9倍にもなります。これはあきらかに過大ではないでしょうか。単なるダムから取水するための数字合わせではないんでしょうか。つまり、以前の計画はダムから1万トン買って自己水源から5千トン減らすっていう計画でした。新計画ではダムから1万トン買って自己水源を1万トン減らすという、こういう計画です。こういう不合理な計画が市民に受け入れられるでしょうか。ただ、市の計算では漏水分を見込むと実質は8838トンを減らすことになると思うんですけども、これは漏水分10%見えますから、それが1千トンですけど、岡谷市の水道でも漏水分は10%見えますので、これは考えなくてもいい。ダムから1万トンきて自己水源を1万トン減らす計画と見てもいいと思うんです。まったく不合理な計画で、自己水源より高い、これから水道料金が25%も値上がりするということを見込みながら、同じ量買って同じ量閉鎖する。こういう計画はまったく不合理で受け入れられないと思います。先ほど笠原委員もおっしゃいましたけれども、このあれで見ると、既に減少してる部分が3千トンですから、3万4180トン合わせると2千トンくらい新たな水源を求めればいいということなるんですけども、ちょっと余裕を見て3千トンあればいいんじゃないかと。前に太田水道部長さんも現状ではあと3千トン余裕が欲しいとおっしゃってましたのでそこで整合性があると思います。私は岡谷市内でもって3千トンぜひなんとかしたい。それは新しい水源を見つけるっていう方法もありますし、節水とか雨水利用とか、それから地下水をかん養するとか、そういう方法で使う部分を少なくするっていう点でも、両方で考えなきゃいけないと思います。それから地下水のかん養っていうのは、例えば秋田県の六

郷町っていうところでは、水田の区画整理をしまして、水路が三面張りになって地下水が減ったとか、休耕田が増えて地下水が減ったとかいうことで、もう湧水と地下水でもってた町なんですけれども、10年くらい前にそういうのが、湧水がかれたり、井戸が出なくなったりということがありまして、秋田大学の先生を頼んで調査しまして、そういう三面張りをやめたり、休耕田に水を張ったり、さらに水脈を調査しまして、水田を借り上げて強制的にかん養するというのもやってるわけです。水田をもう砂礫（れき）層まで掘り上げてまして、そこに大雨が降った時に川の水を入れて、そこからもっと低い方の市街地の井戸をかん養する。それで六郷町は今現在やってるわけです。年間の費用が最初はわかりませんが、今は年間1千万くらいできてると。そういうような例もありますので、それは強制かん養です。強制的に地下水をかん養すると。いろんな各地の例を検討して、できるものはぜひ取り入れていただきたい。私はダムから取水することには反対です。

#### 宮澤部会長

はい。今佐原さんから同じように地下水、ないしは岡谷市の内部から探したり、節水等において、B案の利水は賄うべきだと。こういうご意見がございました。他の方どうですか。はい、林市長、林委員さん。

#### 林委員

岡谷市におきましては、横川山等、長年にわたって植林をしその山を守ってきております。また市有林もこの非常に投資効果が悪いにもかかわらずその予算を組んで、毎年その手入れをしてきております。こうした状況の中で、横河川の水が今から30年40年前は国道から下は夏においてはひび割れて、河床がですねひび割れてほこりが立つぐらいになっていたのが、わずかながらでも諏訪湖まで水が流れるようになってきております。また、西山におきまして、これは植林をして、その経済効果がこの山林から生まれないということで間伐ができない状況にあります。木が密集しておりまして、はげ山ではないわけでありまして。こういうような状況でありまして、昨年度県から補助金をいただきまして、間伐もし始めてきております。また、梨平キャンプ場というキャンプ場があるわけですが、この南側の斜面に植林をしましてその成果が出てきております。この植林をするまでキャンプ場の水場には常時水が流れていなかったわけですが、現在は細い水脈ではありますが出水できるようになってきております。しかし、西山の頂上付近に唐坂平というこの平らがあって、昔はここに豊富な水があったそうです。これがどういう理由か、もうまったく水が今がなくなってきてしまっていると、いうひとつの現実があります。様々な形で山を守ってきているにもかかわらず、この西山に関しては山の水が少なくなってきているということがございます。また、地下水の確保に関しまして、地下水の調査も民間の井戸200数十本調査をしてきておりますし、市の井戸20本の井戸に関しましては、継続的に汚染物質あるいは水位の調査もしてきております。こうした中で、やはりこの井戸の水位低下はずっと続いてきておりまして、決してこの水位が上がってきてるという状況ではありません。地下水の確保をしっかりせよということですが、これらも、この岡谷市は市域が非常に宅地化されて、あるいは工業用地化されておきまして、地下水が浸透しにくい、長野県一人口密度の高い都市ということが言われておきまして、いわばアスファルトとコンクリートで固められた市域と言っても過言ではないかと思っております。岡谷の地下水を守ってくには大変難しいものがあるかと思っておりますが、県道の下辰線の改修におきましては、透水性の路面を長野県の方でも考慮していただきまして、水を通す舗装路面に

してきていただいております。こんなような努力も様々な努力もしてきているにもかかわらず地下水の状況が大変厳しいということでございます。それから先ほど笠原先生が言われましたダムより引水するまで10年掛かる。その間に汚染されたらどうするかと。汚染が進んだらどうするかというご質問でありますが、これは水は人間が生きてく上で一日たりとてなくてはならない大変重要なものであります。高度浄化をさらに広げて対応してくより他に道はないと、かように考えております。

宮澤部会長

よろしいですか。補足...いいですね。今市長さんの意見ということでよろしゅうございますね。つまり河川改修案の中で今出された案っていうのは、それでなかなか難しいってということですか、それともどういうご意見だか、ちょっとよく今理解をしにくかったんですが。

林委員

岡谷市独自で、安全な豊富な水を確保していくということは難しい、ということでございます。

宮澤部会長

はい。わかりました。他にご意見ございますか。はい、どうぞ。はい、どうぞ。

笠原委員

ちょっと、今市長さんの答弁で僕の言ったことがちょっと誤解されたかなと思って。汚染のことですね。今、汚染っちゅっても主にトリクロロエチレンなんですけれども、高度浄水装置でばっ気して、一応基準をクリアされてるわけです。ですから、それはもちろん汚染されてないに越したことはないんですけども、一応クリアされてるからそれはそれで今んところ仕方ないんで、これからそれを使ってることによって、本来だったら減っていくはずではないかと。それで、その汚染が、この前もちょっと言いましたけど、11年だかから急にずーっと減ってきた、この前ちょっと前に佐原委員さんが出したグラフですけども、ずっとトリクロロエチレンの原水の濃度が減ってきたの、急に11年だかからポーンとこう高くなってるとですね。その宗平寺というのと片間町のところが。だからそういうのは自然に今まで汚染されたのが出たというよりは、どっかでまた汚染源があるんじゃないかということが十分に考えられると思います。それはこの前に僕は指摘しました。ですから、そういうことはですね、ちゃんと今後まだ10年もですね、ダムがつくるとしてもですよ、僕はダムから取るのは反対ですけども、10年あるんですから、その間をどういう対策を採っていくのかと。ほれで、きちんとばっ気しておれば一応基準値でもって相当量上がってもばっ気をまた繰り返すことによって基準値で抑えるということではできると思います。だから、それはある程度、なるべく減らして、これから汚染をしない、させないようにして守っていけば、僕はいいんじゃないかと思えますけれども、例えばダムができればそれを廃棄するという事は、それがですね良くないというふうに思ってるということだと思いますね。ですから、そうだとすれば、その10年間、それを使っていくということに対して、どういうふうにしていくのかと。この間ですね、実は91歳のおばあさんなんですけれども、僕のとこへ座って言うにはですね、「なんか水道に毒が入ってるって聞いてるんだけど、わしゃあこんなに長生きしてると、いうことはその毒は飲んでても心配ないんじゃないか」と、そういうふうに市の方へ言ってくれと。僕を応援するつもりで言ってくれたのか知りませんが、そんなことを言われちゃって、「やあやあ、それは多分トリクロロエ

チレンのことだと思うんだけど、それはおばあさん心配ないよ」と。ほいで、僕のあたりはですね、湊のそんな花岡とかいうので、汚染されてない方の水源から水道が来ているんですね。だから、今までおばあさん飲んでた水源は別に汚染されてるわけじゃないし、するんだけど、まあどっちにしても嫌いですね最近水源が汚染されてる、汚染されてるということ、なんかえらいいいこと、いいことっちゃあおかしけど、鬼の首でも取ったみたいに、汚染だ汚染だというふうに言うんで、市民の方はですね、そういうふうにも毒でも入った水を飲まされてるかぐらいに思ってる方もいるわけです。これはやっぱり行政のそういうふうにも市民に思わせるということは責任じゃあないかというふうに思いますんで、そういうことも含めて、これからどういう対策を採ってくるのかと、いうことをちょっとお聞きしたいと思う。

宮澤部会長

岡谷市の水の問題については、今B案の中で地下水という高田さんの案に、内部でもって探せと、こういうのがございました。それに対して林委員さんの方から、市長さんって立場で今の状況では探すことは不可能だよと。先ほどずーっと検討してきたところだよと。こういうお話しがございました。それについてご質問あったわけですが、ちょっと笠原さんのご質問とこの案の今検討の中でちょっとこれ過去において何度もあれしてきたことだと思いますので、これで前へ進まさせていただきますと思ってありますが、他にご意見ございますか。はい、中島委員さん。

中島委員

水のことではなくていいわけですね。

宮澤部会長

ええ、もうまったくこの案で、A・B案。どうぞ、なんでも。

中島委員

B案について四点ほど質問があります。現在の砥川の堤防というものは、長い歴史の中で先輩たちが一生懸命努力をして築いてきた土手であり、そしてまた、地域の人たちが無償提供したりしながらその土手の強度をつくってきた土手なんですね。ただ、高田先生の案でいきますと、そうしたその堤防を280トンの水を流すために削り取るということをしなければいけない。そういうことが安全を低下することにつながるのではないかと。基本的にそういうことは、なんか私には非常におかしいことのように思われるんです。そのことについて先生のご意見をお聞きしたい。ちょっと質問だけ先に言わせてもらいますので。それからまた、その答えに対しての県のお答えもお聞きしたいというように思います。それからB案で築堤した場合、裏法面は一体どうなるのかと。そこらにどうあるべきかはまた県のご意見をお聞きしたいと。それから砥川の地盤について、前に私も指摘をしてあるんですが、非常にぜい弱であると。1対0.5の急勾配のコンクリート法面にして地震あるいは洗掘、浸透作用に対し安全性はどのように確保されるのか。また、滑動あるいは沈下は起こらないのか。先生の考えをお聞きしたい。また、県の考えもお聞きしたい。それから以上の安全の問題をクリアするためには、おそらく砥川をコンクリートで固める以外に方法はなくなるであろうというように思います。従って、平成9年の河川法の改正の趣旨に全く逆行することになるのではないかと。これは、いわゆる田中知事の『脱ダム』宣言の理念に合致するものなのかどうなのか。先生のお考えをお聞きしたい。以上四点について質問いたします。

宮澤部会長

高田委員さん、よろしゅうございますか。はい。

高田委員

安全性の件ですが、地盤調査がちゃんとされてないのでまだ確定的なことは申せませんが、赤砂橋と清水橋の橋を架け替えた時のボーリング調査結果があります。それは標準貫入試験だけしかやられてませんのでおおまかな内容ですが、間に、以前中島さんがおっしゃったように、ものつっこんだらばつと入ると言われる、そういう有機質土の層があります。しかし概して粗い礫と砂が主体でその間に薄いそういう層がある。ですから全体の強度として、私が提案したこの護岸の擁壁の重さとしての支持力は十分あると思います。ただ掘削してたまたまそういう柔らかい層が表面に出るようなところは、ちょっと深く掘って、しっかりした砂利、砂で置き換える必要があるところがあるかもしれません。今言いました赤砂、清水橋の、それとJR橋。この辺りのボーリング結果で見れば大体同じような層ですから、まずこの擁壁の重さをもたすとしては大丈夫だと思います。もちろんその構造に関しては、細部調査結果を基にして詰めないといけません。これは宿題、課題です。鷹野橋から下流は地盤はかなり軟らかい。ここはむしろ有機質土を主体にして間に砂層が入ってるというそういう地盤です。ここは綿密に地盤調査をしないと、どういう構造にするかはわかりませんが、護岸の基礎はかなり大きなしっかりしたものでないと多分だめです。現在の盛土によってかなり圧密されてますので、柔らかいといってもそれほど柔らかくない。ただし、この下流の方は護岸の高さが少し大きくなって重くなるので、これを支えるには短い杭基礎のようなものがあるかもしれません。それは構造的にはしっかりしたものにできますが、細部に関しては調査結果がないと今んとはわかりません。コストの問題はありますが、耐震性を考えたそういうものは十分満足できます。裏法面に関しましては、これはA案・B案全く同じです。富士見橋から上流辺りは、これはほとんど問題んならないと思います。清水橋辺りから下流になりますと、天井川の一番典型的なところで、堤内地から堤防天端まで相当急勾配で高くなってます。ですからこれは、A案・B案とも同じで、ここは耐震設計を考えますとどちらの案でもかなりしっかりした擁壁が必要になると思います。中島委員がおっしゃってる裏のりに関しましては、土地の幅が狭くて少し擁壁をつくらなければならないところはB案にあります。その延長はあまりありませんので、大体A案・B案とも同じ条件で、両方とも改善しないと耐震性は多分ないところが多いと思います。それで地盤の強度は今言いましたように、詳細な調査結果がありませんが、今言いましたように、鷹野橋から上流はあまり不足はないだろう。局部的にそういう軟らかいところはあるかもしれない。下流の方、特に砥川橋、諏訪湖に入るところは、かなり綿密な調査がいます。それともう一つ、自然環境の問題いうことですが、私がこの提案したのは、例えばダムをつくる時には20、30ヘクタールの森林あるいは萩谷の向かいの牧歌的な、ああいう山すその畑が工事用道路なんかで壊されます。それとのてんびんに掛げざるを得ない。それで私は皆さんおっしゃるようにこのコンクリートの擁壁というか、殺風景な面が出るということは、背に腹は代えられんじゃないかとそういう気持ちであります。

宮澤部会長

はい、説明は、はい、どうぞ。

中島委員

今の点については町や県の方ではどんなようにお考えか、そこらのご意見がありましたらお聞きしたいんですが。

宮澤部会長

ご意見っていうのは、なかなか...

中島委員

って言うか問題点。先ほど私言ったように、例えばですね、堤防、現在の広い堤防自体を削ってそして狭くすると。こういうこと、安全性を低下させるということにつながるわけですよね。従ってそこには何らかの法的な規制があるかもしれない。私はわからない。従ってそういうような点をお聞きしたい。あるいはコンクリート化することによって、新しい平成9年に改正された環境の問題を加えなさいというような河川、新しい河川法の趣旨に反してくるというように私は感じるわけですね。従ってそこらにも問題があるんじゃないだろうか。そこらのところを建設事務所、またあるいは裏法面、A案でいった場合の裏法面についての幹事の見解をちょっと聞きたい。

宮澤部会長

今、中島さんから、これは多分、安全性ってのはどっか法律的っていうことの意味ってことですか。そういうことでいいですか。なかなかご意見をつけていうわけにも幹事会の方もいきませんもんですから。その今の問題点のことについての、安全性という面から見てどうかということでございますけれど、どうですか。裏のりと、それから堤防自身のことについてですが。はい、諏訪建設事務所。

諏訪建設事務所 米山ダム課長

河川管理施設等構造令の中を少し読ませさせていただきます。河川管理施設等は水位・流量・地形・地質・その他の河川の状況、及び自重・水圧・その他の予想される荷重を考慮した、安全な構造のものでなければならない。ちょっと、少し途中割愛しますが。過去の被災の状況に応じて嵩上げ、腹付け等の補強・修繕工事を重ねてきた結果の姿で現状があると。通常起こり得る現象に対して、経験上、安全な断面形状及び構造となっていることを、現状の堤防がですね、考えられる。普通の堤防において嵩上げ・腹付け等の補強修繕工事を実施する場合には、過去の経験を優先して、過去の経験に基づいた既設の堤防の断面形状及び構造をふまえて設計することを基本としている。その際、被災履歴・地盤条件・背後地の状況等を勘案することとしている。ですから現状堤防とB案の形状を見ていただきたいと思います。で判断していただきたいと思います。

宮澤部会長

はい、北村補佐。

河川課 北村課長補佐

あと、河川法の改正の関係の河川環境の保全という部分で、ちょっとご説明をさせいただきたいと思います。平成9年の河川法の改正で、河川法の中に治水・利水、それから河川環境の保全というものが

加わったということをご案内のとおりでございます。現在、諏訪湖等で従来コンクリートで波返しがつくってあったわけですが、そんなようなものを前に今土を置いて遠浅の渚をつくっておると、というような状況を考えても、環境や景観に配慮をした川づくりが進められているというところがございます。そんなような中で護岸を急勾配としてやるということは親水性の問題でありますとか、それから河床を掘ることによりますワカサギの影響とか、というようなことがありまして、課題が残っているのではないかというふうに思っております。いずれにしましても、先ほどの構造令の河川管理施設等構造令のお話し、それから環境景観へのお話しという中で、実施するには構造上の安全、それから環境上の問題等クリアできるかどうか。地域の住民の皆さまと関係者の皆さんとの合意形成が本当に必要になると、いうふうに考えております。

宮澤部会長

はい、中島委員

中島委員

特に環境の問題につきましてはですね、このB案でいきますと、これは全く医王渡橋から下流という中で、町のいわゆる、町中にある河川なんですね。従って町民に対する環境に対する影響というか、町民がもっている砥川に対する感情、そういうものに非常に大きな影響あるわけですね。先ほど高田先生はダムに比べれば、ダムの場合だと2、30ヘクタール犠牲になるというお話しでございましたけれども、私は町民が日常的に接するところの自然こそやはり一番大事にしていかなきゃいけない面がある。それで私はダムが必ずしも、ダムというのは私好きじゃないんだ、本来は好きじゃないけれども、これは住民の安全を守るということの意味では、あるいは岡谷の利水を考えるという意味ではやむを得ない点もあるというように考えてます。それで私なりにちょっと計算をしてみたんですが、下諏訪町の山林原野っていうのは5532ヘクタールあります。そしてダムに実際につぶれる面積っていうのは14ヘクタール。それで、その他取り付け道路とかそういうものがありますから20町歩前後になるのかなと。そういうことで比率で考えますとそれは276分の1なんです。それで片方、その他は田んぼだとか畑だとか市街地になるわけなんですけれども、その面積っていうのは1千158ヘクタール。そして砥川の流域面積、これは大体10.4ヘクタールなんですね。その比率でいきますと116分の1なんです。だからそういうように考えればですね、必ずしも面積が大きいからということだけでものを解決、考えてはいけないんじゃないか。一番日常的に町民が接するところを一番住み良い環境にするということが、やはり大事なことではないだろうかというようなことを感じます。以上です。

宮澤部会長

ここで議論もするつもりは全くございませんので、皆さんのそれぞれのご意見を言っていただくと。こういうことで、そういうふうにさせていただきたいと思っております。ないしはご質問ございましたら今のようにお願いいたします。はい、清水さん。

清水委員

B案についてでございますが、私はそもそも河川改修ということであれば、本来的には当初いくつかのこのダムに対する代替案が示されましたけれども、その中の引堤案に相当するものが本来の河川改修案

であるというふうに思うんですね。しかし、この部会の委員の皆さん方がほとんど検討にも値しないというのは、実現が不可能だということから、それは検討の俎上に乗らなかったわけですが、本来的には河川改修というのはそういうものであると、私はそういうふうに認識をしております。そのことが不可能であるから、現状の砥川をいじることによって280トン流そうというのが、このB案に相当すると思うんですね。先ほど、県の方からも説明ありましたが、やっぱりこの現在ある砥川の堤防というものは長い歴史に耐えてきた、こういう歴史があるわけですね。ですからそのことを削ってコンクリート護岸をつくるということは、これはとりもなおさず現在の砥川の堤防を弱体化させるということに私はつながると思うんです。ですから非常に示されたB案というのは中途半端なものにならざるを得ないと思うんですね。と言うのは、基本的にはこの案も土堤だというふうに、前々回くらいですか、そういう説明をいただきましたので、基本的には土堤であるけれどもコンクリートでもってこういうふうに覆うんだと。いうことで非常にこの無理があるというふうに思います。ですから、土堤を補強する形でのコンクリート護岸にならざるを得ない。ですから独立したコンクリートの護岸でもないわけですね、これは。そういったことから、非常に安全性に私は疑問があるというふうに思います。それから、もう一つは高田委員の説明の中で、安全率の問題で5倍という、これは水圧に対してですかね。5倍という話がありましたけれども、私も聞いてもおそらくわからないかと思えますけれども、どういうこの根拠の中でその5倍ということになるのか、そのことを一つ教えていただきたいと思うんです。それから、何回くらい、最初の方だったと思うんですが、砥川の洪水を早く諏訪湖に流すには今の河川断面が一番いいんだという話ですが、どなたかの委員の...松島先生でしたか、あったと思うんですが、今回この改修案というのは3メートルなり4メートルなりもこう拡張されるわけですね。要するに断面が多くなるわけなんです、その先生の説明と今度の改修案の関係というのは、どういうふうに変化が起こるのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思うんです。以上です。

宮澤部会長

はい、高田委員さん。

高田委員

安全率というのはいろんな観点からチェックせんといけません。この擁壁はコンクリートブロック積む形になりますが、これ重いもんですからこれが前の地盤にめり込んだり、あるいは倒れたりそういう検討も一つの安全率になります。私、ダムと比べていうんで、ダムの場合はコンクリートの固まりですから、それが前後に滑ると。そういうので4倍という話だったんです。私が言ったんはこの堤防を掘削してかなり今より軽くというか、断面が小さくなるからという点で心配されてる向きがありましたんで、水平な滑り面による活動という、またこれも一つの安全率という考え方です。それは十分大きいということをおし上げたんです。ですから、堤防の土が水平に直接滑るということはありません。これは下諏訪ダムで説明された安全率と同じ考え方です。むしろそれよりも、先ほど申し上げたように、これはA案・B案同じですが、裏のりが非常に急なところがあって、その耐震性が低い。この護岸自体の、特にさっき申し上げたその軟らかい地盤、下流部の軟らかい地盤に当たったところは、そんな大きな安全率は採れません。だからそれは安全率が例えば地震時に1.2とか1.3とか、あるいは1.5は採れないかもしれませんが、普通規程の安全率というのがあります。そこになるように基礎を固めるとか、根入れ大きくするとか、そういう形で設計します。それは可能です。

宮澤部会長

松島委員さんよろしゅうございますか。もしよろしかったらお願いします。

松島信幸委員

もちろん私は、その今までの歴史的な経緯からそういうように申し上げたんですがね。ですから、このB案のように改修すれば赤砂崎の先まで砂は流れていかないと思います。それは当然だと思います。それはさっき高田さんの方もそんな話があったと思いました。

宮澤部会長

清水委員さん、はい。

清水委員

そういう意味ですね、一つは今松島先生のお答えいただいた流れが、砂がたまる危険性があるという、特に砥川河口は掘削がされるわけですね。1メートルなり1.5メートルなりという深さの掘削がされるということで、非常にその危険性が高いと思うんですね。そのところが一番私は心配をしているんですが。同時に今、安全率のことで1.2とか1.3ということもあり得るという、それは工法によってカバーしていくというお話だったんですが、例えばその5倍ということの根拠ですね。どういうふうな計算式があるのかないのか知りませんが、そういうのももし、素人がわかりやすく、わかりやすいような格好で説明がいただけたらお願いしたいんですが。

宮澤部会長

高田委員さん。

高田委員

土の強さっていうのは上から押された力に比例するわけです。この堤防の断面積、それと押された力に比例させる摩擦係数というのがあります。ここ砥川のこの堤防の場合は多分、摩擦角が30度から40度、ということになりますと摩擦係数が0.5とか、0.6とかそのぐらいになると思うんですね。それにその堤防の断面の重さを掛けてやる。それがその堤防の堤面に沿って滑ろうとする場合の抵抗力になるわけです。例えば水深が3メートルの水圧というのは、3掛ける3割る2(3×3÷2)で4.5トンになる。その比率で計算しますと4、5倍あるということになります。ですから、その4、5倍なると、そういう壊れ方はするはずがないということで無視。検討項目から外して十分なんです。土の場合、例えば鉄とかコンクリートの場合、その強さに対する安全率というのは3ぐらいに採るのが常識です。ところが土の場合は、それが3というような大きな値採らずに1.2とか1.5とか非常にぎりぎりの状態で設計することが多いんです。それに照らして、この擁壁、護岸の滑り出しとか、沈下とか、そういうものを計算します。ですから、一般の硬いコンクリートとか鋼とかの材料と土の扱いは全く違う。それで河川堤防は原則土でつくりなさいと言うのは、地震の時に堤防が沈下したり変形してもいいんだという前提です。それは土の場合はすぐ補修できる。地震と大きな洪水は同時に起こらないという前提になります。そういうことで地震で堤防が沈下したり、変形したり、もう滑ってしまって形がなくなるよう

な壊れ方はこれはもう話しになりませんが。そんないう形で粘りのあるしかも補修がすぐ効くという材料という特徴があります。これ以上詳しくはちょっと時間掛かって言えませんが。

宮澤部会長

はい、どうぞ。清水さん。

清水委員

一つはですね、ここに示されているコンクリート護岸。今は先生の方から重力に比例するとかというような話しもあったんですが、この、ここに示されてるのは、高さなんかはわかると思うんですが厚さとかそういうことでもって重量がこう特定されているのかどうかね。その辺のところは一つわからないと今の先生の説明というのは説得力がないわけですし、その辺のところはひとつ、これは先生にお聞きするのがいいのか、あるいは県にお聞きするのがいいのかわかりませんが、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。それから、非常にこの何て言うんですか、洗掘による、地震がなくても洗掘による倒壊というのもこれ想像、予想がされるわけですね。そうした時に既に土堤というのは相当部分削られているわけですから非常に弱くなっているわけですね。そういうことからすれば、非常に倒壊があった場合にはもうすぐ土堤が崩れていってしまうと、そういうふうに思いますので、私はちょっとこの案には賛成できないんですが、ひとつ説明だけできたらお願いしたいんですが。

宮澤部会長

え、ちょっと待って、はい、じゃ、高田委員さん。

高田委員

この擁壁というのは、もちろん自分の重さがありますから、自分の重さで壊れては話しになりませんから、それに耐えるだけのものがが必要です。おそらくこれは、例えば宅地造成の擁壁とか、そういうふうな大きさのものになる。河川堤防の場合は裏の、コンクリートを後ろに詰めることをあまりやらないようですが、この場合は一般の後ろから大きな土圧を受ける擁壁ほどの、その後ろの土留めコンクリートと言いますか、そういうものはいらないと思います。ですから、これは一般のコンクリートブロック護岸と考えていただいたらいいと思います。洗掘に対しては、これはA案・B案も根入れが1メートルぐらいいう点で同じです。A案、B案もこんな同じ絵が書かれてますが、前面にこういう枠組みあるいはフトンカゴ、フトンカゴというのは粗い網に石を詰めたものですが、そういうものをここに置きます。これは現に今の砥川でも堤防の上から見ればいくつかのものがこういうもんが入ってます。そういうものでり先の洗掘を起さない。堤防の破壊というのは法先の洗掘というのが一番怖いものですから、それを起さないということです。根入れとこの前面のこういう沈床というか、こういうもので防ぐと、そういうことになってます。

宮澤部会長

幹事会の方で補足がありますか。はい、なければ、はい。

清水委員

今のね、高田先生の安全率の5倍とか何倍とかっていうことが、ちょっと私理解できないもんですから、そういう考え方でいいのかどうか県の方でおわかりになったら。そのことだけ、それでいいですよって言うんなら、それで私もそうですかって納得しますんで。

宮澤部会長

それは、いいですか。じゃあお願いいたします、どうぞ。高田委員さんからもどうぞっていうことでございますので、お願いいたします。はい、諏訪建設事務所。

諏訪建設事務所 米山ダム課長

通常、通常のお話をお話しします。当然、これは土堤という原則の中でやっている場合に、土堤の崩壊というのは、円弧滑りと言いまして、崩壊の、地滑り的な崩壊がございますが、それについて1.2を採ります。通常この施設は道路のもたれ擁壁と言いまして、河川に一般的に使っておりません。これは、この部分で使った場合に、特に重要になりますのは、堤体の地下水位、その水位ということが設定されます。ですから、その選定とその河川内の水圧と、それにより計算を一般的にします。それから、先ほど高田先生の方で話しがございましたけども、護岸に対する自重に対してどうかと。それからもう一つは、そういった滑りということがありますけれども、滑動がございます。あと堤体内の、これは地下水が堤体内入りますので、それによる浸透破壊がないかという検討をいたします。以上です。

宮澤部会長

いいですか、清水さん。まだ皆さんからご意見出るところでございますが、決していただかないということではございません。1時間半が経ちまして、非常にお疲れのところでございますので、定期的に休憩を取った方がスムーズな新鮮な議論ができるんじゃないかと思って、私も先ほどから目薬さしたり眠気を我慢しておるところでありますけど。そんなことで、誠に申し訳ございませんが、ここで15分、休憩をさしていただきまして、それでその後でございますけれど、この後の、今日、今二つの案出ております。その後の、どう持ってっかと、このことについても、早い時期に話しをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。じゃあ15分。今あれでございますので、いえいえ4時でございますので、4時15分ということにさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

< 10分 休憩 >

宮澤部会長

それでは引き続きまして議事をそれぞれ進めさせていただきたいと思えます。今それぞれの案が明確になってまいりました。ダムプラス河川改修案。これを部会としてはA案と呼ぼうと。これをA案と言いまして、現在の今までの経過の中で多くの問題が出ておりますが、それも整理していかなければならないと。それから河川改修案、これをB案と、こういうことでございまして、この河川改修案につきましては河川改修プラス地下水、そして地下水で間に合わない部分は岡谷市の内部で水源を求めると、こういう案がご提出をされました。その中で今議論がそれぞれなされております。先ほどB案につきましては水道事業者であります林委員の方から現状の中で努力はしていくけれど、なかなか地下水、それ

から岡谷市内部での水源の新たな問題については難しいと、こういう経過もございました。また、佐原委員さんからは内水を少し考えて、節約等のことでもって不足分を補ったらどうだろうと、こういう意見もなされました。また、河川改修、B案については河川改修の安全性ということで、これはもうずっと前から出てきていることですので、このことにつきましては皆さんから過日いただいたものを整理をさせていただいております。ですので、一度出した案、これはB案もA案もそうでございますが、出したものについての問題点等々につきましては、私の方でここでもってちょっと整理をして、整理って言いますか、読み上げますので、それについても適切じゃない表現もあるかもしれませんのでお許しいただいて、ふれてるかふれてないかということでもって、その後またご意見をいただきたいと、こんなふうに思っております。

まず、A案でございます。A案については提案内容につきましては、医王渡橋より下流の河川の状況をなるべく変えない。河川環境を保持する方針であると。それから、医王渡橋の流下能力を秒200トン基準とすると。それから改良は、つまり護岸の改良ですね。護岸の改良については、秒200トンの流下能力を満たさない箇所限定させていただくと。それから4として、基本高水、今日ここでもって方針を議論していただきましたけれど、280トンのうち河川流下能力200トンを超えた80トンは土砂流出の比較的少ない東俣川にダムを建設しカットすると。5。河川、砥川本流の土砂対策としての砂防ダムと設置すると。今日皆さんのところに大変いつも敬服するところでございますけれど、松島委員さんから自らカラーコピーで皆さんのところに砂防ダムのことについての案のご意見を、これ全部松島委員さん自分でカラーコピーの印刷をしていただいて、今日も持ってきていただきました。敬服する限りでございますが、そんな委員さんからも意見が出ております。それから6。ダム湖周辺の環境整備を行い、親水利用を図るということで。それから7。ダムの建設期間はおよそ10年とすると。10年であろうと。これについて提案内容がございまして、利点、メリットでございますが、国の許可が既に下りており、すぐに事業に着手できる。先ほど来、平成14年度予算でも1億円が既に盛られております。2。河川利用の状況に対する影響が小さいため、関係者の同意が得やすい。3。岡谷市が望んでいる利水に利用ができる。こんな三点にちょっと絞ってみました。問題点。デメリットということでございましょうが、蝶ヶ沢という自然の宝庫が崩壊され、破壊されるとされる。また、砥川下流2600メートル地域の河川環境の悪化とどちらがよいかということで、要するに河川環境が悪くなるのと、それからこの蝶ヶ沢の環境がということで、これは具体的な例を挙げさせていただきますも、中島さんと武井さんのご論議のポイントになっているところでございます。それから2として、たい砂処理や維持補修も含め、これをつくった後、負担を考えると投資的効果は悪いのではないかと。こういうようなご意見が出ております。大きく分けてそんなような状況のこと。水の問題だとかいろいろ問題点がございました。そんな問題点。それからB案。つまり河川改修の単独案でございます。できるだけ現河川敷で河川断面の流下能力、秒280トン確保できるよう、河川の拡幅、河床の掘り下げを行う。それから、のり勾配は1対0コンマ5(0.5)のコンクリートブロック護岸を使う。それから民地の敷幅の取れないところは堤内部にブロック積みで壁をつくると。それから上流にスリットダムをつくる。それからコンクリート護岸は約2キロ600メートル続くがヨシなどを植え込み、水辺環境には配慮をします。改修に要する期間は下流のワカサギとの問題がありますが13年から14年と。こういうことになると。メリットといたしましては、東俣の自然環境が保たれる。事業費が三案の中で最も小さい。問題点といたしましては、護岸ののり勾配が現状より急になり、今日先ほど出ておりましたですけれど、親水性に欠ける部分があるのではないかと。それからコンクリート護岸が2キロ600メートル続くということ

になってくると、景観面の影響等はあるのではないだろうか。3番目に住宅のある側に河川敷内に納まるよう構造物を入れることは、築堤内の脚部ですね、に付近に設置する工作物の位置等については、要するに土堤の原則から外れることが出てくるのではないだろうか。現況の河川を掘り込むため、橋の架け替えが必要となってくるのではないか。これについては前回、道路管理者との意見交流がございまして、鷹野橋については下諏訪町長さん。それから富士見橋のことにつきましては国道、長野国道事務所からそれぞれの意見が提出されております。医王渡橋の200メートル下流で200トンを超える流量を取水し、勾配500分の1、これ違う。失礼しました。これは...、そんなことでですね、地下水の水位が高い地域なので掘り込むと地盤の沈下のおそれがあるのではないだろうか。それから、このことによって、河川掘削によってワカサギの遡上に対して影響が出るはしないだろうか。それから農業用水の取水に対する変更が検討が必要ではないだろうか。過去にいたしました。そんなようなことで、農業関係の皆さんからのご意見が出ました。それから、先ほど加わったこととありますが、これは高田委員さんから答えがありましたですけれど、築堤が薄くなったために安全性はどうなのかということであります。それから国庫補助事業、これは財政の問題もあるわけでありまして、受けるために河川整備計画の策定が必要であり、国との協議が必要であると。この時に、この案を持っていく時に、国がこれに対してどのような意見を添えるかと、いうこととあります。私なりに整理をしてみました。休憩時間にあんまりこう出て、今までの経過のことも皆さん中であれしますんで、もちろんあたってない、ないしはふれてない部分もあるかと思います。これをふまえた上で何かこの二つの案についてのご意見がございましたら、なおかつ出していただきたいと思っております。はい、西村委員さん。

#### 西村委員

私はいつも実現性が可能であるかということを中心に考えているものですから、この河川改修、A案B案両方について質問がありますのでちょっとまとめて言わせていただきます。

最初にA案のダムプラス部分改修案のこのいただいたカラーコピーの図面でございますが、何カ所か親水護岸、階段工巨石積みという部分が何カ所かあります。この部分について右上の絵を見ますと、1対1の勾配なりに巨石が積まれているように見えるんですが、この右下の絵は1対2.0になっておるといことで、この場合どちらが正解なのか。仮に1対2.0とすると、川の中に飛び出してくるのか、堤防の中にくい込んで、切り込んでいくのか。この辺をちょっと教えていただきたいのがA案についての一点。それから引堤が何カ所かあります。河口の部分、225メートル。それから医王渡橋の下の400メートル部分ですが、断面を見ますとほとんど現状の堤防と一つ分後ろへ下げていくような形になりますけれど、ここについては民家等々についての影響がないかどうか。その辺をお聞きをしたいと思っております。それからもう一点、A案についてですが、先ほど高田先生がおっしゃいましたが、この法面が緑化されているということ1対1の法面には緑化は無理だというふうにはっきりおっしゃいましたが、この絵はしっかり緑ができていてということ、これについての技術的見解を絵を書いた方にお聞きをしたい。これが三点目でございます。それからB案につきまして、今部会長の方から縷々疑問点が挙がりまして、なるべくだぶらないように質問したいと思うんですが、財政的な問題ということ、国交省の大臣の認可が得られるかどうかということに相成ってるわけでございますが、これが得られない場合はどうされるのか。県単で工事をしていただけるかどうかと、いうこととあります。我々流域の住民としては、治水をしていただきたいということが原則でございますので、県単で行う場合、県の予算が非常に少ないというふう聞いております。仮に先ほど13から14年くらいでできるだろ

うという話がありました。これは国庫補助を受けられた場合だろうというふうに思いますが、受けられなかった場合どのくらい予算がついて、じゃあ何年掛かるんだということも明らかにしていただきたいことが一点でございます。それから本日いただいた図面と前回にいただいた白黒の図面の断面に関して、先ほど部会長の方からもコンクリートブロック積み擁壁であるというふうにおっしゃいましたが、今日の図面見ますと、コンクリートの鉄筋コンクリートの擁壁の絵になっております。これについては多分私が前にご指摘を申し上げました安全性が乏しいということでこういう絵になってきたのかなというふうに推測をするわけですが、この辺の経緯をお話しをいただきたいことと、先ほどから話しますように地盤調査等々をしなければ耐震的な構造がはっきりしない。そうしますと実は費用的な問題も絡んできますし、大分お金掛ければそれは安全性は上がるんでしょうけれど、先ほど費用が少ないということも部会長の意見がありました。私は決して費用が少ないというふうには思っておりません。こういう安全性を確保するためにはかなりのコンクリートを使っていかなければいけないし、仮設費も当然上がってくるだろう。それから地下水の影響という問題は、私はずっと問題だと申し上げておるわけですが、そういった住宅への補償問題等々も見えない部分でかなりお金が掛かってくるというふうには実は思っております。この辺の見解もお願いをしたいと思います。それからこれ河川改修の基準、構造令によりますと、土堤ですから1対2.0が原則であると。ただ表面をコンクリート等で覆った場合は別であるという記述がありますから、コンクリートで造られたところはいいんですが、その上の余裕高の80センチの部分が1対1.0になっている。これについては構造令に当たるのか当たらないのか。当たるとすると1対2.0にならないといけないのではないだろうか。これはおそらくA案についても言えるんですけど、A案は現状をほとんど守るということで1対1.0でなってるんでしょうから、その辺もA案とB案、共にちょっと問題があるのかなと。問題がないということになればそういうお話しをいただきたいと思っております。それから先ほど裏法の話がございました。高田先生の説明によりますと、A案B案とも全く同じであると。なんら変わらないという説明がございましたが、断面を見ますとたしかにB案の方は後ろにブロック積みで1対0.5の擁壁が積まれてるんですけど、A案の絵を見ますと、そういう部分が一つも書いてございません。これが同じだという理由を教えてください、というふうに思っています。それから実は一番安全性を私は心配をしておるわけですが、ローコストでどこまで耐震的にできるかどうか。それからもう一点、実は前回の時に、前々回でしたかね、私の友だちがこのいただいた図面を見て計算してもらったら安全率が0.6切っていたわけですが、今回この出てきたコンクリートの擁壁、それからパイルも打ってるようでございますけれど、その安全率は先ほど言ったように1.2あるいは1.5というお話しがありますが、そのように設計をするのか。この絵ではどのくらいで見込んでるのか。それがわかりになったら教えてください、ということでございます。先ほど説明がありました地下水については、高田先生もご承知のように、概して礫が多いということでございますから、礫を通して当然堤外に水が流れてるというふうには私は思っておりますし、この近所の方に聞いても、そういう地盤沈下の事例があるということでございますので、この辺は決してないというふうにおっしゃらないようにしていただきたいというふうに思いますが、これは調査をして検証しなければいけないだろうというふうに思いますが、以上でございます。いくつかありましたのでお願いします。

宮澤部会長

今、西村委員からございました。すべて高田委員さんはたまたまこれ提案しただけでございますから、

具体的に現地とかそういうようなことについては高田委員さんにすべてお答えっていうのは、なかなか、西村委員さん難しい部分もあるかと思ひまして、そういう面では提案していただいたことに感謝私にしてるわけでありまして、そんなことも含めて、お答えができない部分については幹事会の方から補足するということによろしゅうございますか。はい。それじゃあ、高田委員さん、もしあれんところありましたらお願いいたします。はい。

高田委員

最初のA案の法面の緑化に対してはどなたかお願いしたいんです。それは私もさっき言いましたここ45度の勾配の上に緑化ができるか。

宮澤部会長

はい、下諏訪町。

幹事 下諏訪町

お答えいたします。現状でもですね砥川は豆板コンクリートというのになっておりまして、そこには全部土砂、土が被覆しておりまして、ほとんど緑がついております。そういう実情でございます。

宮澤部会長

って言うことは、これは大丈夫だと、こういうことで理解していいってことですね。(幹事 下諏訪町 はい)はい。それで、あと続いてお答えになられるところありましたら手を挙げて答えていただきたいと思います。はい、河川課。

大口河川課長

先ほどの財政的な問題でございますが、それについては国庫補助でできるか、県単になるのか、そこらについて現在のところは不明でございます。そういう中でご存じのように中期財政計画だとかそれから財政ワーキングの中でこれから詰めて、詰めるところで、答えが出るかわかりませんが、そういうところでこれから段々と詰めていきたいとは考えております。

宮澤部会長

はい、一つずつどうぞ。はい。

西村委員

仮に国庫補助が得られなくなって、例えば県単でもやらざるを得ないという場合になった場合でもやっていただけるかどうかという、その約束なんです。これを挙げていって検討委員会では、さあ河川改修でやりますよという結論になって知事もやりましょうということになったら、当然やってくわけですから、その辺だけお聞かせいただきたいです。

宮澤部会長

はい、幹事長。

青山政策秘書室長

今、河川課長の方からお答えしたとおりでございます、今の段階で具体的な事業費もまだ明確になってませんので、県単でやるか補助事業になるかもわからないし、一時的にこうだっという断定的なことは今の段階ではお答えできないと、こういうことでご理解をお願いしたいと思います。

宮澤部会長

どうぞ。はい、どうぞ。はい、いいですよ。西村さん。

西村委員

それでは、最初にA案の質問についてまだお答えいただいてないんですが、この巨石護岸の勾配がなるいという部分について、その川の構造をですね、緑地の法面と石積みの法面がどういう位置関係になるか。

宮澤部会長

はい、どうぞ。幹事会で。

幹事 下諏訪町

今質問に出ました階段の件でございますけれども、基本的にはですね1対1の法よりもですね、緩くしてあるところはですね、用地に余裕があるということでそういう形にして階段を設けると、そういう形でございます。

宮澤部会長

はい、西村委員。

西村委員

そうしますと、この右下に書いてある1対2.0の部分は用地に余裕がある部分で、若干緑の長い長丸って言うんですかね、この部分が1対2.0になると。それで、まん丸というか円の緑の部分は1対1.0の石積みになると、こういうことですか。はい。その位置は普通の堤防より引っ込めてつくるということですね。中へ出ることはないですね。川の中に。

宮澤部会長

ないそうです。どうぞ続いて。

西村委員

そうですか。はい。それから引堤の部分についての民家あるいは民有地がどのくらいあるかということです。

宮澤部会長

これA・B両方ですか。(西村委員 いや、A案です)はい。A案、お願いします。はい、どうぞ。

幹事 下諏訪町

前にもちょっと説明させていただきましたが、基本的には河川区域とですね、それからその河川区域の後ろについての公共用地、道路とかですね廃河川敷とか、そういうものを最大限利用する中で、足りない部分については民地の用地をご提供いただく形になります。ただし、現在のこの計画の段階ではですね、基本的に家屋まで掛かるというふうには考えておりません。以上です。

西村委員

はい、ありがとうございました。

次にB案の方なんですけれど、まず過日いただいた図面と本日いただいた図面のブロック積みからコンクリート擁壁になったという部分についてのご説明と、それに対する安全率を高田先生、おわかりになったらお願いします。

宮澤部会長

はい、お願いします。

高田委員

先ほどから言ってますように、地盤状況がはっきりしませんのでこのコンクリート擁壁にするところとブロック積みの境界はどこかわかりません。おそらくここではかなり上流の方、1200メートル断面のところ辺りがコンクリート擁壁になってますが、私はこれよりもっと下流の方からだと思います。安全率は先ほどから話がありましたように耐震性考えて1.2から1.5。これ規定があるようですが、多分...1...いくらでしたかね。水平震度が地震のあまりないところでは0.12ですか。それで中ぐらいのところは0.15。強震地域が0.16やったと思います。だからその選び方をどうするか。この辺はいくらにするかいうところですが、安全率は常識的に考えてもちろん安全であるという規定どおりにいきます。ですから、護岸の形式を選ぶわけですが、当然前提は安全率を満足するというところ。だからそれ以上のことは今んところはちょっとわかりません。

宮澤部会長

今の問題幹事会の方で補足ありますか。つくった人のところで。いいですよ。もう高田先生がご苦労して、高田先生だけじゃありませんから。どうぞ、お願いいたします。

諏訪建設事務所 米山ダム課長

最初の護岸の関係でありますけれども、富士見橋の下流までつけた理由は、築堤構造になっておりまして、その築堤構造がどうしても引堤というか、いわゆる五分に立てまして280トンの流下、ここでは300トンですか。流下断面を確保のために立てたということで、程度が低下した部分に下流からずっとコンクリート擁壁護岸になってます。これは高田先生の、特に労働安全衛生規則から言っても、裏法面がブロック護岸の勾配の五分で切れないということで、その安全性も確保して切っていることも含めて構造にしております。あと耐震の関係は0.16でここでは検討、いわゆるこの地域では検討になり

ます。以上です。

西村委員

はい、続いて余裕高の部分の土羽が1対1.0。これは1対2.0でなければいけないんじゃないかというふうに私は思うんですが、それについてお答えください。

宮澤部会長

はい、諏訪建設事務所。幹事会で。

諏訪建設事務所 米山ダム課長

これは河川管理施設等構造令(案)でありますけれども、土堤の原則でありまして、2割で余裕高ですね、先ほどありましたけど2割です。A案についても手を入れるところは2割になっております。それから裏のりにつきましてはA案は2割という先ほどございましたけど、B案につきましては極力堤体、今堤敷きの中でということでブロック積みにしてありますが、河川施設等構造令では土堤という中で、護岸についてはいろいろ五分だとかありますけれど、1割とかございますが、土堤と中では裏法は構造物でなくて2割の土堤にすることになっております。これは原則的に2割ということでありまして。

西村委員

としますと、このいただいた図面は間違っているというふうに解釈していいですね。1対1.0になってますから。

宮澤部会長

どうですか。どの図面だかちょっとお示しいただけますか。

西村委員

今日いただいた図面で、1カ所出ておりますけれど、右下の図面の左側の左岸ですね。この擁壁の上の法面が45度。1対1.0とは書いてございませんが、過日いただいた白黒の図面はすべて1対1.0になっております。

宮澤部会長

はい。

諏訪建設事務所 米山ダム課長

すいません。土堤ではなくてですね、この部分の前面の護岸の方は同じ被覆しておりまして、余裕高の部分については1割でこれはのり枠で被覆をしている構造になっております。

西村委員

1対1.0でいいということですね。

諏訪建設事務所 米山ダム課長

はい、一応そういうことです。

宮澤部会長

よろしゅうございますか。

西村委員

のり枠...

諏訪建設事務所 米山ダム課長

1割ですね、のり枠って、いわゆる前面にですね構造物を入れて被覆をしてあります。

西村委員

そうするとこの80センチの余裕高の部分もこのパースで見ますと緑がえられているんですが、これもコンクリートになるということですね。

宮澤部会長

はい、諏訪建設事務所。

諏訪建設事務所 米山ダム課長

のり枠というのはですね、全面がコンクリートではなくてですね、枠組みはプラスチックもいろいろありますけども、基本的にここではコンクリートです。枠の中はですね一般的に緑化をさせます。

宮澤部会長

高田先生いいですか、それは。はい、それじゃあそういうことで。はい。

西村委員

わかりました。土ではないということですね。はい。(諏訪建設事務所 米山ダム課長 これは土です)  
(宮澤部会長 中はね) ええ、ブロックの枠を組んで中を緑化すると。こういうことですね。はい。それから先ほど地下水の問題は答えていただきましたでしょうか。地下水低下による住宅への影響というものを。

宮澤部会長

地下水、いいですか。高田先生、はい。

高田委員

その件も堤内の方はたびたび聞いてるんですが、地下水は高いと。ここは扇状地ですから、地形的上流から来るのか、川からの浸透水があって地下水が高いのか。私は多分両方あると思います。中島委員から聞きましても川ののり下の田んぼは非常に水が出やすい。逆に水の便が良かったという、そういう

話しも聞いてます。だから多分両方あると思います。ここで河川改修の原則というのは、川からの漏水を減らすというのは原則です。この付近もう全部砂利と泥炭層の有機質土のサンドイッチで、砂利砂が多いんで、かなり川からの漏水があるだろう。それを止めるのが治水の一番大事なことなんです。ただし、そういう地盤構造ですから止めきれません。川の堤防の破壊というのは洗掘によって足元がすくわれると、堤体の中に入った水が堤内へ出る時にその水の流れて土の粒子を緩めるといふか外へ持ち出す。それがパイピングという堤体の破壊の一番多いケースなんです。ここでは昔、多分今のようにコンクリート護岸がほとんど施工されてなかったと思います。ですからその当時というのは洪水で水位が上がると非常に堤体に水が浸透しやすかった。それにもかかわらず堤防が切れたということは、ここの砥川の歴史に出てません。ということは、堤防自体の透水性というのは、礫があるという印象から見る、もうつつつであるという感じはなかったんじゃないか。今はそれで護岸コンクリートで水が堤体、水位が上がった時に水が堤体にしみ込まないようにしてます。ところが下の方では根入れがないもんですから、かなり水が出る構造になってると思います。それを今の計画では、A案B案共にその護岸コンクリートの根入れを1メートルにする。それで浸透量を減らす。そういうことになってます。ですから以前に比べると特に出水時は特殊として、平時の浸透量というのは、以前に比べたら減ることになるはずなんです。ですから堤内に出ていく水というのは、現在より減っていきます。これはA案B案も全く同じ状態です。その状態で堤内の地下水位が大幅に下がるかどうか。私はそこまではいかないと思うんです。ですから、いわゆる大阪・東京で地下水をくみ上げて地盤沈下が起こったというようなことを多分西村委員は想定されると思うんですが、そんなに大きく地下水位が下がるとは思えないので、それによる沈下して家が傾くとかは私は非常に可能性は少ないと、そう思っております。

宮澤部会長

はい、西村委員。

西村委員

実は見解の違いって言われればそれまでなんですが、今、現在天井川なんですね。堤内より川の川底が高いものですから、当然水が外に流れる。今回は掘り下げることによって堤内より川が低くなりますから、逆に今言うように水を完全に止められないとすれば、宅内の堤内の水が川の中に入ってくると、いうことで水がなくなります。そうすると私は必ず地盤沈下が起こる。ましてや軟らかいシルト層という上に家が建ってますから、当然地盤改良等々してない家が多い訳でございます。それが、ですから、水を止められないことによって逆に水も入ってこないんですけど、水も川の方へ戻って行くということになるわけです。ですから、ちょっと高田先生、前もそうだったんですけど、水が要するに地下水がなくなれば困るということですから、川底を掘り下げてもらいたくないというのが意見なんです。

宮澤部会長

このことについてですか。

小沢委員

部会長、少し問題が細かいところへいきすぎて、時間を取りすぎているんじゃないか。まだまだいろいろ話題がありますので。

宮澤部会長

そうですね。(小沢委員 進めていただきたいと思います)西村さん、私も今小沢委員さんから出ましたですけど、やっぱり同じことを実は感じておりました。個々のやりとりということと、それから今の問題をですね、もし言うなら全部こう言っていただきまして、ご意見の違うところのご意見の違うところであれですし、過去において私出てきた問題は一応先ほど読み上げたのは私が別につくったわけでも何でもなくて、今まで出てきている問題を皆さんのところへお話しをしたと、こういうことでございまして、方法としてはそんなようなことがあるもんですから、そろそろ最後にしていただいて、まだいくつもあれば別ですけど、まとめていただいて、そろそろ、それでっていうふうに思っているところでございますが、お願いしたいと思います。

西村委員

すいません。大分細かくなって、私も若干の技術屋ですから細かくなっちゃうのは性分でございます。実はこの今日いただいた図面が多分公聴会に出てくるんだらうというふうに私は思っております。そのことに対して大分技術的に問題があったりすると、これは目で見させる絵ですからうそがあってはいけないというふうに私は思って聞いたわけでございます。これが、問題ないということになって、技術的に施工もできるということになれば、それはそれで問題はございません。以上です。

宮澤部会長

他に。はい、小沢委員さん。

小沢委員

ちょっと平成11年6月の洪水についてプロジェクターを使って...

宮澤部会長

今、代案の二つの案について意見を。

小沢委員

これはA案B案、またC案を含めて、すべて密接に関係している問題ですので、ちょっと...

宮澤部会長

どんな内容のことです。

小沢委員

内容はですね、今ここに私の資料をたった今の配っていただきました。その裏側の5番に、平成11年6月29日に一日に176ミリメートルの降雨がありました。これは一日に178ミリが100年に一度の大雨だったわけです。それで、これの流れた量というのは160トンです。その降雨の実体を見てもみますと、100分の1確率の雨が降った五日前に51ミリの雨が降って、そうして一日おいてまた70ミリの雨が降って、砥川流域はぬれにぬれていたと。そこへもってきて一日おいて100年確率の

雨が降ったと。しかも、その雨が最後の2時間、24時間のうちの2時間に65ミリ、3分の1の量の雨が最後に集中的に降ったと。これはまさに100年に一度の集中豪雨であると。集中豪雨って言うか、最も砥川にとって危険な降り方をしたのです。そのためにあの時にはもう少しでもって越堤をしそうな160トンという水が流れたわけですが、さっきも言いましたように貯留関数法っていうのは私にはわかりませんし、部会の専門家以外の方にはわからないと思います。非常に大変なプロセスを経てこのぐらい流れるだろうと計算するのだけど、これは実際に100年に一度の雨が降って、それが前降雨でうんとぬれておって、そして降り方も一番流量が出る降り方をしました。これこそ砥川の基本高水だったといえます。160トンというのが基本高水流量だということを示していると思います。そういう県でつくったこのグラフを前見せていただきまして、この降雨パターンを見てみて、これはもう100年に一度、これ以上大きく流れるような降り方がない。100年に一度でもって一番流れるのは160トンであると、いうことを事実が示していると、私は考えます。

宮澤部会長

はい。小沢さんのご意見はわかりましたが、今二つの案の技術的観点に今チェックをしております。

小沢委員

基本高水が160になるならば、高田先生の案も、町長の案も、大分変わってくるだろう。

宮澤部会長

先ほど来、基本高水の問題についての基本的な考え方は皆さんで合意していただきましたはずでございますので、どうか基本高水の問題のことにつきましては、ワーキンググループから出てきてから、先ほども何度も申し上げましたが、そういう扱いにしていただけませんかでしょうか。

小沢委員

わかりました。それじゃあ...

宮澤部会長

はい、他にどうでしょうか。はい、浜委員。

浜委員

先ほどのですね、西村さんの質問の中で、この河川改修案につきましては非常に構造令あるいは河川法の精神にかなり抵触してくる部分があるんじゃないかというお話しの中でですね、これはもし国が財源的な認可をしないという場合に県単で行うつもりはあるかということなんですから、そういった危険性をはらんでいる部分に対する実現性の心配をされてるわけです。今の時点ではそれはわからないという答えなんですけど、しかし現実的にもしそうな場合には県単で行う、私は行くべきだと思うんですね。今までの「『脱ダム』宣言」からの経過の中で、その辺のところをやはり幹事会としてきちっとしたお答えをしていかないと、もしこれを河川整備計画を出して国ではねられた時には、県単でもしやらないとすれば何もできなくなってしまうということになりますね。ですからその辺の見解ははっきりしとかないといけないと思いますので、もう一回再度幹事会からお答えを願いたい。

宮澤部会長

それじゃあ、幹事会から再度お願いいたします。

青山幹事長

また同じお答えで怒られるかもしれませんが、今議論の中で、部会長さんの話でも財政ワーキンググループの中でも事業費も含めて検討してるってお話しございますよね。従って、財政ワーキンググループとして、そこらんとこの判断もされるのか。全くまだ私ども聞いてませんので、これは検討委員会の中でもそういう財政っていうのはそういう観点からも検討しましょうっていうようなお話しでございましたよね。従って少なくともワーキンググループとしてのご判断っていうものは第一優先じゃないかということで、これ何回言われても今の段階では明確にそれじゃあ県単でやりますかどうかっていうのは今の中ではちょっとお答えできない状況です。

宮澤部会長

はい、浜委員。

浜委員

そういうことではなくて、私は河川管理者の立場としてどういう政策を持っているかということなんです。ですから、河川管理者としての立場でもう一回再答弁。

宮澤部会長

はい。河川管理者との立場ということはどうですか。

青山幹事長

いずれにしる多角的とか総合的な治水対策ってことで、ご検討していただけてますから、いずれにしるそういう治水対策ってことは県としてその報告を得た上で対応してくってことは、これは言うまでもないと思います。

宮澤部会長

一番今問題になってきてるのは、私ちょっとあれだったらあれなんですけど、要するにこの案を市民の皆さんや流域住民に示す時に、それが財政的な裏付け、それから国との話し合いがつく内容になれば現実性としては乏しくなってしまう。だからもし仮にどういう形にしても、この河川改修案が県単でやることになってやるということが前提でないと、この案は現実性が帯びてなくなってきたっていうことの浜委員からの幹事会への質問だと私は考えてるわけですが、そのことについて、そういうことで話ししてるということですか。(浜委員 そうですね) そのことについてはどうですか。幹事会の方では。

青山幹事長

今申し上げたとおり、財政ワーキンググループとしての検討もこれからされると思うんですよ。そう

いうことを含めてですね、この前のお話しですから。そういうことをお聞きしないうちに、私ども方の幹事の立場でこうだ、ああだっというのはちょっと越権かなと、こういうことでございます。

宮澤部会長

私が財政ワーキングのメンバーの一人だもんで困っちゃうんですが、部会長としてここで提案した高田委員さんの提案をここで俎上に乗せるということは、住民の皆さんとこの案をやるということをお約束した以外ではないとふうに考えるわけです。だれもが思うところであります。それでなかったら、高田委員さんの案は現実性がないってということなればできませんわね。ですから、財政ワーキングはやるかやらないかの以前の問題。結論出す以前の問題だというふうに私は思うんですが、幹事長に再度、財政ワーキングの立場からお聞きします。

青山幹事長

どういう事業を導入していくかってことは、それは明確に事業内容が計画がされた段階で判断することだと思うんです。先ほど申し上げましたとおりですね、いずれにせよ治水対策ってことでご検討していただいているんですから、県とすればその報告をいただいた上で、いずれにせよ一番ベターな方法と申しますか、その中でいただいている中で、いい治水対策ってことでやってくという、こういうことだと思いますけども。

宮澤部会長

そこがちょっとわからないんです。ベターっていうのは県で判断するんですか、それとも、部会でこんな二つの代案を出して住民に聞くこともなくなっちゃうんですが、そのベターな案をやるっていう意味がちょっと私には今よく聞き取れなかったんですが、どうでしょうか。他の皆さんは、そのベターな案っていうのは県が判断するんですか、それともこの今の部会でやっているとこの答えを求めているわけですが、それがもう最初からベターな案っていうのはこの部会で出されている二つの案、住民の皆さんが選ぼうとしている案と違うのかどうかっていう、今度はまたそこら辺の問題点も出てくるんですが、そのところについては、そのベターな案っていうのをベターを選ぶっていうのはどういう意味だかもう一回ちょっとお願いします。

青山幹事長

それはですね、検討委員会でどのような形でおまとめになるかその結果によると思うんですよ。その中の一つの要素として住民のご意見っていうのもベターな判断する要素になってくると。こう思ってますけども。

宮澤部会長

ちょっと、よく...、じゃあ私ばかり言っても、どうぞ、浜委員。

浜委員

この案がですね、プロセスから言うと、これから公聴会に出されて、それからいわゆる流域住民に示されるわけですね。示された後に、これはそこで流域住民の意見を十分この二案に対して、あるいは

三案になるかもしれませんが、吸収した中でこれを検討委員会に挙げてくということになります。一案になるのか、二案になるのか、三案になるのかは、まだこれからの部会長、あるいは皆さんの意見の中で集約していくことだというふうに思いますが、そこで検討委員会で検討された結果は知事に挙がるわけですね。そこで、もしこの河川改修案一本に絞られた場合、あるいは河川改修案プラスダム部分改修案、この二案で挙がっていった場合に、知事はどちらかを選択するわけです。選択しても河川改修案でいった場合に、これが国へ河川整備計画を出した時に、これはもし差し戻されてしまったということが懸念されるわけですね。これは西村さんもそういうところをおっしゃってるんだと思います。しかし、その時にワーキングの意見だとかということではなくて、河川管理者としてね、いやそういう場合でもこれだけの部会あるいは検討委員会を開きながら住民から挙げてきた案だから、これは県としては当然私はやるべき仕事だというふうに思うんですね。その見解がはっきりしなければ、もしこれが挙がって行って、知事が河川改修案を選定した場合に最終的にこれが現実化されなくなるという、そういう大きな問題をはらんでるわけなんですね。ですから、これは政策を立てる政策室長。この場所では幹事長ということですが、やはりその県の政策というものがですね方向性がある程度ここで示されなければ、これを公聴会に出してくということがいかなものなのか、その辺を私、心配を申し上げてるんです。

宮澤部会長

その意見についてどうでしょうか。皆さんの意見をお聞かせ願います。はい、新村委員。

新村委員

私はえらい難しく考えなくていいと思うんですよ。知事は脱ダムの時にいくつかのやつを出しましたですね。引堤から始まって五つくらい出しましたよね。そういうことによって解決をしますっておっしゃってるんですから、これが国庫補助がなかりと、あろうが、河川管理者としての知事は当然どちらかの案に決まればやるという、そのことをひと言でいいんですよ。あとお金がどっちでも私の方は構いません。やってくればいいんですから。それは県知事としてお答えはできるはずですよ。一級管理者ですから。いや、河川管理者ですから。そういうことだけはお答えができるはず。手法がどうあろうがなにがどうじゃなくて、長野県知事の一級河川管理者としてどちらか選んだ場合にやらなきゃいけないんですから。そのお金が国からくるとか、こないとか、県にお金があるかないじゃなくて、やりますってことは言ってもらわなきゃいけないんです。それだけのお答えをいただきたいと思います。

宮澤部会長

原点になってきております。ちょっと他の人の意見も聞きます。はい、中島さん。

中島委員

知事がですね「『脱ダム』宣言」出して、その後、引堤案だとかあるいはバイパス案だとか出てきましたね。この時に知事はですね、たとえその引堤案だとかあるいはバイパス案がお金が多少ダムより掛かろうとこれはやりますと、そういう方向にしなければいけないということを言ってるわけですね。従って、当然私はその言葉に対して責任を負ってもらって、ダムでない場合はそれは国から補助があろうとなかろうと、県の責任において、県民を守るためにそれはしてもらわなきゃいけないことだと、いうように

私は解釈してます。

宮澤部会長

はい、他にどうでしょうか。ちょっと待ってください。これはまず委員の皆さんからの意見をお聞きします。はい、藤森委員。

藤森委員

この問題は最初からダムだとかどうとかということで始まっているので、先ほど新村委員さんの言うとおり、ダムがだめで河川改修でいったってこれは当然やってくれると、こう信じておりますので、管理者の先ほどの諏訪建の課長さんらは、所長さんのお言葉の中には、県に対して努力をするという言葉がいただければ、それでもってこの問題は解決するじゃないかと。これもなんぼでもこんなことを言わなければ、たって始まらないんだから、そんなことで一つ諏訪建の方でもって、当然これは最初からダムをやるのか、河川を改修ですののかっていうことなので、これはどっちにしろやることは事実ということで、やってもらわなきゃいけないということですので、諏訪建の方ではどうなるかわからないでなくて、努力するというお言葉さえもらえばそれでいいと思います。以上です。

宮澤部会長

今重要な問題で進めております。私どもこれから公聴会、今ここで皆さんが本当に長い間11回にわたって公聴会も入れて2回、いろいろな案を皆さんでもって検討していただいているわけです。その案で絞り込んできたのが二つの案です。その二つの案の中でもって、これを実際に住民の皆さんに示すということは、住民の皆さんは当然その一つを選ぶということになってくると、ないしはこれがいいということになってくると、それは当然やってくれるというふうに理解するのが当然であります。その当然理解するところの原点であるその問題がぐらついてるという今の状況の、やりとりでございますので、今皆さんにあえてお聞きをしたわけです。私どもはこうやって部会でやり、検討委員会はこれからまたどう結論出すかわかりません。また公聴会で意見を聞き、そのところでこれだけ民主的に、部会長の部会運営のいろいろな問題のへたくそなところはお許してください。しかし、前向きに一生懸命にこうやって取り組んできた、そういう状況の中で、もし仮にこれでここでやってきたことが、全くベターな方向でというようなことになるとしたならば、ここで本当に、今先ほど西村さんの細かいところ、高田先生の細かい一つのチェック。そういうようなことでやってきたこの努力というものは全く水の泡と化してしまうと言うか、全く裏切られてしまうような感じをするわけです。私どもはそういうものを住民の皆さんにこれから話しをします公聴会に出していいものかどうかと、こういう問題点が今あるので、皆さんに委員の皆さんにお聞きしてるわけです。委員の皆さんからご意見を求めます。いかがでしょうか。はい、じゃあ浜委員。

浜委員

私はこの河川改修案というのはですね、これからのプロセスを経て、私は知事がこれを採用する可能性ってのはものすごく高いと思います。それはなぜかと申しますと、知事は「『脱ダム』宣言」をされてるからなんです。そうしますとね、今部会長もおっしゃいましたように、ここでやはりですね、本当に実現性が高いものなのか。あるいは県としてこの河川改修案に沿ったものをやるのかやらないのかと

いうことをですね、やはりきちっとしていかなければ、これをですね世間に公表していくということが大変危険がはらんでいることですから、「『脱ダム』宣言」をしておられるわけですから、この河川改修案を選ぶ可能性というのはものすごく高いということですから、相当我々も責任を持った形の中で物事を進めていかなければ安易の形で安易の中でこれを提示していくということは大変危険なことだと、いうふうに私は思いますので付け加えさせていただきます。

宮澤部会長

今意見が出ました。他にご意見を求めます。はい、笠原委員。

笠原委員

はい。今B案で出てる河川改修案っていうのは、最初から話しが出ましたように280トンを考えてある改修案でございますね。ところが、まだ基本高水がですね、集約されておりませんので、本当に詰めるというんならば、そこを詰めていかないと、本当の最終的な河川改修案っていうのはないと思いますけども。どうでしょうか。

宮澤部会長

私は今、笠原委員さんのご意見は、この時にお取り上げするわけにはいきません。皆さんの合意でこれまでやってきた話をまたさかのぼるような話しは何とも申し上げません。今ここで検討してるものが全く無意味になってしまいます。ですので、今までこの経過は全部ふまえていただいて、今の問題について考えていただきたいと思います。はい、清水委員さん。

清水委員

先ほども話しがありました、知事は「『脱ダム』宣言」の時にですね、それからまた下諏訪で1月、昨年の1月23日ですかおいでになって時も、集会の折にも、代替案っていうことを言ってるわけですね。先ほどもその話しもありました。ですから、これは必ずどういう案で収れんがされようとも、必ずやっていただけるというふうに私は今日まで思っていました。それから、また利水の問題についても、代替案は示しませんでしたけれども、一緒に考えましょうということは発言をされてるわけですね。ですから、そういった意味からもね、これはどういう案が示されようとも絶対やってくれる、この対策は講じてくれるんだと、こういうふうに私は理解しておりましたので、そういう知事の発言を受けて、県としてもこの時点で明確にやっぱやるということだけは表明をしていただきたいと思います。

宮澤部会長

他にいかがでしょうか。はい、武井委員。

武井秀夫委員

非常に論議がですね、重要な論点になってるけれども、何か今までの検討の姿勢の中では、若干部会の域を超えた形で煮詰まり過ぎてるんじゃないかと私は思うんです。部会意思を聞くというのがこの検討委員会の希望ですね。要するにこちらの意見を部会、部会を出して、検討委員会で決めるというわけですから、前提がまだまだこれ論議が尽くされない段階で、その大前提でそれをやって突き詰めていく

と今のような論議になると思うんです。ですから、もう少し、何て言いますかね、先ほども出た基本高水うんぬんに全部関係してくるんです。基本高水の問題にも。ですから、ここはもう少し公聴会出す出さないという問題の前にさらに論議を重ねないと、すぐワーキンググループの話も出てきていなし、検討委員会でじゃあこれを飲み込むか飲み込めないかっていうことを聞きながら知事に提案してくんだらうと思いますから、この段階でこれをこれ以上煮詰めてみても、仕方がないんじゃないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

宮澤部会長

あの、検討会議につきましては検討会議のメンバーおりますので、その扱いについてはいろいろな論は結構でございます。地域を代表して、地域の立場に立って部会の皆さん方のご意見をいただきました。同時に、これから地域の皆さんに意見を聞くわけでありまして、先ほど申しました基本高水の問題は一つの方向性は出させていただいたはずでございます。それを理由に今の審議をまた逆戻しするわけにはいきません。そういうことを含めまして、ご意見がある方を、ここはしっかりと大事なところでございますので、ご意見をお伺いしたいと思います。はい、宮坂さん。

宮坂委員

河川改修ということで、ちょっと待ってください。

宮澤部会長

意見があればしたら後でまたお聞かせください。

宮坂委員

すいません。ちょっと待ってください。すいません。

宮澤部会長

それじゃあ、西村さん。

西村委員

これ非常に私は大事なことを先ほど聞いたんですけれど、現在ある堤防をコンクリート擁壁で要するに  
...

宮澤部会長

西村さん申し訳ございませんけど、今その問題ではなくて、もっと違う大事な問題に入っておりますので、その問題のことだけお願いいたします。

西村委員

はい。この要するに改修案はおそらく国では許可をされないというふうに私は思っております。そうした場合、先ほど言ったように県の単費でやった場合予算がついて、仮に100万だと、100億だとしますと、1年間に1億ついても100年掛かってしまう。私は早く実現をしていただきたい。治水に対

しては早く治水対策をしていただきたいってことはずっと言ってるわけですから、その時間的な実は問題もあるだろうというふうに思ってます。ですから、補助がつくか県単でやるか、大きな違いが実はあるわけですね。13年と100年...

宮澤部会長

西村さん、ちょっと待ってください。そこまでの段階までまだありません。やらない、実現性のない案を住民に示すのかどうか。この問題に入ってるわけです。部会として今まで皆さん方がこれだけ審議をされてきた、一生懸命案を出してこられた、そのことが今代案と出されて、今ダムの場合もう予算がついておりますからこれはいいでしょう。A案の場合でいくと。仮にB案が選ばれたと、さっき浜委員さんが言われた部分は、これは非常に重要な問題です。皆さんだってこれだけ論議をして、これだけもってきたものが決定されなかったってということになると大変問題で、検討委員会も部会の審議を受けて方向性を出すということは、これはもう明確に言っていることでありますし、知事も検討委員会の答えを受けてそれを施策に講じるってことは確実にそのことについては申し上げてるということで先ほど新村委員さんからもございました。しかし、今の状況については、ちょっと若干幹事会からの答えは違っております。ここのところが今問題になっております。これは、大事なところであります。住民の皆さんに実現不可能なものをもし仮に出すとしたら、この部会、これだけ苦労してこられた意味がなくなります。もう一回皆さんのご意見をお伺いします。新しい方のご意見を特にいただきます。はい、小沢委員さん。

小沢委員

非常に大事なワーキンググループの高水の返事が返ってきた上でもってこの部会の意思を決めて、そうして公聴会に持ってかないと、今は公聴会に持っていくだけの内容がまだ(宮澤部会長 基本高水の問題ありがとうございます。はい)はい。

宮澤部会長

植木委員さん。はい。

植木委員

ひとつ原点に戻させていただきますが、私たちがこうやってやってること検討会の位置づけというものはですね、そもそも先ほど今幹事会の方が言われたことによって、何でここまで我々はやってきたのかと。非常にちょっと残念な発言だったなという気がします。今部会長が部会と検討会っていう話の中で、部会っていう話でしたですね。私は今の話しは基本的にはですね、そのレベルは超えたもう検討会そのものの問題でして、ですから、私は基本的に検討会と部会長はかなり一体的なものと思っておりますので、ですから、検討会の意義、もう一度聞きたいなと思いましたがね。正直言います。知事はこの検討会を立ち上げるにあたって最大限尊重すると言われたと私は記憶しておりますが、ですから、私はこういうこの場で議論をしたいと。してもいいんだという了解をしたわけですね。そういう意味で、検討会で決まった内容というものは、これはたとえ国がだめであったとしても、県はそれをやらなければならないだろうというふうに私は思ってこれまでやってきました。幹事会の方から先ほどの意見ですけれども、私は悪くは解釈、取るつもりはございません。例えば、検討会で出された案の中でもまだ

まだ不十分なところはもし技術的にあるならば、もう少し若干の直しもあるだろうというふうに、そういう意味で私は幹事は言ったんだろうというふうに解釈いたします。

宮澤部会長

宮坂さん。はい。

宮坂委員

先ほどは失礼しました。いろいろ考えてたもんですから。

県がですね、この河川改修を選ぶという、もし選んだとしたならば、これは当然やるべきでしょうね。そういったことは言っていたかないといけない。ただし、この浜委員がおっしゃってたように、この河川改修案、これは280トン前提ということで、これをやれというのか、ちょっと質問の意味がわからないんですけども、これを丸ごとやれっていうとまたそれは返事ができないであろうと。ただ、基本高水がはっきり決まってない中で、いろいろなこれは上にもいく下にもいくと、いうことになるわけで、それはいろいろな選択肢がある。これは規模が大きくなるかもしれないし、小さくなるかもしれない。そういうところを頭に、念頭に入れながら、県はこれを最大限...、必ずやるというようなお答えをいただけ、いただくべきかなと、私は思います。

宮澤部会長

はい、他にいかがでしょうか。はい、高田委員。

高田委員

ここで、どう実現するかということを考えても仕方がないと思うんです。それは一種の成り行きかもしれないし、無責任に言えば。先ほどから何人も言われてるやるんだということを知事がもう最初に宣言してるわけです。なんらかの方法は採るんだと。それで、我々は検討委員会に入ってるし、それに、その検討委員会に出すための案をここで作ろうというわけです。ですから、公聴会に出す時というのは、この部会の案でいいわけです。それが、最後にいってもし実現しなかったらその時はみんなで一揆を起こせばいい。そういう話しじゃないですか。だから我々はここで最大限のことやる。今宮坂さんが言われた、そのパリエーションの話はさっきも言いました。ここにこれ280トン案だと。ただし、というそれを入れてもらうということで済むと思います。

宮澤部会長

それぞれの皆様のご意見を承りました。いろいろな事情、条件、いろいろな問題はあると思いますが、ここでもって一つの出した方向をやるということは、これはもう当然植木委員さんからお話しになったように、私どもそういうふうに理解しておりますし、大方の方はどういう結論が出て、それは県でもってやる、というふうに私どもは理解していこうと思うんですが、それと違う意見の方おいでになりますか。よろしゅうございますね。それじゃあ、今の論議をふまえて、幹事長からもう一度ご答弁をお願いいたします。

青山幹事長

部会で今非常に熱心にご審議をいただいております、それが検討委員会の方へ挙がってくるわけですね。検討委員会の方でまたご審議をいただいて知事の方へ答申ということになると思うんです。答申につきましては、答申に基づいて知事が判断するんですけども、基本的にはその答申を尊重して、その治水対策を実施してくという。これは始めのこの検討委員会のあり方からの趣旨から変わっておりません。ただ、今の例えばこの部会の段階でこれについて「さあやれ」って言われても、また本委員会の議論もごさいますので、私どもとすれば、本委員会の結論をいただいた上でその結論に基づいて治水対策を実施してくという考え方でございます。

宮澤部会長

今、幹事長の方から示されました。他、このことについてどうですか。はい、じゃあ中島委員さん。

中島委員

この問題はですね、部会だとか検討委員会の問題じゃないんですね。これは。これは、部会でこう決めても検討委員会で違う方向が出るかもしれない。ほれで、その違う方向に対して検討委員会は知事に答申するわけです。従ってですね、ここで我々がどういう検討委員会でどういうまとめ方をしようと、部会でどういうまとめ方をしようと、我々がやってくる、やって、最終的に出た結論っていうのは、これは実行してもらわなきゃ県は責任を果たすことはできないわけですよ。だから、それがダムになるのか、それはどういう形にこの他の改修案になるか、それは全くわかりません。わかりませんが、出た結論に対しては、これは実行しなかったら、県は県民に対する生命・財産の保護者としての責任を果たすことができないわけですよ。従って、これはどんなことがあってもどういう形であろうと、それを実行してもらわなきゃいけない。これは県の責任だと私は考えています。

宮澤部会長

はい、浜委員。

浜委員

成り行きによって、できなきゃ一揆起こせばいいという、ちょっと学者さんとは思えない発言。大変失礼な言い方で申し訳ございませんが。私はやっぱりこの検討委員会は1億8千万という予算をもって検討委員会、それから各部会を行っているというわけです。これも県民の税金を使わせていただいてやっているということです。それで、幹事会の方で尊重をするということは、ひとつ端的に申し上げますが、我々が河川改修案が一本で挙がっていった場合にダム案にはならないのかどうか。わかりますか、私の言ってることは、河川改修案、もし一本で検討委員会が知事に挙げていった場合に尊重するということは、それを転じてダムをつくるというには絶対ならないかどうか。それを答弁ください。

宮澤部会長

幹事長。お願いします。

青山幹事長

それは検討委員会の答申が河川改修案で治水対策を実施なさいと、そういう答申になれば、それを基

本にして治水対策をやるってことは、これは前提だと思いますよ。

宮澤部会長

はい、新村委員。

新村委員

少し前に進めてもらいたいという意見です。いいですか。

さっき武井委員が、今日、この今二案ですね、大体。私はこれを今日は決めてもらいたいと思うんですよ、一つは。武井委員は基本高水が決まらないからと言ったが、先ほど高田委員も、そうでなくて基本高水が若干変わってもこの案は少しは変わるかもしれないけれども、基本的には変わらないよと。私もそうなんですよ。A案と言えども同じことなんですよ。ですからこれは検討委員会がやり、また部会でやればいいことであって、この案ていうのは変わらないはずなんですよ。ただ若干それが高くなったり、低くなったり、広がったりすることはあるでしょう。だからこの案を二つは今日はぜひ採択をしながら進めてもらいたい。そういうことなんです。はい。

宮澤部会長

皆さんのそれぞれの、部会と部会の意思についての意見も、今の幹事長さんから言われたやりとりの中で十二分にお感じになられたという感じだと思います。経過の中で、今の幹事長のご答弁で中島さんはじめ皆さん方、納得していただいて、次に進めてよろしゅうございますか。いや、本当にこれ、全員でもって大事なところでございますので確認していただかないと、それぞれ住んでるところも違うんで、高田先生の一揆を起すといわけにもなかなかいかないもんですから、しっかりとここんとこで。じゃあ、そういうことの確認を得た上で、私ども今ここでいろいろな意見が出ております。住民の皆さんにここでの長い間の検討結果。こういうものも住民の皆さんに正しく現状を伝える。これが私ども行政がやらなきゃいけないアカウンタビリティだと思っております。ですので、この説明責任を含めて、しっかりと住民の皆さんにこの経過それからそれぞれの意見。これは、例えば基本高水の問題についても一つの意見を申し上げるっていうことではないということで、先ほどご確認をさせていただきました。そういう現状、2月の20日以来、住民の皆さん方にそれぞれ出ているポイントについて、この二つの案をとりあえず示していこうじゃないかと。このことについては皆さんの考え方をお聞かせください。はい、どうぞ。武井委員。

武井秀夫委員

これを提示するということは、今様々な論議があって、公聴会に出すことはやぶさかではもちろんありません。しかし、私はあとは公聴会のあり方について、ときに申し上げようと思ったんですが、要するに公聴会をなんでやるかというということね。(宮澤部会長 公聴会のこと、ええ、そうでありますか、はい)それで要するに1回目の公聴会、2回目の公聴会の評価もできてない段階で、どういう形で住民意思を把握するという、なのか。その評価をしてからでない、これはやはり、うん、それは第3回目の公聴会やりなさいってというのは、今までの中の利水案の中にも、岡谷の第2回の公聴会の住民意思というものは、じゃあほとんど入っていないというような形ですから、公聴会をどう評価するかってことをやってかないと、じゃあ3回目の公聴会を1、2回はクリアしない限りは、3回目の公聴会をやっぱ

り立ち上げるには、かなりやっぱり論議不十分って言いますか、とこがあると思います。それで住民意思を聞くということで、いろいろの選択肢があるということで申し上げております。この、これだけのオープンな会場であるけれども、流域住民が何を考えているかということは、それはあえて数字を申し上げませんけれども、様々な情報の中で72%はダムいらんってというような形のそういう民意っていうものがあるわけなんです。ですから、ここの中では非常に甲論乙駁でずーっと11回もやってるんだけど、住民はほとんどもうそれいらんということを言っているわけですね。ある統計、アンケートでは。ですからそういうものをどういうふうな形に吸収していくかっていうことは、やっぱり部会意思の決定には大変大事なことだと思います。

#### 宮澤部会長

はい。今、武井さんからやり方の手段は別として、公聴会にこの二案を挙げてくことはいいじゃないかと。こういうご意見がございました。皆さんのご意見、これと違う意見の方、意見を求めます。よろしゅうございますか。それじゃあ、今この二つの案をこの部会が住民の皆さんに公聴会にかけると。こういう時の意見として、これを決定させていく。こういうことで、今よろしゅうございますね。皆さんの合意を得たということで進めさせていただきます。

それでは、今度は今武井さんから出たいたように、やり方のことでございます。それで今A・Bの二つの案が出ました。これのことについて、私は正しく皆さんにこの二つの案をお伝えしたいと。それから様々な議論を伝えることがいいたろうと考えております。その考え方でございますが、1回目は治水について住民の皆さんからご意見をお聞きいたしました。これは住民の皆さんが今何を考えておいでになられるんだろう。利水、2回目も利水について今何の意見を持たれ、ご意見はどういうところにあるんだろうということを、部会のそれぞれの委員の皆さんがご理解をしていただくこと。これが一番の大きな理由だったということの説明させていただいたかと思っております。ですので、部会の人たちからは私も既に公聴会で1回目、2回目もすべてご意見をお聞きするだけでございました。その中で、その意見も全部皆さん方にお配りをし、またその時に意見を言えない方の文章は皆さんに再度お配りをいたしました。その中に、この前武井さんから言われたようなご意見もございました。しかし全部のご意見を皆さん方はそれぞれ受けていただいて部会に臨んでいただいて、今日までの利水・治水そして総合治水についてのお考え方の議論が成されてきたと信じています。ですのでこれからは、この今審議させていただいたこの二つの案を中心に昨年の2月の20日の「『脱ダム』宣言」以降、住民の皆さんに説明しているところは、この前も説明しましたので、この部会が設置されてからどのような問題について議論をし、どのような問題について結論を出し、アプローチをし、調査をし、そしていくら掛けやってきたかも含めて、すべての問題について住民の皆さんにご説明し、どれが一番住民の皆さんが望む総合治水案であるかということをご検証、意見をいただきたいと、こういうふうと考えております。このことについてのやり方はともかくとして、この考え方についてご意見をお伺いをいたします。他にありませんか。先ほど来同じ人が手を挙げてらっしゃるようでございますので。武井さんから特に違った人の意見を聞くようにと言われておりますので。いかがでございましょうか。そういうことで、なければ武井さん、どうぞ。

#### 武井秀夫委員

はい、今部会長大変ご苦労いただいているのわかるんです。しかし私は第1回、第2回の公聴会の評価、

それを部会としてどう取り扱うかっていうことが、第3回目の公聴会に対する足がかりになると思うんです。私の印象から言えば、第1回の公聴会はやはり二項対立で動員がかかったような形で、様々な個人中傷や個人攻撃もそのまま通ったような第1回目であったと私は印象を受けてます。第2回はこう黙って聞いていたり、あるいは出された文章を見ると、岡谷の利水はダムからでなくていいというのが7割くらいに私には取れました。これは個人の感じですからね。これ文章を見てもそうだと思うんです。ですから部員の皆さんが、その部会をどういうふうに評価しているか。それとそれは部会長に出したファクスにも書きましたが、たかだか100人くらいであると。1%ぐらいの、だけの意見を、閉鎖的になって言ったら語弊がありますけれども、出てきた方々から聞いただけで住民意思を聴取したというふうになるのかなって私は疑問を持ってるんです。ですからそのね選択の方法は浜委員と第1回の時に言った時に伝達もさることながらその吸収は大変難しいよと。それで出てくる方がほとんどコンスタントみたいな感じがするんです。だったら私は部会のあるいは検討委員会の責任において郵送でもって意見を聞くとか、電話の聴取のようなかたをするか。そういう選択肢も考えなければ、もう始めからわかったような住民意思になっちゃう感じがするんです。ですからその辺をよく吟味していただきたいということなんです。

宮澤部会長

今、武井さんからそのご意見ございました。他の方どうですか。はい、どうぞ。西村委員。

西村委員

公聴会のやり方としては、私はこれのA案、B案をお示しするということでもいいと思うんですね。細かい説明をして流域住民が判断をすればいいと思うんです。その流域住民がどう考えるかっていうことなんです。私は10人いれば10人考え方が違う。こう二つに絞れといえどどちらかになるんでしょうけれど。私どもがこれだけ勉強して、やっとその概要という細かい内容がわかってきたのに、ダムアレルギーを最初から持ってる方がこの二案持ってくと、もう河川改修になってしまう。ですからそこら辺の流域住民のその考え方とらえ方ってのは非常に難しいと思うんです。例えばアンケートで取るとか、あるいは口頭で聞いて歩くというような形の中でも。それじゃあ我々のここまで勉強してきて全然素人からやっとわかってきたレベルまで、皆さんが同じかどうかという問題があると思うんです。ですからこれは我々部会の役割としては、こういった情報を流域住民に提供してくという、こういう情報が必要なんだということでもいいんじゃないかというふうに私は思っているんです。ですからアンケートを採るとか、例えば投票するとかっていう必要は全くないというふうに私は思っております。

宮澤部会長

今、公聴会をするということはそれぞれあれで、アンケートと今先ほど武井さんから話しがございました。今までですね、私どもは毎日こう顔合わしておりますけど、なかなかマスコミの皆さんも本当に私どものこの審議を本当にご報道いただいて住民の皆さんにも理解していただくようなところまでしてるんですが。さて、住民投票みたいなものができるのかどうか。そういう問題点。それから、もう一回申し上げますが、私ども治水についてはですね、検討委員会の議事録の中で私も確認しましたですけど、地域住民の意見を聞いてくれとこういうことになっております。それから利水の方は当然岡谷市、それから下諏訪町、この水を経験している人たちのご意見を聞かなければならないと思います。それが

ら数の問題なんです。私も数、ずーっと調べてみました。それでですね、例えば高校通学制検討委員会の中間まとめに対する意見、72名です。それからこの間出ました県政改革に対する問題点ですね。これについてのメールはわずか100通です。ですので私は数の少なさ多さというものは、あっこれで払しょくされたんだなあ、と、思っております。ですから私どもは流域住民に正しく伝え、そしてその経過をしっかりと伝え、そしてそれに対して意見を聞いて、それを正しく分析していくということではないだろうか。私はこのように実は考えたわけです。それでそういう中でもって今回こういうような形の話が出ました。私は、そここのところの例を今数のごとで武井さんからお話ありましたので、私もこのことが一番心配でございました。正しくこのことを理解していただくために、実は地元のテレビ局の皆さんに、こういうようなことでこういう経過があったんだということをお伝えいただくような機会をいただけないだろうか。こんなようなことも含めて今ご提案をさせていただきつものであります。今まで20年間ここんところに来てきたけど、ここにおいでの方々の19名の部会のメンバーの方々、本当に私は頭が垂れるくらい、この地域のことを考えて、そしてそれぞれの立場に立って本当に真剣に論議していただいた。そのことを私はまず一番始めに流域住民の皆さんや岡谷市、下諏訪町の皆さんに伝えなきゃいけない義務が私にはあるんじゃないかなと、こういうふうに思いました。それと同時にですね、やっぱりここで行われた審議、これについても一つ一つ正しくお伝えすることがまず大事なんじゃないだろうか。それを伝えてからそれをどう判断するかっていうことは甘んじて受けられないんじゃないだろうか。1回目、2回目のお話もございましたですけど、今回については私なりきに次の提案をさせていただいて、ご意見をいただかしていただきたいと思っております。私からの提案は、まず治水について。この前も申し上げました。ここでも何回も出ました。特に西村さん、中村さん、清水さんから出ました。皆さん方これだけ氾濫が想定された時に、私どもは3メートルの水をかぶる地域ですよ。そうじゃない方々がいくら砥川がどういうふうな形で最高に氾濫するとしても、あんまり関係ないところのご意見ではと。こういうお話が部会の中で何回も出されました。私はここで氾濫想定区域というものがここで論議をされました。その論議をされて、この間も申し上げましたけど最大氾濫区域。危機管理室長から下流で加わってきた時はどうなんだと。下流で加わってきた時も、それから上流で崩れても、一番切れた時に多くの皆さんが最大氾濫が加わられるという対象の方々。その人たちのご意見を治水対策については聞くべきではないだろうか。という考え方をもちました。それから利水問題については、これは今対象とされている水、この水をすべて飲んでいる方々が対象であると。それが地域の皆さんの声を聞くということになるのではないだろうか。というふうに考えまして、前回提案をさせていただいたわけでありまして、最大氾濫区域の問題につきましては、ちょっと映してください。この部会で何回も提案をされまして出された最大氾濫区域はこの区域であります。相当広い区域であります。この間危機管理室長が下流で切れてもということで、これは下流で切れた場合も含んでいる数であります。この人たちを治水の場合については対象にすればどうだろうと。ということで、皆さん方に今お配りを申し上げます地図の状況。これに合わせて少しこの人たちより余分にかかるということで、各通り、ストリートごとにそれぞれピックアップをさせていただきました。はい、結構でございます。消してください。この人たちにどのように呼び掛けるかということにつきましては、この経過として、とにかくご参加いただきたい。この総合治水について皆さんぜひともお出かけください。私はこの状況でお伝えするしかないと思っております。どうしてもその人たちを連れて、首っつらもってこっつこっつ、という考え方で民主主義というのはいいんだらうかなあ、というふうに思いました。ですので、こちらからお知らせできることはすべてお知らせする。特に防災無線の届く範

困。これでは必ずその人たちにお話しを、防災無線で連絡するのが一番の、もし仮になんか氾濫した時の最悪の状況の行政の方向でございますので、そういうような形で伝えさせていただいたらいかなものかなと、こんなように考えます。そういう中でもって、もしお越しになられる方、来られない方。それぞれあると思いますけれど、そういう中でもって、先ほど武井さんから他のアンケートとかいろいろなお話しがありました。そういうことももちろんあると思いますが、この部会は独自の部会でございますので、ここで開かれた状況。今までの状況をすべてそれぞれの流域住民の皆さんにお聞きをして、そこでもって自由かつ達なご論議をいただく、ご質問をいただく。それは長く掛かってやるべきだと、出る限りやるべきだと。こういうふうに私は考えております。そういう中で皆さんの意見を聴取させていただいて、それで一定の方向性をお聞きしたいと考えております。利水の問題も同じであります。岡谷市の全員の皆さん。それから下諏訪町の全員の皆さん。この人たちの住民の意見をお聞きするということでもあります。もちろん町の意見、それから市の意見を、行政的にこれを決定するのは市議会であり町議会であります。その人たちの行政的な立場をあまり脅かすようなことをするべきではないかもしれませんが。またそうじゃなければ住民の投票とこういうような問題がありますけれど、この県が、県条例で設置したこの部会で、検討委員会の部会でそこまでやっていいかというものについては大いなる疑問が残るところであります。ですので、そういうような形の中で私は一応の線を引かしていただいているのではないかなと、こんなふうに考えてまいりました。そんなことで、この終わった後、数人の方々から私に対して部会は、公聴会はどのようにやっていくんだと、こういうようなご意見も出ましたですけれど、私はこの前もちょっとお話ししました。今日、明確に再度検討した結果を申し上げます。これについてご意見がございましたらお出しいただきたいと思います。はい、笠原委員さん。

#### 笠原委員

はい。その参加するのにですね、こういう問題について制限するっていうことはいかがかだと思いますけれども。その意見をね言う時に、その区域の方を優先的に意見を言わせてあげると、これは僕はあってもいいことだと思います。それからその区域の方がですね、本当に皆さん出ていってちゃんと意見を言ってくれるのか。かえってですねそういう地域に制限されちゃいますと、かえってしゃべりにくいって言うか、言いにくいっていう方が出てくると、そういう問題もあるかだと思います。それからちょっと言わせてもらいますけど、この前ちょっとカンニングみたいなことが行われましたですね。部長さんもご存じだと思いますけど、同じ紙が、名前が違って出てきたというような...はい、僕んとも見ま...ちょっとびっくりしましたけど。そういうようなことが行われやすいんじゃないかと、絞ってると。そういうようなことも含めまして、そういうそこを絞るといことはちょっと問題じゃないかと僕は思います。

#### 宮澤部会長

はい。まず流域住民のことを、でございますか。笠原さん。今回部会についてですね、先ほどこの部会に手を挙げたけれど、私落とされたっていう話しの方がございましたが、岡谷市それから下諏訪町に限らせていただいて、多分このところの方々は部員として出ていらっしゃるんじゃないかと思えます。それは、どこの方、例えば諏訪の方とかこのところのダムに関係、ダムをつくるという関係の中からスタートしてますから、それに関係ない人のメンバーは全部拾ってないはずですよ。ですから、まず第一番目の考え方としては、当然、外の人たちにこのことをお伝えして意見を言っていただくというこ

とは、その範疇（はんちゆう）ではないと思っております。それから、流域住民の意見を聞くというのは、私もいろいろ考えましたけれど、そこの人たちが氾濫された時に被害に受けるのはその方々なんです。その方々の意見を聞かないで、他の意見を聞いても仕方ないことですね。これはもうだれが考えても同じことです。それから検討委員会でもそのようなことでございますし、流域住民ってのは、そういうことだと思っております。私も全部議事録をしましたら、基本高水の大熊座長もそういうようなお話しでございました。私が再度確認しまして、それに併せてその数行後で、今日ご出席の幹事長も流域住民という言葉の意思を確認して欲しいということが幹事会の方の長からもその部分が議事録に記されておりました。ですので、私はこれは流域住民の意見を聞くというのがいいんじゃないかなと。私はそういうように思っております。それから今回の場合は皆さんが意見を言っていたくので、カンニングのペーパーを出していただくとか、そんなようなものでもありません。ですので、それぞれ皆さんから説明をし、それぞれの意見を言うわけでございますから、それにペーパーが出るとか、どうのこうのというようなことで意見をするというつもりはないわけでありまして。私はそこでもってどちらの意見が良かったんだと、マル・バツを出口でつけていただくかどうかという問題かなあと、こんなところまで思っております。そこら辺のところまで出せば、もうはっきりとわかるのかな。住民意思是、こういうようなことまで私も今までいろいろとやる中で考えてまいりました。そこまでやらなければ当然住民の皆さん方の意思というものがはっきりと伝わってこない。それにはカンニングペーパーみたいな、だれかの意思によってあれするというようなことは出てこないだろと。こういうふうにも思ったりもしたわけでありまして。ここのやり方のことについては私のただ単なる提案でございます。皆さん方のご意見を承りたいと思います。どうぞ、はい、中村委員さん。

中村委員

すいません。質問も前出してあるので（宮澤部会長 今の問題のことについてお願いいたします）それを…。それはもうそれでいいと思います。もう、私は本当にもう一番被害を受けるところに住んでる人間ですんで、その中で絶対それもう論議してもらって、地域住民、本当に私たちが一番受けるわけですからね。それはしっかりやっていただきたいです。

宮澤部会長

はい。今のご意見について違う、はい。ええ、佐原さん。

佐原委員

流域住民と氾濫区域住民は違うと思うんですね。もちろん氾濫区域住民に意見をたくさん言っていたくのはいいんですけども、それだけに絞るっていうのはまずいと思うんです。

宮澤部会長

佐原さんの流域住民っていうのはどういうこと。

佐原委員

私は砥川の流域の住民という意味でとらえてます。というのはA案・B案は河川改修、あるいはダムプラス河川改修ですけども、その他に総合治水という案がそこにプラスされて考えられてるから、あな

がち氾濫区域住民に限るのは当たらないと思います。

宮澤部会長

はい、他にどうでしょうか。はい、新村委員さん。

新村委員

私は公聴会はこの前もお話をいたしました。まず、今までこうしたマスコミ・テレビ、いろんな形でもう11回に今度、今日ですね、及ぶものを克明に出してもらってますから、住民は相当までも浸透してるはず。これが知らないってかたちになると、これはやむを得ないと思います。私はそう思ってます。従って、公聴会も2回も開かれています。今回もまた開かれます。ですから、ここへお見えにならないっちは、これはある意味では理解してる方、ある意味では行かなくてもいいって方、ある意味では反対だけれども賛成だけれども行かなくていい。いろいろありますから、私は公聴会っちは、きちんとしたものとして私は性格付けをして、これはここに来る方々だけでよろしいと。その場合には過般も申し上げましたが、賛成・反対の方々からそれぞれ同数の意見を聞く。そしてそれをもってひとつの判断にさせていただいていいんじゃないかなと。さらに今部会長さんは出口でマル・バツをやるうと言ったけど、これは私は反対です。というのは、それ同数のものが来てればいいんですが、同数のものが来ない場合にやれば、これはおのずと答えは一面的になりますから、そのことも含めて私はそのことにも賛成はできませんので、それで申し上げます。

宮澤部会長

他にどうでしょうか。武井さんの他にいらっしゃいませんか。はい、中島さん。すいません。決してあれしてるわけじゃございませんが。

中島委員

これなかなか難しい問題ですが、もう基本的にはやはり流域住民をもう最優先すべきであるというように私は考えてます。それで、その前提としてですね、やはり我々が今までやってきた情報、こういう情報をよくしっかり流しておく、ということが非常に重大な、事前にね流しておくということが非常に重要だというように思います。従って、今部会長さん言われたように、広報で言うとかですね、そういうようなこともひとつの手だろうと思います。ほれで、あるいは基本的な今までのまとめたようなわかりやすい、まとめた一つの文章を流域住民に配るとか、そういう事前にそれなりの理解をもらえるような形で、そして意見を言っただくと、いうことにしてもらいたいなというように思います。

宮澤部会長

はい、武井委員さん。

武井秀夫委員

今中島さんが言ったとおりだと思います。周知方法をどうするかって、先ほど部会長も言われましたね。非常に難しいと思うんですね。じゃあどこまで情報を開示してどういうものを全戸配布するような形にするのか。あるいはマスコミを通じて伝達するのか。そうすると周知期間を考えないと一週間でいいと

か三日でいいというわけにいかない場合もあると思うんですね。その辺の方法論をもう少し絞って考えないといけないと思います。それと今新村委員がおっしゃったことに関して、始めから同数でやったらもう何にもやることないんです。ですから、それはもうとうナンセンスなんで、会長が、部会長が言われたように、紙へマル・バツっていうやつもかなり大変なことだろうなと。じゃあ投票用紙と同じようにはんこを押してですね、それを監理委員がいないとできないって。それをいくつも集めて書いてたことだってあり得るわけなんで、それは非常に難しい形だと思いますね。じゃ、そんなにいろいろ難しいとすれば、ある一定の周知期間をきちんとした情報提供して、その情報提供はどうするかってことも問題あるんでしょうけど、そして郵送で返事を聞くとか、そういうふうにすればしゃべりやすいし、無記名で出してもいいという形にすれば、出す方は特定してるわけですから、そういう選択肢だって私はあながちできない相談じゃないと思うんです。それでないとね、始めから同数で来れば同数の意見を言って、それで終わりってことですから。それはちょっと来れません。

#### 宮澤部会長

今、このところで意見が出ています。公聴会の意見と、それから今郵送でもってそれぞれの人たちが送ってもらう。これ住民投票と、これは記名っていうことなるとは思いますけど。無記名ってわけにはいかなくなると思いますけれど、そういうような二つの意見が出ております。そういうことになって、公聴会で私は意思を聞くというのが今までこれでいいのではないかなと思いますけど、やっぱりそれぞれの皆さん方の考え方もお聞かせいただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。はい、宮坂さん。

#### 宮坂委員

はい。基本的に全町民を対象に公聴会は開くべきだと思うんです。ただ、私、部会長が前回ですね洪水氾濫区域ということで、そういう手もあるのかなと思いました。というのは、なかなかその意見が聞こえてこない。私自身個人としては本当に氾濫区域の砥川流域の方々がどう思っているか、ということは聞きたいです。アンケート結果とかいろいろの間接的なことはですね、それはまあわかってます。ただ、部会としてやはり聞きたい。個人的にも聞きたいということは、これは正直な気持ちです。ですから、制限方法なんですけど、一応、全町民、下諏訪町・岡谷市をオクケーにしておいて、先ほど笠原委員がおっしゃったように、それでは流域の方々、意見いかがでしょうかと、そういう形で全部を制限するのではなくて、ある、どのくらいの割合かわかりませんが、少し多めにですね流域圏の方の意見を聞きたい。というのは、なかなか流域の方ってはっきり発言できないと思うんですね。ここに来られてる方はねよほどしゃべりたいか、目立ちたいか、それに度胸があるか。そういう人なんですけれど、一般住民ってそうじゃないんですね。やっぱりしがらみがありますしね。いろいろそういう抵抗あるわけだから。ということで私は結論的に全町民は対象。ただし、その中で部会長判断の中である程度の流域の人を指定してその中で意見を聞くっていうのはどうかなって思います。

#### 宮澤部会長

私もですね、これ下諏訪町で20年もやってきたことじゃなければ、私も広くてもいいと思ったんですよ。20年間お話をされてきた中で、ダムあるか、ダムなくしてるかと、ということでダムあるなし関係なく、一番被害を被るのはだれかなと。そのための治水対策でなければならないはずだと。それ

に関係ない人がお話をしてみても、とてもそのところの気持ちにはなれない。先ほど中村さんもお話しになりました。今宮坂さんからその人たちの気持ち聞いてみたいというお話しございました。私ども検討委員会でも同じです。他の人たちのところはいろいろな理念もございましょう。哲学もございましょう。信念もございましょう。そういう中で様々な意見は皆さん方がここでもってお話しになっておいでになります。今回出した問題は、治水関係は、もし砥川が氾濫した時におれのうちはどうなるんだと、その人たちが案を言わなかったら、全国に注目されていると先ほど危機管理室長が話しましたけれど、その人たちを対象にしなくて、一体だれを対象にするのかなと。こういう感じを持ったわけです。これは今氾濫区域の図、できてますか。この今出したものとフロッピーと同じものが用意をさせておきました。岡谷市にもおいでになります。この氾濫区域は、岡谷市とそれから下諏訪町と二つあります。この前の時に片方だけ、これでございます。両方、片方だけじゃなくて両側にそれぞれやっている形を出しております。ですから、これが最も氾濫した時になんらかの被害が加わる時。これはもちろんダムがあるとかないとか、河川改修があるとか何とかじゃないです。今の砥川のまんまでということです。それで、一番切れたと、これはもう何度もこの部会でもこの図は検討いたしました。この人たちが災害が起きた時に、例えば、中村さんのところは3メートル水がかぶる。西村さんのところはこうだと。清水さんのところはこうだと。こういう話しなんでありませう。それで私はあえて今ここで氾濫区域に指定された三人のご意見をお聞きしたいと思います。清水さん、お願いいたします。清水さん、違う。失礼しました。藤森さん、お願いいたします。ごめんなさい。

藤森委員

はい。私は砥川からそうですね直線で、生まれた時は（宮澤部会長 ええ、わかっております、どうぞ）ああそうですか。はい。これはね、先ほどっから部会長さんの言っているとおり、主体は氾濫区域を主体に考えてもらいたい。ほして、そのあとが利水というような水道とそういったようなこともあるで、若干はそれはいいけれど、主体はもう氾濫区域。ほして、この議論をねいつまでもやっただってもう刻々と入梅が近づいてるんだから、こんなことをいつまでもやっただって、これはしょうがないと思うんです。以上です。

宮澤部会長

はい、じゃあ西村さん。

西村委員

私も一日でも早く治水対策をお願いしたいというふうに思ってます。氾濫すれば2メートルという一階部分がそっくり埋まってしまう場所に住んでおります。ですから実現性が一番高い、早い治水対策を望んでいると。また、もう一点すいません。たまたま町内会長ってことで前回の部会には大変失礼いたしましたけれど、私は町内会長で会合を開くたびにこの話を持ち出してあります。皆さんが被害を受けるんですよ。どうするんですかということは投げかけてあります。少しでもそういった情報活動、それからこういう治水対策の案についてはいろいろ出てますからということで申し上げてあります。従って早い段階で公聴会をやるんでしたら資料を配布をお願いしたいというふうに思っております。

宮澤部会長

はい。今それぞれ三人の流域住民、氾濫流域住民ですね、これ流域住民ってということだと思んですが、河川でこれ治水の問題、堤防が切れたらどういう被害を、これを守るかということで、やるわけでございますから、私はこれを広げることの方がおかしいんじゃないかなあと。こういうふうに思います。何で広げるんだらう。はい、植木委員さん。

植木委員

これは、ここしか呼びかけないということ。この方しか意見を聞かないってということですか。

宮澤部会長

違います。先ほども言いましたように、流域住民の皆さんには、流域住民に治水のことについてお伺いをいたします。切れた時どうするかと、その意見をお聞きします。それから先ほど申したみたいに、利水、飲み水、このことについては岡谷市と下諏訪町全域にかかることですから両町村のことを承ります。こういうことです。

植木委員

そうするとかなり広い部分の人たちに呼びかけるってことね。

宮澤部会長

それを分けてやりたいってことで、この間提案したと思います。

植木委員

分けるというのは例えば時間を分けてってことですか。(宮澤部会長 ええ、もちろんそうです) そうすると最初の治水の場合にはここの住民しか来ないってことですか。(宮澤部会長 そうです。そうです) ここしか来ないってことですか。(宮澤部会長 そうです) そうなりますと、ちょっと私の考え方を一つ言わしていただきたいんですが、私も基本的には公聴会ってというのは開けた公聴会であるべきだと思ってます。それで、ここのだけというふうになりますと、先ほどから部会長、この重要性というものを言われておりますんで、私もその辺はよくわかりますが、ただし、私はどうしてここの人たちがこんなにも大変な苦勞をしてるのか、つらいのかということ周りの人も聞いて当然だと思うし、そういうことによって地域の中の何て言うんですか、考え方っていうものがですねある程度理解を、お互い理解できるんでないかと思うわけです。ですから限定するということは、私はあまりそれはよろしくないんじゃないかと。そう思います。ある程度ですね広く集めながら、ただし発言は、例えばですよ、ある一定の時間の中でここの住民の人たち、被害を受けるところの人たちの意見を特に聞きましょうというような、それは座長が、としての部会長がコントロールするという、ですね、そういうようなパターンの方が私は望ましいのではないかとこのように個人的に思います。

宮澤部会長

はい。いろいろな意見が出ました。はい、中島委員さん。

中島委員

私も全く植木委員の意見と同感です。ほれで、と言うのは、呼びかけは全町にすると。ただ意見を言ってもらうのはその流域の住民の方たちに言っていただくと。いうことがいいじゃないかと、いうように私は考えてます。意見をそこで発言してもらうのはね。そして、そういう危険流域に住んでる人たちの悩みあるいは苦しみ、それから不安、そういうものを全町の人たちに聞いていただいて、そしてそういう中でお互いが相互理解ができて、そして一つの方向へまとまっていくというように私はなっていくように思います。

宮澤部会長

はい。今、大体答えがそれぞれ出てまいりました。私がこだわるものでもありません。私は一つの理念と、理念じゃない、一つの理論を申し上げたわけでありまして。つまり治水というものは被害を被る人たちのためにあるものだ。だから被害を被る人たちの意見を聞くことは大事だと。この前もその人たちの出席もそうだけど、傍聴と、これ多分宮坂さんだと思いますけど、傍聴は皆さんに呼びかけてもいいんじゃないかと、こういう意見もこの前あったかと思えます。そういう経過をふまえて、私の方でもどういふふうにすれば皆さんの一番のより良いものができるならば、それで構わないと思えます。いかがでございましょうか。はい、浜委員。

浜委員

大体意見が集約されてきたと思えます。私も今、中島さんのおっしゃった案、とてもいいんではないかなと、あるいは植木先生もおっしゃっておりますが、このA案とB案に対して広く住民の方々に見ていただいて、自分自身それぞれのご判断というものがあろうかと思えます。特に、この氾濫洪水区域の方々は利害関係者でございますから、ぜひともこれ町の行政のですねあらゆるチャンネルを使って、この洪水氾濫区域の方々にはしっかりとピーアールをしていただいて、ここの方々が一番重要だということをしてですねその洪水氾濫区域の方々にお示しを願ってですね、ぜひとも多くの方々、特にこの区域の方々には出ていただけるように最大限のピーアールをしていただくということが私は大事ではないかと、こんなふうに思ってます。

宮澤部会長

よろしゅうございますか。今、大体出てまいりました。要するに公聴会でいこうと。これ日程的なことはちょっとまた後でございますが、それで、防災無線等を含めて、それなりきの状況について、これでもって出席していただくと。それから、ここでもですね藤森さん、西村さん、中村さん。それぞれ流域住民の皆さんのご意見っていうのを私どもはやっぱりそれは尊重しなければなりません。そういうことでもって流域住民の皆さんのご意見は別途求めると。ただ、その中の会場の中において、他の人も入っていても構わないと。こういう判断でございます。そういうことそれぞれやりたいと。こういうことでございます。よろしゅうございますか。そのところまでの経過について。はい、武井委員さん。

武井秀夫委員

大変、申し訳ありません。手ばかり挙げておりまして。要するにそれは流域住民ということをね、だれがどうやってその識別してやるんでしょう。いや、だから見えた時にです。会場に見えた時に、様々な人たちがいますよ、その中には。アパートに住んでいて、その方がどうかってわからない。役場の職員

の皆さんだって全員を知ってるわけじゃない。それを、こっちは流域住民の人ですか、そうでないですか。っていう判別がねそういう意味で非常に簡単なように見えますけれど、難しいですよ。その辺どうやるんでしょう。ちょっと単純な疑問です。ちょっと心配なんです。

宮澤部会長

受付でやればよろしいと思います。はい、高田委員さん。

高田委員

植木さんのやり方で、ある時間は優先的に。その時はどこに住んでるか名乗ってもらいますから、その辺は性善説でいったらどうですか。自分はその範囲に入ってるということで。だからどこのだれいう、この前と同じように名乗っていただいて、それで判断してもらって、あとでわかってもらってもその方はちょっと違いましたねということ、座長として言ってもらったらいいと思います。

宮澤部会長

いかがでございましょうか。そういうことで、流域住民の皆さんのご意見を聞く。それから、ベースは氾濫住民、ここで検討してきたわけですから、検討してきた氾濫流域住民の皆さんということ念頭におく。それから他の問題もからみもあります。ですから、また岡谷それから下諏訪、それぞれの人たちに利水を中心にお聞きする。こういうことで進めさせていただきたい。そうすると時間を決めて今から流域住民の皆さん、今からこうだということになると、同じ説明で私ども楽だと思うんですけど、そういうことでよろしゅうございましょうか。やり方は、皆さんの大体合意のようでございます。いいですね。これ。はい。それじゃあそんな形で決まりました。

日にちでございますが、今現状は10日の日、午後ずーっと取ってございます。その後の日にちで取れるのは浅川との絡みでなかなか取れないと、こういうことでございましたので、一応10日の日を予定して取ってございます。これについては先ほどちょっと時間がねえじゃないかと、こういうお話してございますが、いかがでございましょうか。それでなかったら24日までいってしまいます。24日ないってしまいますと、27日の日に検討委員会がセットされております。それまでにもう一回ここで部会を、その公聴会の意見を聞いてやる機会がなくなってしまう。その最終的な機会が一番大事なことでございますので、そこら辺も含めていかがなものか、ご提案を申し上げます。いかがでしょうか。どうぞ、武井委員さん。

武井秀夫委員

やっぱり周知期間その他が整合性のある伝達がその一週間の間に行えるかっていうことが非常に心配なんです。ですから、やはり私は10日は無理だろうと私は思います。私は思います。

宮澤部会長

他の人のご意見はどうですか。特に町長さん、どうでしょうか。

新村委員

私は精力的にね、今これだけ上がってますから、盛り上がってますから、精力的に皆さんにできるだけ

ピーアールし、広報無線も使ったり、あらゆることをして、予定どおり10日にやってもらえれば一番有り難いです。

宮澤部会長

はい。どうでしょうか。今手段を用意していただける下諏訪町長さんの、岡谷市長さんお見えでないんですけど、お話しもごさいます。幹事会の方で何とかご努力していただいて、もうここまで盛り上がってこれで途中で離れてしまいますと、すいませんね、おふたりとも。私ももう何度ももう鳴っておるんですが、そんなことで10日の日にさせていただければ有り難いと。それで、10日の日にさせていただいた後、それでまた、多分今の話を聞いておりますと、一回で公聴会の後の部会がすむかなというそんなような危惧さえ感じているところでございます。ですので、私はそういうことの中でですね、そういうこととなりますと午後ずーっと10日の日はやればいいわけでございますので、他の日にち17日の日は残念でございますが、浅川の現状もでございますので、そこら辺のところでは10日の日に予定どおりやらさしていただこうかと、こんなふうに思うところでございますが、いけませんか。はい、どうぞ。宮坂委員さん。

宮坂委員

いや、いけませんかと言われると。ちょっとやっぱり一週間きついのかなって思うんですね。物理的に。この前たしか西村委員さんが公聴会の時に二週間ぐらい欲しいなということをおっしゃったのもお聞きしてます。私も二週間ぐらいあった方がいいのかなと思うんですね。例えばどういう周知の仕方をするかですよ。この前の公聴会の時には各戸に、各戸に趣旨、A4で紙がねこう回ってきたわけです。これを班で配ってきたんですけど、それができるかどうかですよ。そういうことができてなおかつ(宮澤部会長 はい)重要なことですからね。周知期間っていうのは本当は必要だと思うんです。できればその17日あたりにねセットしていただければ本当はベストだと思うんです。例えば16日の土曜日なんか難しいんですか。16日土曜日ですね。

宮澤部会長

土曜日でいいでしょうか。私は日曜日でなければまずいと思っておりましたものですから。当初このところで一番多くの人たちが来れるのは、土曜日は勤めの関係の人もごさいますし、普通日曜日は休みなので、自由意思がということで、私は日曜日がいいのではないかなと、こういうふうに考えたわけです。はい。

宮坂委員

この前西村委員さん、二週間ぐらいがいいなっていうことおっしゃったんですが、いかがでございましょうかでしょうかね。

宮澤部会長

それで10日ということにしたんですけど。はい、どうぞ。

西村委員

周知徹底の方法は今町長がおっしゃるように、例えばこれを印刷、カラー印刷をして、もう一つシミュレーションのマップと趣旨文をつけて各戸に配布すると。これ配布する方大変ですけど、間に合えば2、3日前には手元に届くだろうというふうに思います。ただ、やっぱり予定を組んでしまっていると、どちらを優先するかと。私は本当はこっちの治水対策の方を優先してもらいたいですけれど、どうしても家庭サービスを優先する方が最近が多いという中で、なかなか出てこないだろうということと、もう一点危惧されるのは、先ほどから言っているようにこれを説明責任があるわけですから、財政ワーキングの方でどこまで煮詰められるかと、というのが実はすごく問題があるろうという、質問があった時に答えられるかどうか。今日の幹事会のような答弁だと住民は納得しないというふうに思います。ですから、その辺も絡めて10日で大丈夫なのかなっていうことは実は思っております。

宮澤部会長

今、そういうようなお話も出ました。17日でも、17日はもうだめだということでございますから、17日にはできないと。浅川部会があってできないということでございますから、24日にはそういう状況だということでございますから、必然的に10日しかないということです。それで今町長さんや幹事会の方で、岡谷市・下諏訪。町長、岡谷市の方どうですか。徹底できますか。あの徹底できるっていうか、来るか来ないかともかくとして、その流域の住民の皆さんにはすべてをお話しいただきます、いただかなきゃいけません。あとはコールするようなことができるかどうかですが。

岡谷市 太田水道部長

この内容ですね、事前に周知するということは、その一週間で周知するということは難しいと思うんですよね。(宮澤部会長 内容までじゃなくて、出席していただくということだけですね)その、そのやる、やるということを10日にやりますよと、お越しく下さいと、ということについては新聞等に協力いただいて何とかしたいと思っておりますし、はい。と思っております。

宮澤部会長

それと私の方でもですね、今日の経過のことについては、ちょっと記者会見等をさせていただく中で周知を徹底させていただこうとこんなふうに思っておりますが、そんなことでできたら10日の日でいかしていただきたいんですが、よろしゅうございますか。(財政の方は大丈夫...)はい、大丈夫です。それまでにやりましょう。そんなような状況でお願いするしかないような気がするんですが。ええ、よろしゅうございますか。はい、清水さん、どうぞ。

清水委員

様々な議論を聞いててなかなか難しいと思うんですが、たしかに一週間という日程では厳しいような気もしますけれども、いろいろまあ日程考えますとねやむを得ないのかなあというような感じもいたします。最善の努力をしていただいてその日にやっていただくようお願いしたいと思っております。

宮澤部会長

今、そんなようなお話もございましたんで、それでいかさせていただきますかと思っております。今のような徹底については最前を期すと、こういうような形でいかさせていただきますかと思っております。それでないともう

24日までいってしまいます。24日では先ほど申しましたように必然的に部会としての状況が無理でございますので、そんなような形で最善を尽くしていただくと。町長さん、それから岡谷市さん、下諏訪町さんそれぞれご協力をお願いするということをお願いさせていただくと、ということでここは決めさせていただきたいと思います。大変メンバーの方々それぞれお忙しい方で、みんなそれぞれ歯が抜けたように抜けてしましまして、私も7時から会議を持ってるところでございますけれど、申し訳ございませんけれど、今日はそういうことで触れさせていただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。はい、どうぞ。

中村委員

私質問したところで、それは答えていただけますか。今日、いいですか。

宮澤部会長

今日はちょっと時間ありませんので、これで、部会長代行がいれば代わっていただきたいんですが、部会長代行の方がもう帰ちゃっておりますので、申し訳ないんですけど、後にしていただければと思っております。この次の、公聴会終わった後も終わりではございませんので、どうかその時に部会をやるということでお約束しておりますし、その段階でございますので、こちら辺で公聴会の方へ移らせていただきたいということでございますがどうでしょうか。はい、西村委員さん。

西村委員

すいません。周知徹底の件ですけど、10日になりますと実は赤砂、大変大人数、大所帯でございます、これから印刷物がまわってきても10日に間に合うかどうか非常に不安です。従ってできましたら新聞等一面を買い取っていただいて、この地図それからすべてカラー印刷で広告を出していただいて、当日それを資料として持ってくるようにというようなコメントで周知徹底をお願いしたいと思います。

宮澤部会長

私はですね、来ていただくということだけ連絡をしていただくようなつもりでございました。と申しますのは、内容につきましては、来ていただいてそのことについてお話をして、関心を持ってない人でなければこれを見ても右から左だと思えます。ですからやっぱり、ここへ来ていただくことが一番大事でありますし、新聞で見えていただいて、はあわかったということでもって済まされる問題ではありません。来ていただくということが一番大事で、そこでセレモニー、失礼。そこでいろいろなものがスタートするわけですから、そこまでの必要性を私は感じておりません。来ていただいて正しく認識していただいて、正しくご意見をいただく。それを私どもは参考にしていく。こういう形でいいのではないかと思います。それから、大変、県財政も不如意の時期でございますので、できたら新聞広告の一面は勘弁していただきたい。こういうふうにはっきりと私は申し上げます。そこまで部会長としても県当局の財政の中でお願いする気持ちは持ちません。それですね、ここの下諏訪の問題も、岡谷の問題もそうでございますが、流域住民の皆さんに関心を持ってもらうということからスタートいたします。それは行政のアカウンタビリティーでもございますが、そのためのマスコミの皆さんの何とかお力を借りながら私ども努力をいたします。行政の皆さんも努力をしていただくということで、これでもって私はいいのではないかなと思います。そんなことでよろしくお願いしたいと思います。

大変、ばたばたになりましたですけど、時間も1時間半近く過ぎようとしております。そんなことでなんとかよろしくお願ひしたいと、こういう考え方でございます。

よろしゅうございますか。町長さん、市長さんおられませんが何とかよろしくお願ひもうしあげます。先ほどご決意もございましたので。

それでは、今日も大変長い時間になりまして、ちょっと部会長が疲労困ぱいということもございまして、いつも以上にまとめ方がへたくそであって、皆さんにご迷惑をおかけしたんじゃないかなとこんなふうと思うところでございます。そんなことで第11回目の部会、本当にありがとうございました。